

地方創生における地方分権改革の取組

内閣府地方分権改革推進室平成 26 年 10 月

地方創生における地方分権改革の位置付けと取組の状況

地方創生の基盤となる地方分権改革

- 地方分権改革は、地方の自主性・自立性を向上させることにより、地方が創意工夫を活かし、 地域の特性に即した課題の解決を図ることができる枠組みづくりを行うもの。
 - ⇒ この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の一つ

地方分権改革の提案募集方式における地方創生に向けた取組

- 本年から、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案(権限移譲、規制緩和(義務付け・ 枠付けの見直し))を募る「提案募集方式」を導入。
 - <126団体953件の提案あり>
- 地方からの改革提案のうち、「地方創生と人口減少の克服に関連するもの」等を重点事項とし、 地方分権改革有識者会議の下の提案募集検討専門部会で、本年8月以降集中的に議論。 <これまで、地方からのヒアリングを22時間程度、各府省からのヒアリングを35時間程度実施>
- 〇 各府省の縦割りを排し、地方の個性を尊重し、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、今後各府省との調整をさらに強力に進め、10月下旬に中間とりまとめを行うともに、年末に対応方針について閣議決定を行い、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出する予定。

安倍晋三内閣総理大臣 答弁(抜粋)

平成26年9月30日 衆議院本会議

地方分権改革についてお尋ねがありました。

元気で豊かな地方を創生していくためには、地方の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠です。地方からいただいた提案については、現在、有識者会議の議論も踏まえ、更に検討を深めているところであり、提案の最大限の実現に向けて取り組んでまいります。

平成26年10月1日 衆議院本会議

地方分権についてお尋ねがありました。

豊かで明るい元気な地方の創生は、安倍内閣の最重要課題です。地域自らの発想と 創意工夫により、人口減少や超高齢化といった課題に立ち向かい、個性と魅力あふれる 地方を創っていくためには、地方の自主性・自立性を更に高めていくことが不可欠であり ます。

安倍内閣では、地方の発意を重視しながら、<u>国から地方への権限・財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革を力強く着実に進めてまいります。</u>

9月18日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 石破茂大臣 冒頭挨拶(抜粋)

東京一極集中に歯止めをかける、人口減少を克服する、そのような課題に、地域の特性に応じた解決法を見い出していかねばならないと考えております。そのためには、<u>地方分権改革を地方創生と共に推進することは不可欠</u>であります

提案募集方式を採っておりまして、地方公共団体の熱心な取組により、1,000件近くに上る提案を 頂戴いたしております。年末のとりまとめまでに、もう9月も半ばを過ぎておりまして、時間は限 られておるわけでございますが、<u>それらの改革の提案を政府として真っ正面から受け止めてまいり</u> ます。縦割りは廃すと、調整を強力に進めるということでありますが、これがまさしく私であり、 平さんであり、縦割りではないということをきちんと示さなければなりません。そして、調整とい うのも、それは各省庁いろんなことを言うわけでありますが、これを強力に進めるというのが私共 のミッションだというふうに考えております。

今回の地方創生というのは、ある意味、国の形を変えるものでありまして、分権というの はその中核をなすものの一つであると考えております。 私にしても平さんにいたしましても、 またそのほかの政務にいたしましても、とにかく分権とは何であり、地域がどう変わり、国 がどう変わるのかということを、一人一人の国民の皆様方に実感をしていただくということ が肝要であると考えております。

平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係るスケジュール

- 4月30日 地方分権改革推進本部 (本部長:安倍内閣総理大臣) 「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定
- 5月20日~7月15日 提案募集受付 126団体953件の提案
- 6月27日 地方分権改革推進本部 各府省への事前の協力依頼
- 7月25日 各府省への検討要請(8月20日締切)→ 「対応不可」の回答が8割弱
- 8月19日~9月19日 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング (10回開催 合計約57時間)
- 9月26日 各府省への再検討要請(10月10日締切)
- 10月中旬以降 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など
- 10月下旬 地方分権改革有識者会議 中間取りまとめ
- 12月上旬 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了解
- 12月中旬 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定
- 次期通常国会 法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案を提出

平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数•件数		
提案団体数	126	
提案件数	953	

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和	525
補助要綱等に係る見直し	103
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	2
対象外	60
計	953

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地·農業	147
医療•福祉	202
雇用•労働	43
教育·文化	46
環境•衛生	80
産業振興	109
消防·防災·安全	20
土木·建築	88
運輸·交通	40
その他	83
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※複数省庁にまたがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	650
市区町村	67	196
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	10
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953

提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方

提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項	事務局中心に検討・整理を行う事項
A 一① 76 件(40 項目)	A 一② 292 件(220 項目)
これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの ※	これまでに議論されていなかった事項であって、A 一①以外のもの
B-① 76件 (18項目)	B-② 26件(23項目)
これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの ※	これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B-①以外のもの
 ※特に重要なものについての基本的な考え方 〇土地利用分野など「地方分権改革の総括と展望」で「重要な政策分野に関する改革」として位置づけられているもの 〇「地方の創生と人口減少の克服」に関連するもの 〇多数の団体から提案されているもの 等 	C 344件(176項目) A・B以外のもの(これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項)

- 注1 上表以外に、農地・農村部会で議論する事項が 79件(11項目)ある。
- 注2 A-2、B-2、Cの中でも、検討の経過によって、提案募集検討専門部会で取り上げる事項とすることがある。

提案募集方式の重点事項における地方創生に向けた提案例

地方創生項目	提案主体	提案事項	概要
企業等の地方移転・地方共の活性化等を	神奈川県、 愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、 鳥取県、徳島県、 中国地方知事会、 九州地方知事会	産業集積の形成又は産業集積の 活性化に関する基本的な計画に 係る国の同意協議の見直し (企業立地促進法)	地方が主体的に迅速な企業誘致を行うことができるようにするため、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す。
	広島県、聖籠町、 中国地方知事会	緑地面積率等に係る地域準則に ついての条例制定権限の希望す る町村への移譲(工場立地法)	町村が地域の実情に応じて環境保全を図りつつ企業誘致を行うことができるようにするため、第2次分権一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。 <手挙げ方式による移譲>
	愛媛県	工場立地法の緑地面積に係る規 制緩和(工場立地法)	地域の実情に応じて、工場の生産施設の拡張等を 弾力的に行うことができるようにするため、工場 立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除 外の対象を拡大する。

地域産業基盤 強化施策(農 業、観光、医 療、製造業等 分野別)	地方六団体	【農地制度のあり方の見直し】 農地の総量確保の仕組みの充実 とともに、農地転用許可に係る 2ha超4ha以下の大臣協議の廃 止及び4ha 超の大臣許可も含め た市町村への権限移譲 (農地法、農振法等)	人口減少社会を迎え、都市の集約化等が進むことが見込まれることから、地方が主体となって、必要な農地を維持しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進することが必要。 そのため、国と地方(都道府県・市町村)が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、まちづくりを担う市町村に権限移譲する。
	鳥取県、徳島県	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	地域の観光産業の振興と雇用の増加を図るため、 現在法律で定められている地域限定通訳案内士の 資格要件について、都道府県の条例で定めること
	佐賀県	CIQ業務権限の都道府県への 移譲 (出入国管理及び難民認定法 等)	地方に国際ビジネスジェット機を誘致し、対外的な知名度の向上、国際会議の誘致等による外客誘致の拡大を図るため、地方管理空港において国際ビジネスジェット機を受け入れる際に必要となるCIQ業務を、国から希望する都道府県に移譲する。 <手挙げ方式による移譲>

	岐阜県	電気自動車の充電インフラ整備 に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)	観光客の誘致等による地域振興の観点から、地域の道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準(無余地性の原則※)を緩和する。
			(※)道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占用許可を与えることができる(道路法第33条)。
3	山梨県、京都府、 大阪府、兵庫県、 徳島県、 九州地方知事会	市町村策定の創業支援事業計画 認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	地方における効果的な創業促進を可能とするため、市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を都道府県へ移譲し、都道府県と市町村のネットワークを活かしつつ、これまで都道府県が行ってきた創業支援策との一体的な実施を図る。
	埼玉県、神奈川県、 愛知県、京都府、 兵庫県、鳥取県、 広島県、徳島県、 中国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認 定権限等の都道府県への移譲 (中小企業地域産業資源活用促 進法)	都道府県が地域資源の活用に主体的に関与することで地域経済活性化を図るため、中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及び その支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。
	神奈川県、 九州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	地域における効果的な再生可能エネルギーの普及 促進を可能とするため、再生可能エネルギー発電 の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。

	埼玉県	都市公園における太陽光発電施 設の設置基準の緩和 (都市公園法)	地域における再生可能エネルギーの利活用を促進するため、都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるよう規制緩和を行う。
	1		
地域の少子化施策	埼神京大和鳥徳鹿長安中九 玉奈都阪歌取島児岡城国州 県川府府山県県島市市地地 東、庫、広、県、、方方 東、庫、島島市市地地 京本・東、原、、東、東、東、東、東、東、東、大、東、東、東、東、東、大 東京都、東京都、東京都、東京都、東京都、東京都、東京都、東京都、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(児童福祉法) ・従うべき基準・・・必ず適合しなければならない基準(異なる内容を定めることは許されない。)・標準・・・通常よるべき基準(合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容さい基準(結果として、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容さ	地域の実情に応じた子育で環境を整備し、待機児童の解消等を図るため、保育所等の児童福祉施設に係る人員配置、居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。 (参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、本年度末まで

れる。)

京都府、大阪府、 鳥取県、徳島県、 相模原市、 神戸市、 中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の 見直し (放課後児童健全育成事業費等 補助金交付要綱)	放課後児童クラブの受け皿を確保し、地域における子育て環境を整備するため、現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情等を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。
埼玉県	認可外保育施設に係る市町村へ の権限移譲(児童福祉法)	住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた子育で環境を確保できるようにするため、現在中核市まで移譲されている認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。
滋賀県	保育士修学資金の貸付対象者の 住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施 要綱)	保育士の確保により地域の子育て環境を充実する ため、保育士修学資金貸付事業の貸付け対象とし て、県内居住者又は県内学生のほかに、県内保育 所への就労を希望する県外在住の県外学生を加え る。

地域生活基盤 施策(中が大都市と 近隣市町村、 定住自立圏、 大都市圏等)	磐田市、 東広島市、 中津市	開発行為の許可権限の希望する市への移譲(都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の 実情に応じた独自のまちづくりを行うことができ るようにするため、現在、特例市まで移譲されて いる開発行為の許可権限を希望する市へ移譲する とともに、市において開発審査会を設置すること ができるようにする。
人的印图寺/			<手挙げ方式による移譲>

川崎市	開発許可の技術的細目に係る条 例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の 実情に応じた独自のまちづくりを行うことができ るようにするため、全国一律的な基準となってい る開発行為に伴う公園の設置義務等、開発許可基 準の技術的細目について条例に委任する。
酒々井町、 全国町村会	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(都市計画法)	町村が自らの判断で、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようにするため、町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意(市は協議)を廃止し、協議のみとする(市と同様の制度とする。)。
芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規定の弾 力化(都市公園法)	人口減少による都市の集約化等地方の実情を踏ま えた独自のまちづくりを行うことができるように するため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な 廃止が可能となるよう弾力化を図る。
青森県、群馬県、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、宮城県、 広島県 等	保安林の指定、解除権限の都道 府県への移譲 都道府県による保安林の解除に 係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が地域の実情に応じて、自ら土地利用を 決定することができるようにするため、国が行う 保安林の指定、解除に係る権限について、都道府 県へ移譲するとともに、都道府県が行う保安林の 解除に係る国への同意協議を廃止する。
愛知県、福島県	都道府県の地域森林計画に係る 国の同意協議の廃止(森林法)	都道府県が自らの判断で、地域の実情に応じた森 林管理を行うことができるようにするため、都道 府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議 を廃止する。

福井県、長京都府、兵 佐賀県、長熊本県、大	議渡に係る許可権限 県への移譲及び規制 大分県 (麻薬及び向精神薬 社会医療法人の認定	限等の都道府 制緩和 間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県 へ移譲するとともに、譲渡許可の条件を弾力化す るなどの規制緩和を行う。 定要件の緩和 公益性の高い社会医療法人を確保し、へき地医療
九州地方知	田事会 (医療法)	や救急医療など公的性格の強い地域医療の提供を 充実するため、社会医療法人の認定要件である「へ き地医療への支援実績」について、へき地診療所 だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣につ いても認定要件とするなどの規制緩和を行う。
大阪府、 和歌山市、 松山市、力 中核市市县 全国特例市 特別区長名	大分市、 長会、 市長会 に関する法律等)	確保するため、県費負担教職員の人事権等を中核 市 特別区 一般市へ移譲する
新潟市、京	京都市 指定都市立特別支持 置に係る都道府県 (学校教育法)	

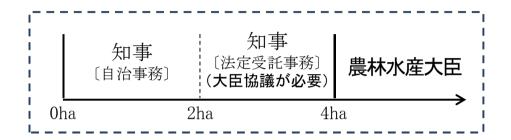
		止する。 (参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次分権一括法により廃止(平成27年4月より)
京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、豊田市、松山市	公営住宅に係る規制緩和 (公営住宅法)	子育て世代の居住確保等地域の実情に応じた公営 住宅の運営を図る観点から、公営住宅の明渡しを 請求することができる入居者の高額収入の基準を 条例に委任するとともに、公営住宅の目的外使用 の対象となる社会福祉事業について、小規模多機 能型居宅介護事業等を追加する(現在はグループ ホーム事業等に限定)。
		(参考)第1次分権一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例に委任済み
愛媛県	公営住宅建替事業の施行要件の 緩和(公営住宅法)	人口減少による都市の集約化等に伴い、地域の実情に応じた公営住宅の集約化等を推進するため、 公営住宅建替事業において必要とされる現地建替 要件や戸数要件(従前戸数以上)等を廃止する。
福島県、愛知県、 大阪府、 和歌山県、 鳥取県、広島県、	水道事業等の認可等の権限の国 から都道府県への移譲(水道法)	人口減少等による水需要の減少を踏まえ、水道事業の経営合理化が急務となっており、都道府県が中心となった事業再編を進める等の観点から、水道事業(給水人口5万人超であって水利調整を要するもの)及び水道用水供給事業(1日最大給水

中国地方知事会		量が2万5千立方メートルを超えるもの)の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。
		(参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水 人口 250 万人以下の水道事業及び最大給水量が 125 万立 方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権 限を道に移譲済み
東京都	消費者安全法の勧告・命令権限 の都道府県への移譲 (消費者安全法)	地域において住民の財産被害拡大防止のための迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を希望する都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。
		<手挙げ方式による移譲>

参考資料

農地転用許可に係る権限移譲について

農地転用の許可権限に係る現行制度等



※平成10年農地法改正により、2ha超4ha以下の 農地転用許可事務を国から都道府県に移譲 (当分の間、農林水産大臣に協議)

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)【要旨】

農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

検討状況及び今後のスケジュール

〇地方分権改革有識者会議の下の「農地・農村部会」において、地方六団体及び農林水産省からヒアリングを行いつつ、年内に結論を出すことを目指し議論中

農地制度のあり方について〔ポイント〕

[地方六団体]

〔基本的認識と改革の方向性〕

〇真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 〇地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進 国と地方(都道府県・市町村)が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、



個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)〕※関係部分

〇地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、<u>同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保</u>の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〇国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

〇農地の総量確保目標と現実の乖離

・農振編入・除外等は概ね見込み通り 一方で、耕作放棄地の発生は見込みを 上回る状況

○目標設定プロセスの課題

・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で 十分な議論が尽くされなかった

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な 時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、 総合的なまちづくりに支障
 - ※2ha以下…知事許可 2ha超4ha以下…知事許可(要大臣協議) 4ha超…大臣許可

〇農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約 化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実 [国・地方協力による実効性確保]

・ 市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論 を尽くした上で国の総量確保目標を設定

(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)

(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)

- ・地方においては、
 - ▶ 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記 (※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)
 - ▶ 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - ▶ 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を 総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

通訳案内士制度の現状について



	通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定通訳案内士	特例ガイド					
		(外国人観光旅客の旅行 の容易化等の促進による 国際観光の振興に関する 法律)	総合特別区域法	福島復興 再生特別 措置法	沖縄振興 特別措置法	奄美群島 振興開発 特別措置法	小笠原諸 島振興開 発特別措 置法	中心市街地の 活性化に関す る法律
取得条件	国の試験 【一次】筆記試験 外国語、日本地理、日 本歴史、一般常識 【二次】口述試験	都道府県の試験 【一次】筆記試験 外国語、地域に関する地理、 地域に関する歴史、地域に 関する一般常識 【二次】口述試験	地方自治体の研修					
施行日	昭和24年 6月15日	平成18年 4月1日	平成24年 4月1日	平成24年 5月31日	平成24年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 7月3日
計画(策定主体)	-	外客来訪促進計画 (都道府県)	総合特別区域計画 (地方自治体)	産業復興 再生計画 (福島県)	沖縄特例通訳 案内士育成等 事業計画 (沖縄県)	産業振興促 進計画 (鹿児島県)	産業振興 促進計画 (小笠原村)	中心市街地活 性化基本計画 (市町村)
活動範囲	日本国内 (制限なし)	その資格を得た 都道府県区域	計画区域(※1)					
言語	10カ国語	地域の需要に応じた言語	地域の需要に応じた言語					
声 競	10万国品	英、中、韓 ※2 英語、中国語、韓国語			未定			
36 A3 == 361	379名(6道県) 395名							
登録者数	17, 736名	※H23年度以降は沖縄県 のみ実施	240名 (5地域)	41名	114名			

^{※1} 福島及び沖縄については、県全域が対象 ※2 札幌市:英、中、韓、タイ等 泉佐野市:英、中、韓 和歌山県:英 島根県益田地区:英、仏、中、韓 九州の全域:中、韓 ※登録者数については、通訳案内士:H26.4.1時点 、 地域限定通訳案内士及び特例ガイド: H26.9.1時点

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 (通訳案内士関係)



- ○通訳案内士制度においては、外国人に対し、外国語で、有償での旅行案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に 合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要。但し、地域・言語面での需給ミスマッチあり。
- ○通訳案内士法の特例として、通訳案内士でない者であっても、構造改革特別区域等において、地方公共団体の実施する 研修を修了することで、外国人への有償ガイド行為を可能とする。【今秋の臨時国会に提出予定】

現行制度

外国人に対する有償ガイド

通訳案内士試験の合格

= 通訳案内士資格が必要

※通訳案内士登録者数:17.736人(平成26年4月1日現在) 就業者数は登録者のうち4分の1

課題

通訳ガイド偏在の解消・旅行者のニーズに合わせた通訳ガイドサービスの提供

大都市部への偏在

九州へのクルーズ船 等地方への外国人旅 客への対応

地方部 25%

都市部 75%

言語的偏在

中韓台香の4国・地 域(約2/3)等からの 旅客への対応

韓国語 その他 5.4% 15.3%

中国語 英語 12.4% 66.9%

ガイドニーズの多様化

深い知識を求める旅客 =リピーター層になり得 る者への対応

日本文化体験 茶の湯、生け花

構造改革特別区域法における対応策 (通訳案内士法の特例)

特例ガイド になりたい者



地方公共団体が企画・実施する 「研修」

研修修了 - 登録

特例ガイド

有償での通訳案内の実施

資質をしっかり担保しつつ、地域の実情に応じたガイドを導入



各地域への外国人旅行者の増加

【類例】

総合特別区域法(平成24年度より) 沖縄振興特別措置法(平成24年度より) 福島復興再生特別措置法(平成24年度より)

奄美群島振興開発特別措置法(平成26年度より) 小笠原諸島振興開発特別措置法(平成26年度より) 中心市街地の活性化に関する法律(平成26年度より)

佐賀県の国際化戦略



佐賀県総合計画2011(佐賀県政策カタログ2011)

- ■国際化の推進
 - ⇒ 有明佐賀空港:海外の主要都市と佐賀県との間を直接結ぶ交通手段の整備·充実 『ビジネスジェットの受入体制を整える』



佐賀県観光戦略(2014.6月策定)

目標:成果指標

〇リピート意向率100%を目指す

〇佐賀県内の外国人宿泊者数を 2016年に17.2万人にする

国際ビジネス機受け入れ整備による目指す姿



ビジネス機ユーザーは、情報発信力が大きいユーザーが多いため、国際ビジネス機受入体制が実現すれば世界での佐賀空港及び佐賀県の知名度は大きく向上



佐賀県内で世界規模の会 議やイベントなどの誘致



ビジネスジェット需要創出

ビジネスジェット受入への課題



制度上

有明佐賀空港は国が外国人が出入国する空港として指定していることから、<u>原則として</u>自由に国際ビジネス機の運航が可能。



※CIQ:出入国時の必須手続。税関、出入国管理、検疫。

課題

CIQについては国際便の運航にあわせた出張対応となっているため、実際の国際ビジネス機運航にあたってはCIQ機関との事前の調整が必要となり、迅速で自由な運航を阻害する要因となる可能性。

参考:有明佐賀空港における国際線就航状況

佐賀-上海線 週3往復運航(月・水・土曜日) 到着 11:40 、 出発 13:10 佐賀-ソウル線 週3往復運航(日・水・金曜日) 到着 16:10 、 出発 17:10

課題解決に向けて



具体例:ビジネスジェット運航支援会社の声(佐賀県聞取り)

CIQが整っている首 都圏空港は、混雑し ていて希望通りに利 用できない・・・。 駐機スポットの自由 度が高い地方空港 の利用はCIQ体制が 不安・・・。

【提案】ビジネスジェットに限りCIQ業務を国から地方へ権限移譲

- ■県営空港として利用者ニーズにあわせた、迅速でフレキシブルなサービス提供対応 が可能
- ■発着枠、駐機スポットの有効活用

「道の駅」の仕組み

- ○「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- ○登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- ○登録要件は、24時間利用可能な駐車場・トイレ、情報提供施設、地域振興施設を備えている事
- ○整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う 「単独型」の2種類

整備主体と整備内容 第2 駐車場 駐車場 休憩施設 トイレ 地域振興施設 情報提供施設 道路管理者整備 □ 一体型 市町村等整備 ⇒単独型 市町村等整備

「道の駅」の設置者

- 〇市町村長
- 〇市町村に代わり得る公的な団体
 - イ.都道府県
 - ロ.地方公共団体が三分の一以上を出資する法人
 - ハ.市町村が推薦する公益法人

「道の駅」の登録数

平成26年4月現在

「道の駅」総数1,030駅

うち一体型:593駅(58%)

うち単独型:437駅(42%)

(出典)国土交通省

ω 産業競争力強化法における地域における創業支援スキ 7

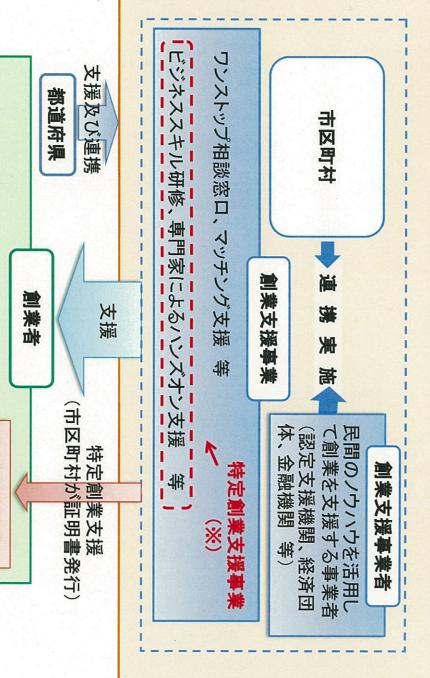
経済産業大臣及び総務大臣が、 創業支援事業実施指針(創業支援事業計画で策定す H べき内容等)を策定

創業支援事業計画の認定を 受けようとする市区町村 申請

認定

【創業支援事業計画】の作成

士業、県センター 市区町村と創業支援事業者(認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、 上業、県センター、NPO等)が行う創業支援事業について市区町村が計画を作成



(※)特定創業支援事業とは、市区町村又は創業支援事業者が創業希望者等に行う、 相談支援、インキュベーシ行う支援が考えられます。 継続的な支援で、経営、財務、 -ション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続し 人材育成、販路開拓の知識が全て身に

創業希望者、

創業後5年未満の者

特定創業支援を受けた創業者

5

地域資源活用とは

地域の強みとなりうる農林水産物や鉱工業品、生産技術、観光資源等の地域産業資源を活用して新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

法

中小企業地域資源活用促進法

■中小企業者が地域産業資源(農林水産物、生産技術、観光資源)を活用した事業計画を策定し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

地域産業資源活用事業



基本的要件

1. 基本的な考え方】

地域産業資源活用事業は、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を有効に活用して、中小企業者が自らの商品や役務を特徴づけ、それらを新たな需要開拓につなげていく事業であること

!【 2. 地域産業資源とは】

全国47都道府県で指定される以下のもの

- ・ 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品
- ・ 地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術
- ・文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

※各都道府県で公表している地域産業資源を確認できます。 ☆公表サイト

http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html







【 3. 地域産業資源活用事業計画とは】

- ・中小企業者が、地域産業資源(農林水産物、生産技術、観光資源)を活用した事業である こと
- ・ 新商品や新サービスに新規性があり、従来品との差別化が図られていること
- ・ 域外への新たな需要が相当程度(5年間で総売上高の5%以上)の開拓が見込まれること

【 4. 計画期間】3年以上5年以内

【 5. 活用できる中小企業者とは】

中小企業者は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の製造業ほか、同1億円以下 又は100人以下の卸売業、同5千万円以下又は50人以下の小売業、同5千万円以下又は 100人以下のサービス業の他、各種事業組合が含まれます。

主な支援策

補助金

新商品・新サービスの開発などにかかる試作品開発・展示会出展などの費用の一部を 補助します。(2/3補助、上限3,000万円)

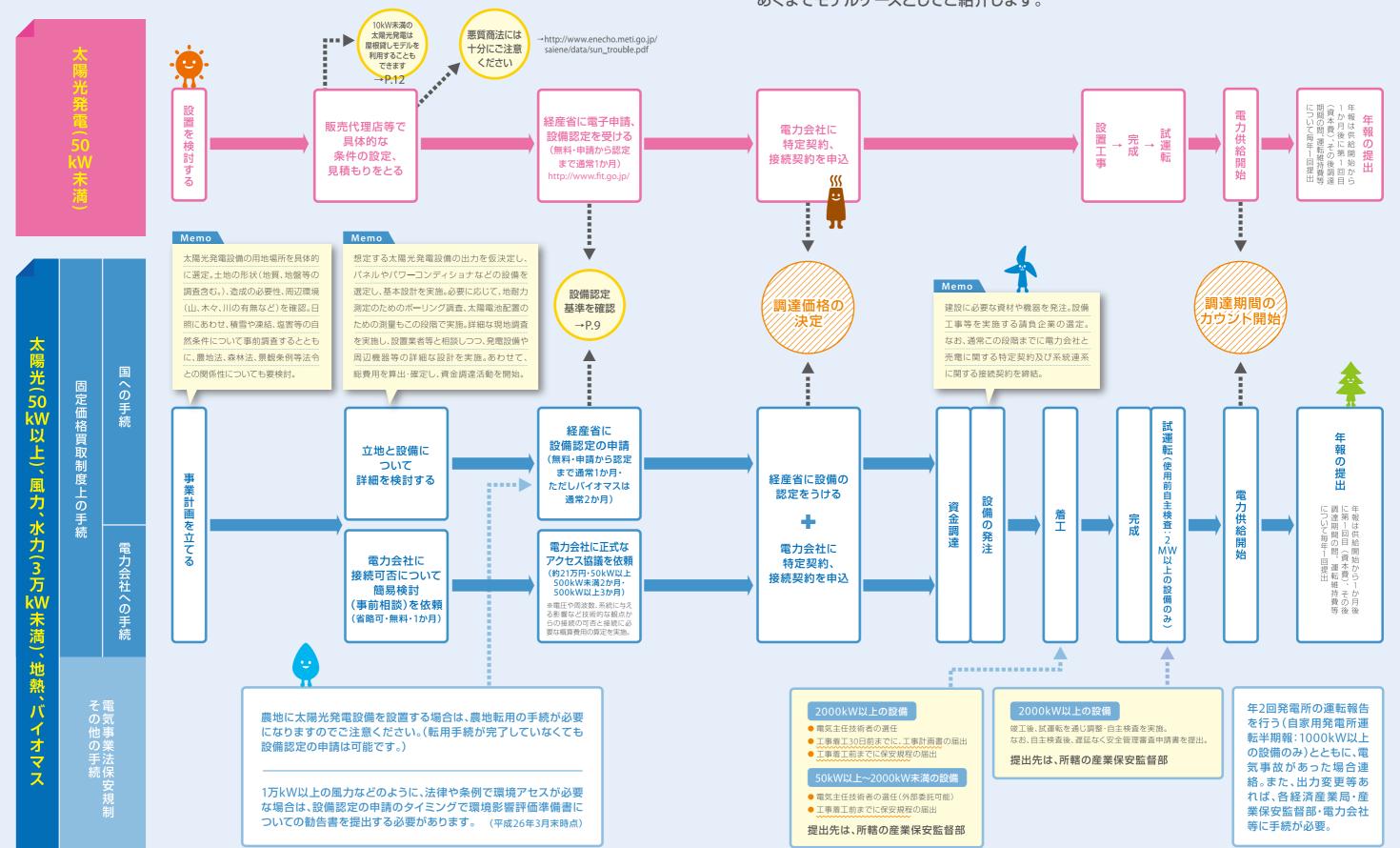
融資・保証など

- ●政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資制度があります。
- ●信用保証協会の保証限度額が2倍となります。

この他にも、支援制度を取りそろえていますので、詳しくはお問い合わせください。

再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの流れ

再生可能エネルギー発電設備の設置から発電開始までの流れは、おおよそ以下のようになっています。具体的には、国からの設備認定と電力会社に対する接続契約協議を併行して進めていただく必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますのであくまでモデルケースとしてご紹介します。



都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和

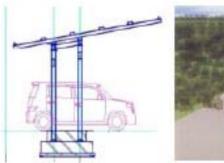
提案事項	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること
	○ 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがある。○ その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる。
現状	○ 占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則において、 「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨規定
	駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難

都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して 太陽光発電施設を設置できるようにすべき

・都市公園の広大な駐車場の有効活用



・再生可能エネルギーの普及促進





占用の例:都市公園の駐車場の覆屋に太陽光パネル

基本政策検討チームヒアリング

参考資料

(地域における「消費者志向ブランド」育成のための施策について)

平成26年10月10日



地域における「消費者志向ブランド」育成のための施策について(総論)

地域の特性に応じた商品について、事業者が表示にあたり法令を遵守しつつ、例えば 食品の持つ保健機能といった長所を効果的にPRできるような環境を整備する。 表示制度に関する普及啓発活動を通じ、消費者からの信頼が確保されれば、地域の 「消費者志向ブランド」の需要拡大、地域の事業活動の活性化につながると考えられる。

(これまでの取組と評価)

1. 表示制度の普及啓発

【これまでの取組】

消費者の安心で自主的・合理的な選択を支える表示制度の改正・整備 (<u>景品表示法</u>改正、<u>食品表示法</u>制定)

【評価】

- ・新たな制度についての理解が十分に広まっていない(どのような表示が問題となるか、事業者の講ずべき措置は何か、等)
- 2. 新たな機能性表示制度

【これまでの取組】

食品の機能性表示は表示内容や手続面で限定的にし か認められていない

(栄養機能食品、特定保健用食品)

【評価】

・既存の制度は地域の事業者が食品の持つ保健機能※といった商品の魅力を伝えることには使いにくい

(対策)

(期待される効果)

・改正景品表示法 、食品表示法 に係る普及啓発

食品の機能性 表示について 新たな制度の整備 と普及啓発 〇地域の事業者による「消費者志向ブランド」の効果的なPR 〇適正な表示による消費者の信頼の確保



- ●「消費者志向ブランド」への需要拡大
- ●地域の事業活動の 活性化

※例えば、「お腹の調子を整えます。」等

1. (1) 景品表示法で規制される不当表示の概要

- ○優良誤認(4条1項1号) 商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示
 - ①内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
 - ②内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であ ると一般消費者に示す表示
- ○有利誤認(4条1項2号) 商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示
 - ①取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一 般消費者に誤認される表示
 - ②取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利 であると一般消費者に誤認される表示

〇商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれ があると認められ内閣総理大臣が指定する表示(4条1項3号)

- ①無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ②商品の原産国に関する不当な表示
- ③消費者信用の融資費用に関する不当な表示 ④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する表示

1. (2)景品表示法改正(平成26年6月)の概要

Ⅰ 事業者のコンプライアンス体制の確立

〇事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第7条関係)

- ・表示等の適正な管理のため<u>必要な体制の整備</u>その他の必要な措置等を講 じなければならない
- ・事業者が講ずべき措置に関して必要な指針を定めるものとする (事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取)
 - ⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進
 - ⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、 事業者の規模・業種に配慮

○指導及び助言(第8条関係)・勧告及び公表(第8条の2関係)

- ・内閣総理大臣が指導・助言、勧告(勧告に従わないときは公表)
- ⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

Ⅱ情報提供・連携の確保

○適格消費者団体※1への情報提供等(第10条関係)

- ・消費生活協力団体・消費生活協力員※2から不当表示等の情報を提供
- ⇒ 民間による問題事案への対処を支援
- ○関係者(国、地方公共団体、国民生活センター等)相互の密接な連携の確保(第15条関係)

Ⅲ 監視指導態勢の強化

○権限の委任等一国の執行体制の強化(第12条関係)

- 消費者庁長官の権限の一部を事業所管大臣等に委任
 - ⇒ [<u>調査権限]</u>

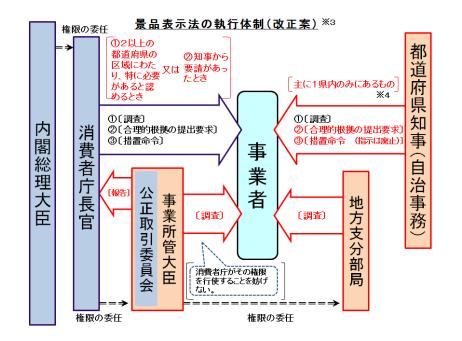
当該事業の実情を踏まえたより迅速かつ的確な法執行を推進

〇権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第12条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
 - ⇒ [措置命令権限]

[合理的根拠提出要求権限]

- ⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処
- ※1 適格消費者団体には、景表法の違反行為の差止請求権が認められている。
- ※2 今回改正(消費者安全法の改正)により新設



Ⅳ 課徴金制度の検討等

○課徴金制度導入に関する政府の措置(改正法第4条関係)

- ・課徴金に係る制度の<u>整備について検討</u> (改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる)
- 〇施行期日は公布日から6月以内を予定
- ※3 「 引部分は政令で定める事項の例
- ※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。

1. (3)表示管理責任、課徴金等に係る普及啓発、遵守状況調査等

背景

- ・景品表示法の改正による事業者が講ずべき必要な措置の新設 ⇒消費者庁が指針を策定
- ・整備を検討することとされた課徴金制度についても、積極的に普及啓発を進める必要

施策の内容

- 1. 説明会を開催
 - →景品表示法の理解者の裾野を広げ、事業者が行政機関以外にも気軽に相談できる環境を整備
- 2. 調査を実施
 - →事業者における表示等の適正化に向けた取組の実態を把握
- 3. 指針の見直し・具体的事例の追加など

期待される効果

- ・事業者への普及啓発
 - →事業者及び業界による自主的な表示の適正化
- 遵守状況調査
 - →事業者及び業界による表示の適正化、より適切な制度の構築
 - ⇒消費者志向ブランドの育成に寄与

1. (4)食品表示法(平成25年6月成立)の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択 の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して 食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な 食品選択の機会の確保

【現行】

食品衛生法…衛生上の危害発生防止 *JAS法…品質に関する適正な表示

└・健康増進法・・・国民の健康の増進

- 〇基本理念(3条)
- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、 消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者 の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等 に配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、 食品表示基準を策定
- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、 原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 〇 食品表示基準の策定・変更
- ~厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類) ~食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を 遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣~指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣~緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条~10条)

- 違反調査のため必要がある場合
 - ~立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき ~内閣総理大臣等に申出可
- ⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権 (適格消費者団体~特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任 (政令)

罰則

$(17条<math>\sim 23$ 条)

○ 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令 違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日~公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

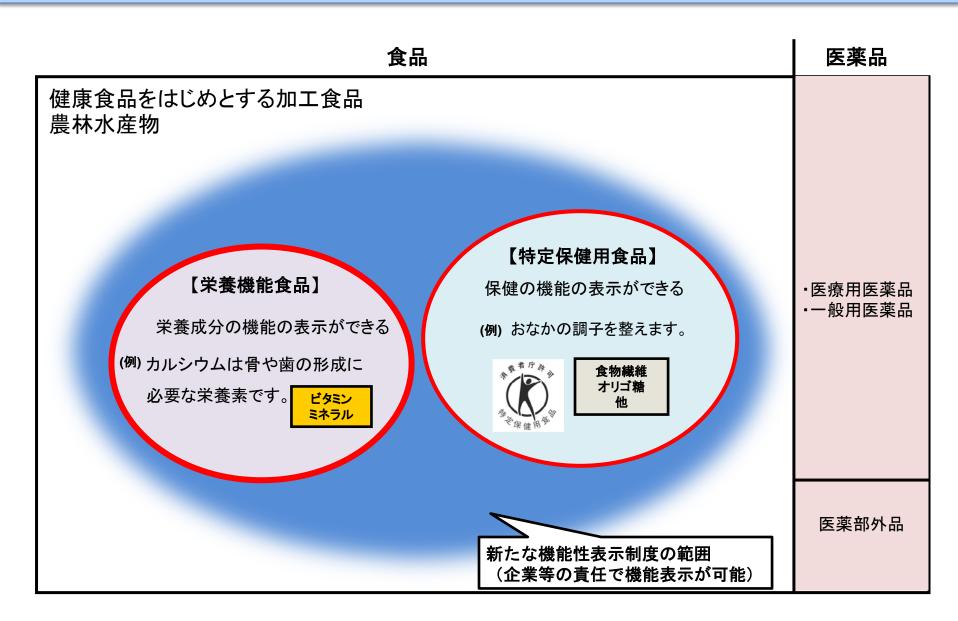
(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

○ 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施 (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い~当面、実態調査等を実施
- 〇 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い~当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
 - ~ 当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- →上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

2. (1)現行の食品の機能性表示制度



2. (2)規制改革実施計画及び日本再興戦略

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物でれたついて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、 平成26年度結論・措 置 (加工食品、農林水 産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○食の有する健康増進機能の活用

- ・いわゆる健康食品等の<u>加工食品及び農林水産物</u>に関し、<u>企業等の責任</u>において<u>科学的根拠をもとに</u>機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる<u>米国のダイエタリーサプリメント</u>の表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- ・ 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

2. (3)新たな機能性表示制度のイメージ

【安全性】対象となる食品・成分の範囲

- ① 十分な食経験があるかを評価
- ② ①で不十分な場合、安全性試験の情報を評価 (ただし、アルコール含有飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く)

【安全性】摂取量の在り方/ 生産、製造及び品質管理

- ① 摂取量を踏まえた製品規格を設定
- ② 最終製品の分析(①の規格への合致の確認)

【機能性】科学的根拠のレベル

- ① 最終製品を用いた臨床試験
- ② 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー
- のいずれかにより、機能性の根拠を評価

【機能性】適切な機能性表示の範囲

- ①原則として健康な人を対象とし、
 - (病者、未成年者、妊産婦、授乳婦への訴求はしない)
- ② トクホと同様の健康維持・増進に関する表示 (疾病の治療・予防を目的とする表示は対象としない)

【機能性・安全性】消費者に誤解を与えないための表示の在り方

- ① 国の評価を受けたものではない旨、病気の治療等を目的とするものではない旨等をパッケージへ表示
- ② 安全性・機能性の科学的根拠を情報開示

【国の関与】食品表示制度としての国の関与の在り方

① 製品情報、安全性・機能性の科学的根拠、表示事項等を販売前に届出

製品の販売開始

【安全性】健康被害等の情報収集

- ① 企業による健康被害等の情報収集体制の構築(お客様相談室の設置等)
- ② 行政による健康被害等の効率的な収集(消費生活センターの対応強化等)

【安全性】危険な商品の流通防止措置等

- 消費者への注意喚起の実施、
- ② 回収、販売禁止措置等の実施

2. (4)新たな機能性表示の実施に向けたスケジュール

平成25年度

平成26年度

報告書公表 (7月30日)

「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」での議論

前半:安全性の確保に 関する検討 後半:機能性の評価及び 表示のあり方に関する検討 消費者委員会への 意見聴取 等

説明会 の開催

周知

11月 実施 取りまとめ

消費者意向等調査 (グループヒアリング 及びインターネット調査) 検討資料

・ 消費者の誤認を防ぐ新たな機能性表示制度 の在り方(表示方法等)に関する調査

【調査の概要】

- ① 機能性表示をするにはどの程度の科学的 根拠レベルが必要か
- ② 消費者に誤解を与えないためにはどのような情報が必要か

- パブリックコメント
- 厚生労働省、農林水産省等に 対する協議
- 施行通知·Q&A等の作成

新たな機能性表示制度の実施

2. (5)機能性表示を含めた新たな食品表示制度の普及啓発

背景

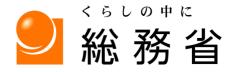
- ・食品表示法に基づく新たな食品表示制度は平成27年6月末までに施行
- 新たな機能性表示制度もその一部として同時に施行⇒消費者、事業者の理解を深め、円滑に制度移行を進める必要。

施策の内容

- ●各地での説明会開催等、消費者庁から直接説明を行う機会を設ける
- ●効果的な普及啓発のため、食品、栄養関係の専門家の意見を取り入れた消費者、 事業者向けの食品表示に関する普及啓発用資料を作成

期待される効果

- ・新制度への円滑な移行による食品表示の適正化
 - →消費者志向ブランドの育成に寄与
- ・消費者が食品表示を活用し自主的かつ合理的に選択できる力を育成



「地域の経済構造改革」

自治体を核としたローカル・アベノミクスの推進と 地域の経済構造改革への道筋

平成26年10月 総務省 地域力創造グループ

これからの地域政策の方向(自治体経営から地域経営へ)

- 景気回復の実感を全国津々浦々に届けること
 - ~地域経済の更なる好循環へ(地域経済イノベーションサイクルの強力な推進)~
 - 自治体を核としたローカルアベノミクスの推進(ローカル10,000プロジェクト)
 - <u>産・学・金・官地域ラウンドテーブルの機能強化(全国で創業支援事業計画を策定)</u>
- 若者にとって魅力ある元気で豊かな地方を創生すること
 - ~東京への一極集中に歯止めをかけ、人の流れを変える~
 - 人手不足を背景に

 生産性の高い新規企業を次々と立ち上げ、

 所得(賃金)

 の向上を図る。
 - 居住・就労・生活支援等のワンストップ窓口の構築等により、UIJターン等を支援。 (働き方、生活の仕方のモデル例を具体的に示す)
 - 恵まれた子育て環境や介護サービス供給能力を活かし、様々な年代層で移住を推進。
- 税収増に直結する地域の経済構造改革に着手 (持続可能な地方行財政システム) ~公的年金収入や公共事業による仕事への依存を減らし、地域での内発的な経済活動を拡大する~
 - 地場産業の発展とまちづくりを併せて推進、地域全体の経済性(所得)の向上を図る。
 - 公共施設のオープンリノベーション等を推進、官民連携して中小企業の生産性向上を支援。

地域経済イノベーションサイクルの仕組み(地域経済循環創造事業交付金)

産学金官地域ラウンドテーブル ~それぞれの強みを活かして連携~

「産」 事業者 = 企業家精神 柔軟性

「学」 大学等 = ノウハウの蓄積 (理論化・ケース

メソッド化)

「金」

地域金融 = 事業機関 事業

= 事業の目利き、 事業継続のリスク マネジメント

「官」

自治体(国)

立ち上げの 初期投資支援 1回限り(呼び水)

地域経済循環創造事業交付金

将来にわたる キャッシュフロー の確保見通し

ビジネスモデル (イノベーション)

地域の資源

大学等のノウハウ

初期投資

①地域金融機関による融資可能額

(地域の資金)

事業立ち上げの 初期投資支援

地域経済循環 創造事業交付金

> 事業者の 自己資金

地域での事業立ち上げ

②地域の雇用

③地域の原材料

地域経済への 波及効果

相当程度の税引前営業利益

④税収等の創出(財政健全化)

資金回収 地域の資金 の有効活用

地域金融機関の

地域への貢献

先行モデルにみる効果実証

ローカル10,000プロジェクトの推進

(地域経済循環創造事業交付金)

[交付予定額55.4億円 交付対象160事業]

1) 投資効果

- 2.1倍 (初期投資見込額 115.3億円)
- ② 地元雇用創出効果
- 4.2倍 (地元人材雇用見込額(想定7年)230.7億円)
- ③ 地元産業直接効果
- 9.1倍 (地元原材料費見込額(想定7年)504.1億円)
- ④ 課税対象利益等創出効果 3.6倍
- 3.6倍 (課税対象利益等見込額(税引前営業利益+減価償却費相当) (想定7年)200.9億円)
- 5 地域課題解決効果

廃棄物等の商品化、一次産品等高付加価値化、地元資源活用にぎわい創出、流出資金域内還元

2

地域経済イノベーションサイクルの施策例

- ○徳島県 (「阿波尾鶏」を活用した畜産と農業の地域資源循環の創造)
 - ・事業主体:オンダン農業協同組合(海陽町)
 - ·交付予定額:5,000万円 ·金融機関:阿波銀行
 - •融資喚起見込額:6,500万円

(地域課題)

- ・輸入飼料(トウモロコシ)を使った養鶏
- ・鶏糞の未利用
- •利益率圧迫



(公益的効果)

- ・ブランド有機肥料と高品質野菜等で 販売力増強
- ·輸入飼料の地場産化(飼料米等)
- 雇用増(有機肥料、飼料の製造)

<事業計画>

			_	
売上高 7,810万円	原材料費	循環エサ代 4,380万円	=	地域資源
阿波尾鶏 成鳥販売•		人件費 820万円	=	地元雇用創出
有機肥料販売 ※有機肥料により栽培	その他(薬材料等) 1,350万円		=	域外からの購入
した野菜・米等への拡張も別途想定される	1,260万円		=	税負担+返済原資

〇北海道芦別市 (チップ製造事業)

- ・事業主体: 芦別木質バイオマス開発協同組合
- ·交付予定額:3,300万円 ·金融機関:北洋銀行
- -融資喚起見込額:3,000万円

(地域課題)

- ・温泉、温水プール等の燃料コストの増(重油)
- ・間伐コストの負担増

(事業化)

(事業化)

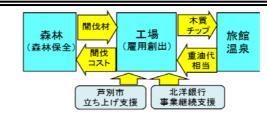
菜と米の商品化

- ・間伐材のチップ化
- ・チップボイラーの導入
- (重油を木質チップに転換)

・鶏糞をブランド有機肥料化

・有機肥料を活用した高品質の野

輸入飼料を地元高品質米に置換



(公益的効果)

- ・間伐コストの確保(チップ代収入)
- 燃料コストの抑制
- 雇用増(チップ工場等)

<事業計画>



〇青森県青森市 (ナマコ加工廃棄物を加工した地域経済活性化)

- •事業主体:株式会社大豊
- •交付予定額:5,000万円
- •金融機関:青森銀行
- ·融資喚起見込額:2,500万円 (地域課題)

・中国輸出向け乾燥ナマコの加工工程で排出される廃棄物(内臓、煮汁)の処分

(事業化)

・ナマコ加工廃棄物から機能性成分を抽出し、高付加価値化(化粧品等に活用)



(公益的効果)

- ・ナマコ加工廃棄物の処分コストの減
- ・ナマコ成分商品の低コスト化による 販売促進
- •雇用增(加工場)

<事業計画>

売上高 5,000万円	原 材 抽出吸着剤 費 1,120万円	= 地域資源
ナマコ成分を 利用した機能性	人件費 2,000万円	= 地元雇用創出
靴下の販売	その他(広告宣伝) 100万円	= 域外からの購入
※石鹸や化粧品への 拡張も別途想定される	1,780万円	= 税負担+返済原資

地域経済循環創造事業交付金 地域金融機関数

		事業数	交付決定額	融資予定額	金融機	関数	地方釗	見行 (うち新規)	信用金	全庫 (うち新規)	その他(信組	l、JA等) (うち新規)
②補1	E	67	21.8億円	23.0億円	53		32		12		9	
	1次	35	13.7億円	20.6億円	27	(16)	16	(7)	9	(7)	2	(2)
②補正 ②6当初	2次	33	12.3億円	9.9億円	27	(15)	16	(7)	7	(4)	4	(4)
	3次	25	7.5億円	6.4億円	17	(6)	12	(3)	3	(1)	2	(2)
合計(延	べ)	160	55.4億円	59.9億円	90		49		24		17	

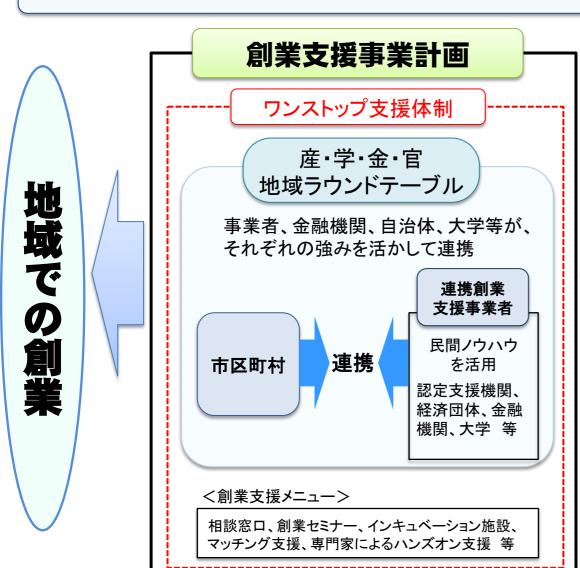
•融資事業数

	m > < 1 > 1 < 1 > > <				
1	阿波銀行	10事業	7	愛媛銀行	4事業
2	但馬信用金庫	7事業	8	北洋銀行	3事業
2	南都銀行	7事業	8	足利銀行	3事業
2	肥後銀行	7事業	8	滋賀銀行	3事業
5	鹿児島銀行	6事業	8	みなと銀行	3事業
6	山陰合同銀行	5事業	8	琉球銀行	3事業

創業支援事業計画の策定について

○産業競争力強化法に基づき、関係省庁が横串で連携して、全国の市町村の創業支援 事業計画の策定を支援し、地域での創業を促進

支援



総務省 関係省庁が横串で連携 中小企業庁 金融庁 林野庁

等

創業支援事業計画のイメージ

(2)創業支援事業の実施方法

◆創業支援事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業のきっかけづくり支援	·
ワンストップ窓口の設置	・○○市商工労働部産業政策課 (必要に応じて関係機関や専門家を紹介) ・○○銀行、○○信用金庫
創業セミナー、マッチング 交流会の開催等	・○○商工会議所・○○市企画部定住推進課・NPO法人○○・○○大学産学官連携機構
事業環境認識と 事業ミッションの構築支援	・○○市商工労働部産業政策課・○○大学経営学部・○○商工会議所
2 価値創造支援	
ビジネスモデル構築支援、 販売先・ターゲット確定支援	・○○商工会議所・○○大学経営学部・○○不動産株式会社
商品開発支援	・○○市商工労働部地域ブランド推進室 ・○○大学理工学部、経営学部 ・○○市中小企業経営者協会
生産体制構築支援	・○○市農林水産部農業振興課・○○商工会議所・○○県産業技術センター
雇用計画支援	・○○商工会議所・NPO法人○○・○○市健康福祉部社会福祉課・○○銀行、○○信用金庫
事業戦略 (4P) ポジショニング・ブランディング企画 支援	・○○市企画部企画課・○○大学経営学部・○○商工会議所
3 営業力強化支援 (創業後のフォローも含む)	・○○商工会議所・○○市総務部広報課・NPO法人○○・○○市中小企業経営者協会
4 経理・財務力強化支援	・○○銀行、○○信用金庫・○○会計事務所・○○市総務部財政課、商工労働部産業政策課・○○商工会議所

計画期間

平成○○年○月○日~平成○○年○月○○日

分散型エネルギーインフラプロジェクト

○防災的な観点や人口減少高齢社会対応からの要請

(→自立的で持続可能な地域エネルギー システムの構築)

- ●地域での自立型エネルギーシステムの構築
- ・公共施設等を中心に自家発電等の自立型のエネルギー設備を導入し、平常時での地域のエネルギーコストの減少、災害時での地域のエネルギー自立を図る。
- ・自立型のエネルギー設備例としては、太陽エネルギーやごみの排熱の利用、分散型電源の導入など、需要地に近い地域にあるエネルギーの活用を想定。
- ・地域の特性を活かした地域づくりを進めるためには、建築の設計者や都市計画者、自治体など、建築や地域づくりに関わる人たちが、エネルギー利用やそのためのインフラ計画に関わることが必要。
- ・都市づくりの方向性も、人口減少高齢社会を迎えて、コンパクト化に向けた視点が強まっており、地域的なエネルギーシステムを構築する好機。

○電力改革を踏まえた地域経済の成長戦略

(→電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環 の創出、多様な新規企業の喚起)

- ・電力の小売り自由化を踏まえて、電力市場において、いかに新たな価値を生み出し成長戦略につなげるかが課題。
 - ~再生可能エネルギーや分散型エネルギーを活用した多様な需要地密接型の発電事業の創出
 - ~Tネルギー分野に限らず、自動車、住宅、電機、ICTなどの企業を含むビジネスプラットフォームの創出

○長期の取り組みを担保する必要性

(→自治体の役割)

31自治体が予備調査実施中 →マスタープランづくりへ(26年度)

- ・熱供給管等は道路占用スペースも大きくなること等から、都市計画、まちづくりと一体となって進めていくことが必要。
- ・長期間にわたる建物や設備の新設・更新とともにエネルギーシステムとして最適化の方向に進めるため、自治体が主体的に取り組む必要があり、マスタープランの中にうまく組み込んでいくなどにより、長期の取り組みを担保する必要。
- ・施設等のハード面だけでなく、それを構築し活用していくためのソフトな仕組みづくりも重要。

分散型エネルギーインフラの全国展開に向けたロードマップ

経済財政運営と改革の基本方針

(2013年6月14日閣議決定)

「エネルギー・インフラ(略)などの地域の 基盤整備を進める。」

経済財政運営と改革の基本方針2014

(2014年6月24日閣議決定)

「分散型エネルギーインフラ・プロジェクトの 産業化を目指した全国展開(略)を行う。」

「日本再興戦略」改訂2014

(2014年6月24日閣議決定)

「自治体も含めた地域の雇用創出の観点 からも、未利用熱エネルギー等の熱エネ ルギーの有効利用に取り組む。」

(予備調査経費)

H25当初 0.7億円

マスタープラン 策定経費

H25補正 6.2億円 H26当初 0.4億円

H27当初概算要求 6.1億円

※全国展開、産業化促進のための方策等(検討中)

予備調査実施 31団体10パターン (2013年8月~2014年3月)

・ビジネスモデルの整理、事業推准体制の構築 等

マスタープラン策定実施 14団体 (2014年4月~2015年3月) 十

14~15団体程度 (27当初ベース)

先行団体事業化 プロセス

事業化促進 全国100ヵ所程度

・プロジェクト収支試算、事業構造の設計、資金調達構造プランの構築等

実施 段階

調査

計画

政府

の

方針

自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会の開催(2014年10月~)

全国各地でのプロ ジェクト導入の加速

(参考) 電力システム改革

【第1段階】

(広域的運営推進機関の設置) 2015年目途

【第2段階】

(小売参入の自由化) 2016年目途

【第3段階】

(送配電の中立化、料金規制の撤廃) 2018~2020年目途

2013年4月2日閣議決定

関電 すカ

る改革方

針に

第1弾改正法成立 (2013年11月13日)

広域的運営 推進機関設立

需給計画・系統計画のとりまとめ 等

第2弾改正法成立 (2014年6月11日)

小売全面 自由化

(参入自由化)

(国が競争状況をレビュー

料金規制 の撤廃 (経過措置終了)

様々な料金メニューの選択や、電力会社の選択を可能に

需要家保護に必要な措置(最終的な 供給の保障、離島における他地域と 遜色ない料金での供給の保障等)

第3弾改正法案

送配電部門 の法的分離

競争的な市場 環境を実現

(2015年通常国会提出予定)

分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定団体の決定

	H25予備調査実施団体 (31団体)	H26マスタープラン策定団体 (14団体)
離島でのエネルギー 自立体制モデル	兵庫県淡路市、長崎県対馬市、 鹿児島県長島町	兵庫県淡路市、長崎県対馬市
中山間地モデル	北海道下川町、岩手県八幡平市、秋田県鹿角市、 山形県西川町、長野県飯田市、岐阜県、 静岡県小山町、岡山県津山市	北海道下川町、岩手県八幡平市、 <mark>群馬県中之条町</mark>
地方中核都市モデル (コンパクトシティ)	青森県弘前市、富山県富山市、愛知県岡崎市、 鳥取県鳥取市、鳥取県米子市	青森県弘前市、鳥取県鳥取市(米子市との連携)
人口密集地モデル	千葉県浦安市、神奈川県横浜市、 大阪府四條畷市	大阪府四條畷市
中心部、郊外連携モデル	山形県、鹿児島県薩摩川内市	山形県
庁舎等公共施設周辺モデル	北海道稚内市、 <u>弘前市、西川町、浦安市</u> 、 新潟県新潟市、 <u>富山市、岐阜県</u> 、四條畷市、 奈良県、 <u>鳥取市、米子市、</u> 津山市、長島町	弘前市、四條畷市、鳥取市
工業団地中心モデル	北海道石狩市、栃木県、静岡県富士市、 <u>小山町</u>	北海道石狩市、栃木県、静岡県富士市、 鹿児島県いちき串木野市
再開発モデル	岩手県釜石市、宮城県東松島市	(提案なし)
風力活用モデル	青森県、 <u>淡路市</u> 、徳島県、 <u>薩摩川内市、長島町</u>	(現時点で風力活用を実装段階とする団体なし)
地熱活用モデル	八幡平市、鹿角市	八幡平市

※「地域分散型エネルギーインフラ整備研究会」の立ち上げ準備中

※<u>下線団体</u>:再掲、赤字団体:新規応募団体

公共施設のオープン・リノベーションを核とした地域再生事業

公共施設のオープン・リノベーション ⇒ 地元に住みたくなる空間を(地元に代官山の出現)

住民価値

便利、素敵、豊か

行政コスト

民間利用により コストから利益へ

民間側からは設備 投資コストの減

地域経営

総雇用創出力の増加、 地元企業との連携

(例)

図書館、美術館

市役所

病院

公共空間 0

公開空間

(民間活力による活性化拠点)

(地域経営)

プロフィットセンター (行政コストの大幅削減)

(行政コスト)

全額公共負担

コストセンター

公共施設 の老朽化 対策

> 利用者負担 (税から対価へ)

(住民価値)

既存の公共施設(新設を含む)

- (1) 民間開放
- 1)新設等 新コンセプトに合わせたリフォーム
- 新コンセプトに合わせたリノベーション
- ③指定管理等による民間活力導入

(2)除却等

地方債の特例等

公共施設オープン・リノベーション推進事業

1 活用可能スペースへのリノベーションモデル提案実現事業

全国の 公共施設に係る 活用可能 スペース等の データベース (仮称)

既存の公共施設や余剰空間を有効に活用するために、 広く公開 全国の デザイナー・ 建築家 (卵を含む) の提案 自治体は提案の 中からふさわし いと思うものを 採用し、オーショ メーショ業として提 案 全国コンテストで 8~10程度を モデル事業として 支援

2 公共施設オープンサービスサイトの構築・運用

広く地域外の人々への周知を図り、交流人口の増と施設利用率の向上につながるよう、美術館やコンサートホール等のオープンサービスの内容をデータベース化し、公開APIで広く事業者等にデータ提供するとともにポータルサイトで広く国民にも情報提供

<オープンサービスの例>美術館の空間を活用するカフェ

美術館名	カフェ	ポイント	場所
十和田市現代美術館	アベロッサ	赤い床に描かれた花模様が美しく、作品に溶け込んだ気分で食事が楽しめる。	青森県十和田市
神奈川県立近代美術 館葉山	レストラン オランジュブルー	一色海岸を望む葉山町にあり、地元産の野菜、魚介類を使ったシーフードカレーが人気。	神奈川県葉山町
金沢21世紀美術館	Fusion21	「美術館で第2の感動」をコンセプトに、加賀野菜をはじめ地元食材を取り入れたメニューを提供。	金沢県金沢市
丸亀市猪熊弦一郎現 代美術館	MIMOCA	イサムノグチなどゆかりのある芸術家の家具や調度品を揃えているだけでなく、書籍、雑貨 を扱うセレクトショップも併設。	香川県丸亀市
長崎県美術館	カフェ	ギャラリー棟と美術館棟の2棟を結ぶ渡り廊下にあり、床の一部がガラスで囲まれているため、足元を流れる運河の上に浮かんでいるような不思議な感覚で食事が楽しめる。	長崎県長崎市

RMO (Reigion Management Organization:地域運営組織)の機能強化

○背景

高齢化による生活機能の低下

人口減少による 集落の生活支援機能の低下 財政制約による 公的サービス供給能力の低下

- ○RMO(地域運営組織)
 - 地域の生活・暮らしを守るために地域で暮らす人々が中心となって形成する組織
 - コミュニティビジネスの手法を活用しながら地域の生活を支える事業(生活支援サービス)を展開

全国には1,600を超える組織があり、8割を超える市町村が必要性を認識。 主な活動内容は1高齢者交流、2声かけ・見守り、3外出支援、4配食支援、5買い物支援。 主な収入源は1市町村補助金、2会費、3利用料であり、財政基盤が脆弱。 約8割が法人格を持たない任意団体で、残り約2割の大半がNPO法人。

「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査(H25年度総務省・農林水産省共同調査)

○今後の機能強化に向けて

【RMO(地域運営組織)に関する調査研究】

- ●RMOが抱える様々な課題について検証するための研究会「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会(座長:小田切徳美明治大学教授)」を設置。
- ●RMOの健全かつ持続的な活動を確保する ための方策を検討。
 - ○自立的な財政運営に向けた資金確保のあり方
 - ○活動を広げていくために必要な法人格の取得など 組織のあり方

参考資料

〇地域に根差したイノベーション創出のための施策について

〇文化芸術、スポーツビジネスの果実が地方に 落ちるための施策について

平成26年10月10日



地域に根差したイノベーション創出のための 施策について

地方創生における意義

地域発のイノベーションにより新産業の創出・既存産業の高付加価値化を実現する。これにより若者特に高学歴者の雇用の場が 生み出され、人口維持、地域活性化に貢献する。

これまでの主な取組

○復興促進プログラム(復興事業)

被災地企業のニーズと全国の大学等のシーズをISTのプランナーがマッチングさせ、産学共同研究を支援。被災前よりも付加 価値の高い製品を生み出すことを可能にし、被災により取引先を失うなどの打撃を受けた企業の回復を支援、復興を後押し。

○知的クラスター創成事業

地域のクラスター構想に基づき、その構想を実現するために行う大学・公的研究機関等を核とした産学官共同研究を支援。

課題

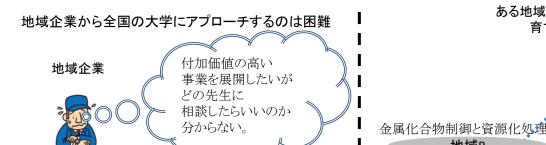
(個別の企業にとっての課題)

地域の中小企業にとって大学は敷居が高い。自らのニーズに応えてくれる研究の所在を知らない。また、そもそも科学技術に よる高付加価値化の可能性に気付いていない。域外の研究開発とのマッチング可能性に気付いていない。

(地域としての課題)

研究から産業化までに必要なプレーヤー全員が一地域内で揃えることは困難。しかし、自治体が主体となる場合、 利益を地域内のみに還元しようとしがちなため、域外のプレーヤーを呼び込んだ取組が生まれにくい。

地域B



ある地域に研究シーズが存在。しかし、その地域から世界で戦える産業を 育てるのに必要な他の資源(他の要素技術等)は域外に存在

> 鉱業・鉱物資源関係技術を 地域Α 基に地域発新産業を 育てたいのだが、、、

> > レアメタル捕集材料技術 地域C

金属資源の 回収可能性評価手法

地域D

etc...

参考となる事例

事例① 企業のニーズと域外のシーズをマッチング(高知工科大学)

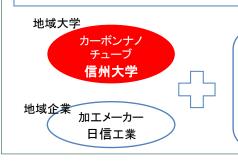




釜石企業と高知工大の共同研究によりスラリーアイス(魚介類の種類に応じて最適な温度で長時間冷蔵できる氷)の製造に成功。 ※普通の氷だと魚が凍結し、細胞が壊れてしまうため、味が落ちてしまう。

地域事業者の魚の販路を東京圏から西日本まで広げることができた。

事例②地域大学の研究が域外資源を導入しつつ地元企業により実用化され世界に展開(信州大学)



域外資源

油井採掘会社 シュルンベルジェ

化学メーカー 昭和電エ ₂₇



カーボンナノチューブを用いた 超高耐久性ゴムシール材により メキシコ湾で世界初の超高温高圧油田に 到達。掘削範囲が格段に広がり、埋蔵量に対する可採率が、現在の35%から 倍近くまで上昇。

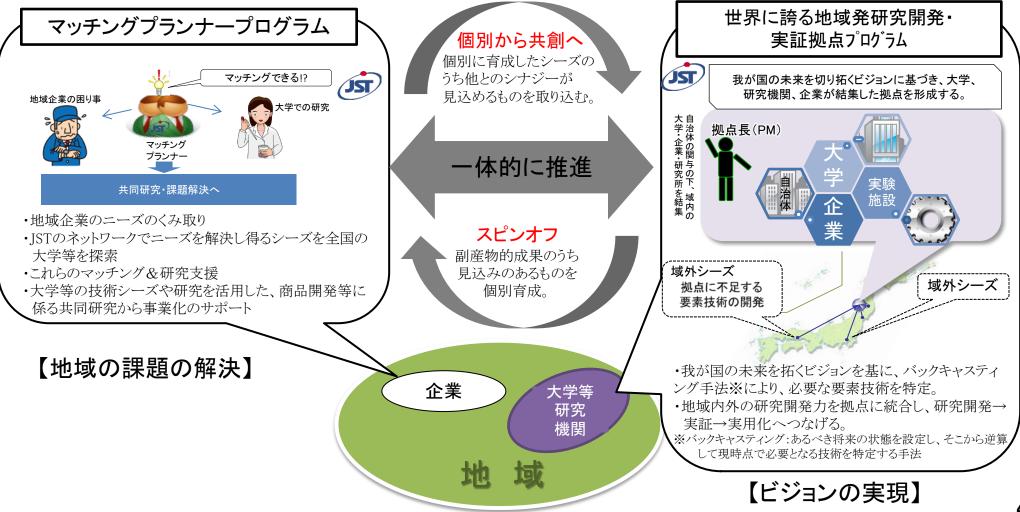
地域に グローバル に展開する 新しい産業 活動を 生み出すこ

とができた。

今後の方針

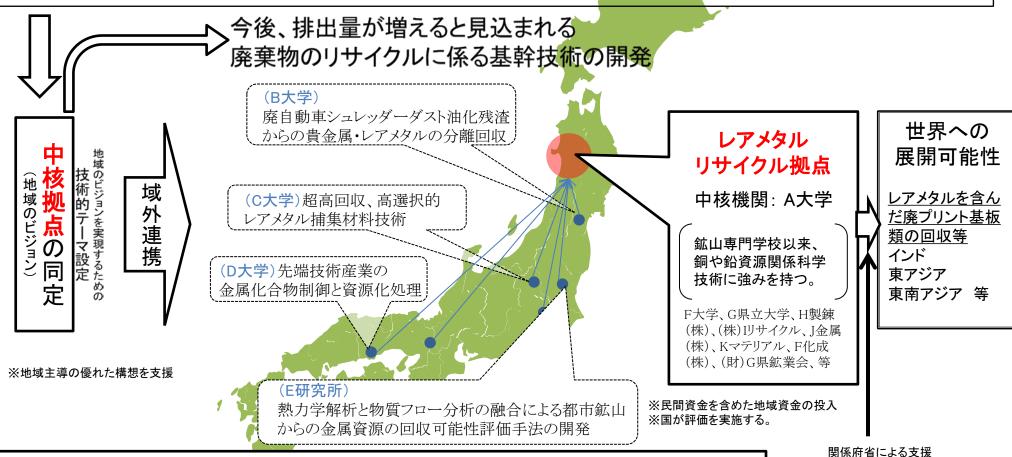
- ・JSTのネットワークを活用し、**地域企業の技術ニーズ**を全国の研究機関の研究成果・技術とマッチング。
- ・これまでの取組の経験も踏まえ、一地域で不足する資源は域外からも導入し、地域に未来を拓くビジョンに基づき大学・企業・ 共用実験機器が集積した研究開発・実証拠点を形成。
- ・科学技術の成果をベースにした持続的なイノベーション・エコシステムを実現し、地域発新産業を創出する。

- ▶ 頑張る地域の活性化に科学技術イノベーションで貢献。
- ▶ 地方の創生と人口減少克服には、地域が現在抱える課題の解決・ビジョンの実現が必要。
- ▶ ビジョンの実現に向けた研究開発を行うとともに、マッチングプランナーなどを活用し、大学等の技術シーズを基に地域から世界で戦える技術・産業を創出する。



〇世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(仮想例)

【地域のビジョン】鉱山関連技術、金属リサイクル産業を基盤として、今後全世界的にニーズが高まるレアメタル等の金属資源回収技術を集約・高度化し、レアメタル資源の供給基地を形成するとともに、新たな資源循環型社会を実現。国内のみならず、東南アジア地域をはじめとする海外へリサイクルビジネス展開。 レアメタルリサイクル産業振興を通して雇用を創出。



域内の大学・企業では現在は金、銀、銅、鉛などのベースメタルを中心とした金属以外はリサイクル困難であるが 域外の大学や研究所の技術を取り入れることで、レアメタルを含む幅広い金属のリサイクルが可能になる。 関係府省による支援 ・経済産業省 等

平成27年度要求・要望額: 70億円

地方の研究開発力をベースにした持続的なイノベーション創出システムの構築

全国の技術を地方へ結集

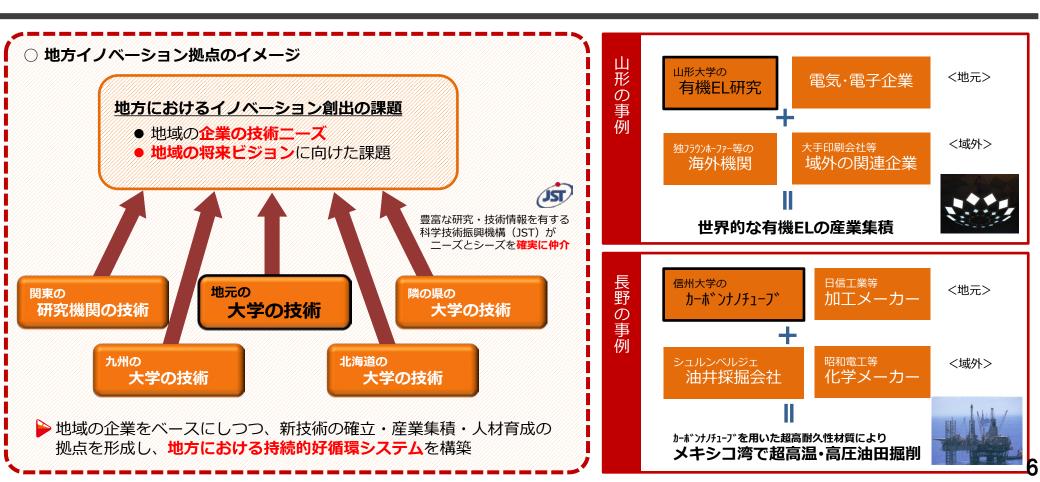
地域の企業のニーズを、全国の大学・研究機関等の技術とマッチングさせ、より付加価値の高い産業へと発展

域外連携による拠点形成

これまでの地域科学技術施策(知的クラスター等)の経験を踏まえ、一地域で不足する資源は域外からも導入し、<mark>地域に研究成果・実証拠点を形成</mark>。

持続可能な新産業創出

一度限りの産業振興ではなく、地元企業の高付加価値化、大学における人材育成を持続的に好循環させるシステム(イノベーション・エコシステム)を実現し、<mark>地域発新産業を創出する</mark>。



気候変動・自然災害から「まち・ひと・しごと」を守る研究開発と社会実装の推進① ~ 異常気象・気候変動リスク予測による地域産業構造基盤の強化~

地方創生における意義

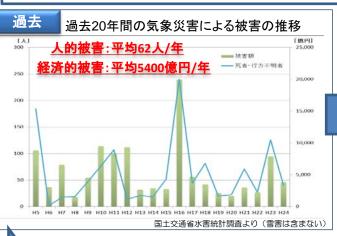
- ・気候変動に伴い、ゲリラ豪雨や竜巻等の異常気象による損害が激化・多発、さらには近未来の平均気温の上昇や降水量化等の気候変動に伴う影響が懸念。
- そのため、異常気象・気候変動リスクの予測により、まちづくりと地域産業構造基盤の強化を早急に進めることが必要。

これまでの取組

- ・高分解能気象レーダー(MPレーダー)を用いた降雨観測手法を開発。(現在、国土交通省が「XRAIN」として全国に37台配備)
- ・中長期(数十年先)の集中豪雨の発生頻度や積雪等を5kmメッシュ(都道府県レベルの対策に使用可能)で予測する技術を開発。
- ・全国の大学等における防災研究の成果を一元的にまとめるデータベースを構築するとともに、大学等の防災研究の成果を地域の防災・減災対策に活用する取組を促進。(現在、全国10地域で展開)

課題

- ・短期的には、突発的・局地的に発生するゲリラ豪雨や竜巻、大雪、土砂崩れ等の異常気象のピンポイントかつ早期の予測が必要。
- ▶・中長期的には、全国の市町村でまちづくりや災害対策に活用可能な、1kmメッシュ程度の超高解像度の予測データが必要。
- ・これらの研究開発を進めるとともに、地方自治体の災害対応、まちづくり、地域産業構造の見直しなどへの活用(社会実装)。





将来

IPCC(気候変動に関する政府間パネル) 第5次評価報告書(2013)

「中緯度の大陸のほとんどと湿潤な 熱帯域において、今世紀末までに 極端な降水がより強く、より頻繁 となる**可能性が非常に高い**」

ゲリラ豪雨や大雪の被害は近年多発しており、中長期的にも異常気象が頻繁に起こるとされている

気候変動・自然災害から「まち・ひと・しごと」を守る研究開発と社会実装の推進②

今後の必要な取組

短期的な対策:異常気象による損害を回避・軽減

日標

ゲリラ豪雨の1時間前予測など、

異常気象による実発的・局地的激甚災害の早期予測技術を開発

今後の取組

MPレーダーに加え、様々な気象観測レーダーを用いたマルチセンシン グとシミュレーションにより、ゲリラ豪雨等の原因となる積乱雲の発生・発 達を把握し、気象災害の早期予測システムを確立。(500mメッシュ)

【早期予測技術開発の達成目標】

- 雨が降り始める前に1時間先のゲリラ豪雨を予測 ・落雷の危険度を雷鳴に気付く前に予測 非雪国にも対応した豪雪・雪崩・吹雪等を予測
- ・竜巻を現在の県単位から市町村単位で予測
- 現在は行われていない降電を予測

今後の取組

日標

市区町村レベル(1kmメッシュ)のきめ細 やかな対策導入を自治体と連携して推進。 気候変動に適した農作物の選定や作付け 時期などの決定や、水害や水不足を軽減 するための貯水管理、地域に適した観光 業などを可能に。適応策の導入を担当す る環境省と連携し、社会実装を加速。

【これまでの成果】 2030年代の最深積雪の減少割合



(出典:文部科学省「気候変動適応研究推進プログラム」)

ダイヤ最適化

社会実装現場との連携・協力

地方自治体、内閣府(防災)、国交省、気象庁、産業界等



運用の具体例

早期予測技術によりとらえた各種災害情報を地域的・局地的現状にも対 応したきめ細かい情報を提供







•走行規制(スピード、タイヤ等)

・斜面崩壊の危険度をリアルタイムで予測

- •徐行運転 レベル3
 - •通行止

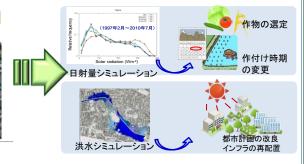
気象災害軽減イノベーションハブ 平成27年度概算要求額:6億円(新規)

予測情報の精緻化スケール(イメージ)

<従来 5km>



霞が関周辺 5kmメッシュ (出典:Googleマップ)

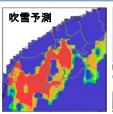


気候変動適応技術社会実装プログラム 平成27年度概算要求額:14億円(新規

地域の特性に応じた社会実装

【これまでの取組例】

2013年3月に吹雪により5名の 死者が発生した北海道中標津 町を対象として、吹雪発生予測 システムを開発し、同年12月よ り運用を開始。自治体の効果的 な雪氷防災対策(除雪・交通規



レベル2



吹雪発生予測システムを活用した雪氷防災対策 制の効率化・最適化等)に貢献。 (北海道中標津町)

目標・今後の取組

全国の大学等における防災研 究の成果を一元的にまとめた データベースを構築・運用する とともに、自治体等の防災対策 を支援し、地域の防災力を向上。



中長期的な対策:気候変動に伴う影響の軽減

数年~数十年先の気候変動に伴う気温・日射量・積雪量・降雨量

などの変化を市区町村レベル(1kmメッシュ)で予測・数値化



地域防災対策支援研究プロジェクト 平成27年度概算要求額:5億円(拡充

文化芸術、スポーツビジネスの果実が地方に 落ちるための施策について

文化芸術、スポーツビジネスの果実が地方に落ちるための施策

文化芸術、スポーツビジネスの果実を地方が享受するためには・・・



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地域が有している 文化資源及びスポーツ資源を積極的かつ創造的に活用し、地域に人を呼び込む ことなどを通じて、観光客等の交流人口の増加を図ることが重要。

2020年オリンピック・パラリンピックに向けて・・・

文化資源の活用・発信

スポーツビジネスの活用・発信













観光客等の交流人口の増加による地域経済の活性化

文化芸術の果実が地方に落ちるための施策

地方創生へのメリット

【地域経済への貢献及び地域への関心と誇りを持つ国民の増加】

地域の優れた<u>文化芸術活動等が中核</u>となり、<mark>地場産業や観光と連携した取組は、観光客等の交流人口の増加を含め、大きな経済的効果を地域にもたらしている</mark>。具体的には、文化資源の発信・活用を通じた①<u>観光・地場産業等との連携促進</u>、②<u>過疎化・雇用・経済等の地域の社会課題への対応を促進</u>するとともに、③<u>2020年文化プログラムに向けた着実な準備</u>を実施。

(基本的な方針)

- ①地域に根ざした文化芸術活動の持つ創造性を活かした取組の実施
- ⇒ 各地域に根差した文化芸術活動のもつ創造性を活かした産業振興や地域活性化の促進。
 - ②文化財を中核とした観光振興・地域振興
- <u>地域の「アイデンティティー」を形成する祭りをはじめとする伝統文化や文化財の価値や魅力を掘り起こし</u>、住民だけでなく<u>観光客をも意識した</u> 発信・活用を促すことは、観光振興・地域振興等の「地方創生」につながる。

今後の課題

- 文化芸術は産業振興や地域振興等に対して、著しい貢献が可能だが、<u>こうした力を地域の規模・個性に応じた形で発揮させるためのノウハウの提供・共有が十分とは言えない</u>。また、小規模な自治体においては、文化芸術の振興を促進するための財源の確保が難しい場合が多い。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年には、<u>日本中で魅力的な文化プログラム</u>が実施されるよう、 東京都や組織委員会と連携して、計画的な基盤形成を促進していくことが必要。
- 今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックも見据え、従来の文化財の保存を優先とする支援から、観光資源としての魅力を高め、国内外への発信の強化するなど、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援に重点化する必要がある。

文化芸術の果実が地方に落ちるための施策

先進的な取組事例

事例①:現代アートによる地方創生 (瀬戸内国際芸術祭2013)

- 美しい瀬戸内海を船で巡りながら、島の自然や文化に溶け込んだアートを体感する現代アートの祭典。
- ・ 平成25年開催の第2回となる芸術祭には、26の国と地域から200組のアーティストが参加。



経済波及効果:約132億円、来場者数:約107万人(開催期間:108日間)



頼戸内国際芸術祭公式ショッフ

事例②: 文化施設を中核とした地方創生(兵庫県立芸術文化センター)

- ・ 阪神淡路大震災からの復興のシンボルであり、西宮北口駅再開発の中核施設として開館。
- 世界的な指揮者である佐渡裕芸術監督のもと、多彩な公演を実施。
- ・ 開館以降、<u>西宮北口駅の乗降客数の増加や駅周辺人口の震災前水準への回復</u>など、周辺の商業施設と一体となって 地域に賑わいをもたらしており、関西の「住みたい街ランキング」で1位を獲得。



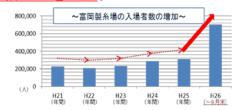
経済波及効果: 約145億円、来場者数: 約50万人(年間)、県内雇用効果: 507人(平成21年度)

事例③:文化財による地方創生(群馬県富岡市)

本年6月、世界文化遺産に登録された富岡製糸場においては、入場者数が 平成26年9月時点で約70万人超と、昨年(約31万人)の倍以上を達成。



来場者数:約70万人以上







富岡製糸場(提供:群馬県)

文化芸術の果実が地方に落ちるための施策

今後の方針

【基本的な方向性】

各地域が2020年に向け、自らの地域が誇る「文化資源」をブラッシュアップし、<u>魅力的なものに形作っていく</u>ことで、日本全国津々浦々の<u>多彩な「文化資源」の魅力</u>が、力強く各地域から<u>発信</u>され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も引き続き、国内外の人々を魅了する。

【具体的な取組】

- ①地域の文化資源を活用した計画的な文化芸術活動に係る取組への支援
 - ・地方公共団体による計画的な文化事業への支援
 - ・訪日外国人が鑑賞・体験可能な文化事業への支援



- ・実演芸術の創造発信、専門人材の育成及びネットワークの構築への支援
- ・訪日外国人受け入れに係るモデル事業の実施
- ③日本遺産(Japan Heritage)を認定する仕組みの創設等、文化財を活用した地域の取組への支援
 - ・地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定・発信する仕組み の創設
 - ・世界遺産登録地域における情報発信・環境整備等の取組に対する支援等を通じた観光振興を含む総 合的な地域活性化の促進

【想定されるアウトプット】

2020年までに特定された地域のみではなく、全国で地域の文化芸術を活かした取組が実施され、こうした取組が国内外へ積極的に発信されることにより、<u>観光客等の交流人口の増加</u>等の大きな経済効果を地方にもたらす。





スポーツビジネスの果実が地方に落ちるための施策

地方創生におけるメリット

クラブチーム等のスポーツ団体の活性化により、イベントや試合が行われる地域において、観光客の増加や、クラブチーム等のスポーツ団体の収入増加による税収増加、新たな雇用の創出等、様々な地域経済波及効果 (※)のほか、地域への新たなアイデンティティの付与、コミュニティ活動の活発化などが期待される。また官民協働による「地域スポーツコミッション」での地域のスポーツ資源の有効活用やスポーツキャンプ等の誘致等による新たな資源の創出活動を促進し、地域におけるスポーツの活性化や、スポーツを観光資源とした地域の活性化を推進する。

※ゲーム開催による観客の入場料や交通費、飲食費、グッズ購入等の消費に伴う産業の生産誘発効果や、これにより生み出された雇用者所得が消費に回ることによるさらなる生産誘発効果を推計した合計。例えば、宮城県のデータでは、プロ野球の東北楽天ゴールデンイーグルスの<mark>地域経済波及効果は1シーズンで約187億円</mark>(2013年)、ベガルタ仙台の<mark>地域経済効波及果は1シーズンで23億円</mark>(2013シーズン)とされている。このように、地方におけるクラブームの存在が、地元に大きな経済効果をもたらしている。

今後の課題

- 我が国では、地方に大きな経済効果を生んでいるプロ野球、Jリーグに次ぐトップリーグ産業の成長に伸び悩みがみられている(観客者数や収入規模について、プロ野球、Jリーグとの大きな開き)。その背景には、リーグ・クラブ収入の低さに起因するマネジメント人材の不足やノウハウ不足のほか、競技自体の魅力に直結する競技力の向上に投資ができない等があるものと考えられる。(日本の主なリーグの収入:プロ野球約1200億円、Jリーグ約740億円、Vリーグ約5億円/アメリカの主なリーグの収入NFL:約5850億円、MLB約5500億円、NBA約3000億円(07年度))
- 現在、「地域スポーツコミッション」は、その体制や組織基盤が脆弱なため、十分な取組に至っていない状況であり、国として、活動を積極的に支援し、スポーツによる地域活性化を促進するとともに、その先進事例を全国に広めていくことが必要。

スポーツビジネスの果実が地方に落ちるための施策

先進的な取組事例

事例①:スポーツコミッションによる地方創生 (新潟県十日町市)

・ 2002年FIFAワールドカップ日韓大会のクロアチア代表チームのキャンプ地誘致を契機に、スポーツによる地域活性化を推進。 (2006年に「スポーツ健康都市」を宣言)



 2008年に総合型地域スポーツクラブ「ネージュスポーツクラブ」を設立し、地域の子育て支援や健康増進の場としても活用。総合型クラブを中心に 関係者が連携してシャッター通りとなったメインストリートでウォーキングを実施することにより、地域に賑わいを取り戻し、新たなコミュニティを創出。

事例②:スポーツコミッションによる地方創生 (埼玉県さいたま市)

- ・ (公社)さいたま観光国際協会を中心にさいたま市と連携体制を構築。市体協、大学、商工会議所、プロスポーツチーム、メディア等と連携・協力。
- 都心に近いアクセスの良さを生かし、埼玉スタジアムやスーパーアリーナ等、豊富な大型競技施設での国際大会の開催実績。
- ・ サッカー等を活用したスポーツ振興やJリーグ2チームのフランチャイズによる集客力の高さなど、比較的順調に運営。さいたまクリテリウムby ツール・ド・フランスの誘致成功などの実績。
- ・他方、課題として、大規模国際大会や全国大会、プロスポーツチームのキャンプ誘致による観光客の獲得が中心であり、 継続的な地域活性化や地域住民に根付いたスポーツ振興が脆弱であることが挙げられる。

事例③: トップリーグによる地方創生 (Jリーグ)

・ 1980年代まで、日本におけるサッカー競技には、アマチュア主体の全国リーグである日本サッカーリーグ (JSL) が存在していたが、当時はサッカー専用競技場がなく、観客動員数も年間で30万人ほどであり、競技自体の人気 はまだ低かった。そこで、1993年、Jリーグを発足、リーグをプロ化することで競技力を向上させるとともに、スポーツクラブを地域に根ざしたものとすることで、観客者数は年間約800万人を超え、各クラブにおいては、年間3700回人以上の地域に根ざした取組を実施しており、地域の活性化に大きく貢献している。



- ・ Jリーグに加盟している多くのクラブチームでは、教育委員会と共同して学校訪問を実施している。体育の授業に加え、子供と一緒に 給食を食べ、食と栄養の大切さを伝える食育活動や、道徳の授業など、活動の幅が広がっている(614件実施(2012年)。7年間で約3 倍)。
- ・ また、積極的に地域イベント等に参加。いじめ防止や、投票・納税の呼びかけ、交通安全キャンペーン協力など行政が行う社会啓発活動への協力やお祭りへの参加、幅広い活動を実施(256件(2012年)。7年間で約80回増加)。
- ・日本経済研究所による調査(2009年)では、Jクラブチームが地域に与える地域経済効果は数十億円、また税収効果は数千万円にもなる と推計している。

_5

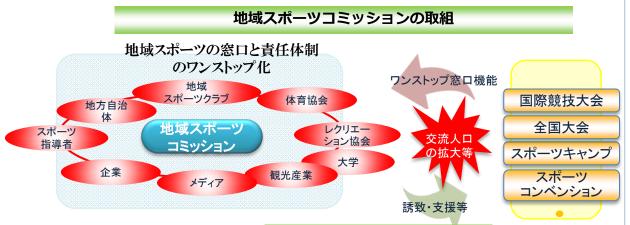
スポーツビジネスの果実が地方に落ちるための施策

今後の方針

【地域スポーツコミッション】

○ 地域のスポーツ関係団体や企業等が一体となり、地域のスポーツ資源(プロチーム、施設、大会等)の活用や 国際競技大会等の誘致によるスポーツツーリズムの創出、スポーツ産業関連イベント創出のためのセミナー等 を開催する「地域スポーツコミッション」の活動を支援し、地域におけるスポーツを活性化するとともに、スポーツ を観光資源とした地域の活性化を推進。

全国の地域スポーツコミッショ 組織数 平成26年	
スポーツコミッション等推 進組織	8団体
スポーツコミッション等設 立準備会	2団体
スポーツコミッション等類似組織、準備会、勉強会	13団体



【トップリーグ活性化】

○ 各クラブやリーグにおいて課題である人員不足やノウハウ 不足等に対応するため、トップリーグ活性化のための支援 チームによる総合的なリーグマネジメント支援やリーグ間連 携の促進等に取り組むことで、競技力の向上及び地域に根 ざしたチーム展開の促進など、スポーツとしての総合的な魅 力向上を可能にすることを通じて、各地域におけるスポーツ 産業・レジャー産業の拡大やインバウンドの獲得、スポーツ ツーリズムの推進、コミュニティの活性化を促す。

各リーグにおける入場者数

リーグ	年間入場者数(昨シーズン)
プロ野球	約2204万人
Jリーグ	約835万人
ラグビートップ リーグ	約36万人

文化芸術グローカル化推進事業

(新規) 27年度要望額 3,752百万円

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を、スポーツのみならず文化の祭典として、世界中の注目を集め、日本全国で特色ある文化活動が行われる大会にするとともに、同大会終了後も文化芸術による地域の活性化や訪日外国人の増加など、その成果が継承されるよう、地方公共団体が行う、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動を支援 補助率:1/2を上限に支援

支援対象の文化芸術活動

文化芸術創造都市としての取組

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・ 産業振興等に活用し、地域課題の解決に取 り組む「文化芸術創造都市」の取組

(取組例)

・国際的な芸術祭、音楽祭、 写真展



文化芸術により地域を活性 化する取組

地域の様々な魅力ある文化芸術を再生又は<u>創</u>生し発展させる取組や、大学との連携による文化芸術の創造発展につながる取組をはじめ、<u>地</u>域の文化芸術の担い手の育成につながる取組(取組例)

- ・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、 アウトリーチ
- ・メディア芸術の展示、地域の文化資源を活用した 現代アート展
- ・地域の大学教員、学生、卒業生等によるオペラ、 、オーケストラ公演、美術展

[´]訪日外国人が鑑賞・体験で きる取組

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の 文化プログラムを見据えた文化事業や、多言 語対応等により日本人に限らず<u>訪日外国人で</u> も鑑賞・体験できる文化事業

(取組例)

- ・能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や、日本で創造 された音楽、美術、演劇、舞踊等の公演、ワーク ショップ
- ・多言語に対応した演劇、ミュージカル等の公演、 ワークショップ

新国立劇場との連 携公演

新国立劇場が制作する世界水準 の公演の鑑賞事業や、新国立劇

場において地域 のプロの芸術団 体が行う公演



- 1. 文化芸術による地域活性化
- 2. 地域文化の国際発信
- 3. 文化芸術によるインバウンド の増加

文化の力による心の 復興の取組

東日本大震災の被災地における 実演芸術の鑑賞等を通じた心の 安らぎと活力の 向上を図る取組





劇場・音楽堂等活性化事業

(26年度予算額 3,003百万円) 27年度要求額 3,003百万円 27年度要望額 400百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を 確保していくのかが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、<u>劇場・音楽</u> <u>堂等としての機能の発揮が不十分</u>。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、<u>相対的に地方で多彩な実演</u> 芸術に触れる機会が少ない。

- 平成24年6月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、 人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、<u>劇場・音楽堂等の事業等に対する支援</u>を行うなど、<u>国が取り組む</u> <u>べき事項を明確にし、環境整備等</u>を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援。

特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- 支援施設数: 15施設
- 支援内容: 事業実施に必要な経 費の2分の1を上限に支援

2 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出等)を支援。

- 支援件数:3公演
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2 分の1を上限に支援

5 劇場·音楽等基盤整備事業

劇場・音楽堂等において自主的・主体的な 実演芸術活動が行われる環境を醸成する ため、各種情報提供、調査研究及び研修 (アートマネジメント研修、技術職員研修)を 文化庁が実施。

3 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・ 音楽堂等が主体となり行う公演事業や人材 養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- 支援件数:
 - 公演事業 70件
 - 人材養成事業 40件
 - 普及啓発事業 40件
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2 分の1を上限に支援

6 訪日外国人受入 先導的モデル事業

2020年オリンピック・パラリンピック東京 大会を見据え、外国人向けプログラムの開 発やウェブサイトの多言語化をはじめとする 外国人受入体制整備など、訪日外国人受入 の先導的モデルとなる事業を実施。

新規·要望

■ 採択件数:20件

劇場・音楽堂等間 ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を 促進し、国民がその居住する地域に かかわらず等しく実演芸術を鑑賞で きるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸 術団体が企画制作する巡回公演に 対し支援。

- 支援件数:
 - 大型公演 2件
 - 通常公演 60件
- 支援内容: 巡回公演実施に必要 な経費のうち、旅費及び運搬費を 支援





- 全国各地において長く守り伝えられてきた有形・無形の文化遺産は、地域住民の心の 「核」を形成するものであり、地方創生に欠かせない貴重な資源。
- 少子・高齢化や過疎化、社会のグローバル化が急速に進展する局面で、過小評価されている文化の力を顕在化し、まちづくり、観光振興への「パラダイムシフト」を通じ、新たな社会活動を創出。地方経済に刺激を与え、若者がチャレンジしやすい環境を整える。

日本文化の顕在化で、若者が将来に夢や希望を持てる地方の創生を!



地域に応じた「文化財総合活用戦略プラン」

従来の保存を優先とする支援から、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援に転換。

- ◎観光客の増加や地域の活性化につながる、文化財群を一体的に活用した次の取組に対する「優先支援枠」を新たに設定。
- ◎文化財を活用した地域の創意工夫溢れる取組を評価した上で支援。

①世界遺産を核とした まちづくり

外国人来訪者の獲得に向けたHP・案内表示の多言語化等、情報発信機能の強化を支援。既登録地に再度観光客を呼び込むため、魅力再発信に資するシンポジウム等を支援。

②「日本遺産」の創設(文化財版クールジャパン)

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定、活用の取組支援。

③被災地域における 復興のシンボル

被災地で中断された祭礼行事を、用 具・衣装の修理・新調等により再開させることで、地域コミュニティの再生の 拠点として機能。

④観光客増加に向けた 情報発信の強化

観光客の増加、滞在期間の延 長を狙った、わかりやすい文化 財案内表示や解説の設置を促 進

効果(1)

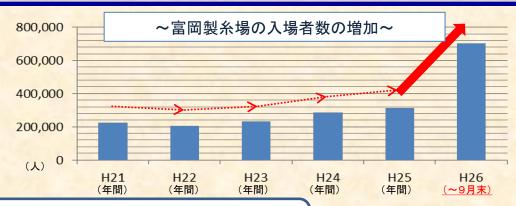
地域における「活用」を促進することで、文化財を核としたまちづくりによる地域経済の活性化に加え、更なる文化財の保存・活用につながるサイクルの構築が可能。

効果②

「活用」を前面に置くことで、地域の観光振興に繋がるとともに、 国交省、農水省、経産省など他省庁事業との連携強化により、 「縦割り」を廃し、一体的に地方創生を支援。 19

戦略プラン① ~富岡製糸場を核としたまちづくり~

● 富岡製糸場は、本年6月、世界文化遺産に登録され、入場者数が平成26年9月末時点で約70万人超と、既に昨年(約31万人)の倍以上を達成。今後は、この成果を一過性のものとしないよう、世界文化遺産を核に、民間の力も活用しつつ、産業・観光振興や人材育成などとも一体化させた取組を進め、まちが持続的に活性化する好循環を創出。





富岡製糸場(提供:群馬県)

富岡世界遺産活用推進協議会(仮称

~市民・事業者・行政の協働による推進体制の構築~

事業者

市民

宮岡製糸場の整備・活用 (付加価値付与を通した魅力向上)

- 1 富岡製糸場の整備活用 (西置繭所の活用公開等)
- 2 富岡製糸場周辺の整備 (道路整備・サイン計画、街並み景観の保全創出 等)
- 3 産業・観光振興 (蚕糸・絹業の維持存続と技術の継承、滞在型観光地づくり 等)
- 4 地域活性化と人材育成 (観光ガイド、製糸場解説員の育成 等)

行政

魅力発信

【地方創生へ】

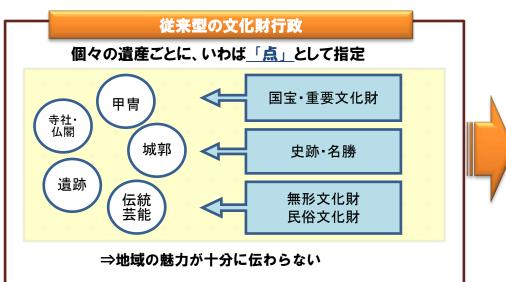
民間の力

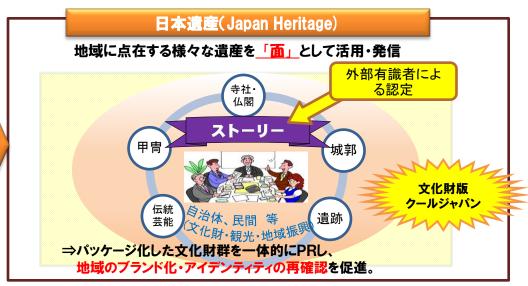
- ○富岡製糸場の潜在的魅力の向上
- ◯観光客の満足度を高める受入体制の確立
- ★査・蚕糸・絹業の産業としての復興や国産シルクの富岡プランド化
- ○中心商店街が活気に溢れ、地域住民の生活の質の向上
- ○地域将来を担う人材育成、Uターン・Iターンの定着

文化財と街の 更なる付加価値の 向上

概要

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」 に認定する仕組みを新たに創設。歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、世界に戦略的に発信すること により、地域の活性化を図る。





ポイント

- ○文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク(シリアル)型」 の2タイプを想定
- (例)地域型: 屋台祭礼の場として守られてきた数百年前の町並み/過酷な自然環境と共存するための建築物等の 生活環境と祭礼等の文化環境等

ネットワーク型: 防御拠点・統治の象徴としての機能を果たした天守を有する近世日本の城郭建築/日本各地に

同時期に作られた大規模な大名庭園 等

- 「○自治体に対し、日本遺産に関する情報発信発等に係る支援策を用意」 するほか、ハード面に関する事業をメニュー化
- ○国交省、観光庁をはじめ関係省庁と連携・協力し、省庁横断的に支援。

事業内容

(1)情報発信、人材育成

- ・日本遺産コーディネーターの配置
- ・多言語HP、パンフレットの作成
- ・ボランティア解説員の育成等

②普及啓発

- ・発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムの開催
- ・日本遺産PRイベント(国内外)の開催
- ご当地検定の実施等

③公開活用のための整備

- •ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化
- ・周辺環境等整備(トイレ・ベンチ、説明板の設置等)

2ŀ

戦略プラン③ ~祭りの再開による被災地の「絆」の復興~

● 文化遺産は、地域の「アイデンティティー」を形成しており、震災によって中断された祭礼行事などの再開を通じて、被災地域における「絆」の復興のシンボル(中核)としての役割を果たしている。

福島県飯館村、浪江町

飯舘村及び浪江町は原発被害の影響により村内全域が居住制限区域となり、<mark>地域住民の方が県内外の仮設住宅等</mark>へ居住するに至っている。

このような状況の中で震災により破損した用具の修理・新調を実施し、保存会が各地の仮設住宅・避難所で披露するとともに、消滅の危機にある福島の民俗芸能を盛り上げる「ふくのさと祭り」の屋外イベント会場で披露。



おおくら たうえおどり (仮設住宅で披露される「大倉の田植踊」)



うけど たうえおど(「ふくのさと祭り」で披露される「請戸の田植踊」)

- ◎ 民俗芸能や被災後の現状を知らない<u>一般市民の社会的関すの高まり</u>による復興支援の広がり
- ◎ 地域の「アイデンティティー」である祭りの再開を通じ、若者の帰還を含めた地域のコミュニティの再生
- ◎ <u>他の伝統文化や地場産業との連携</u>により、<u>相乗効果</u>の中で民俗芸能を地域として支えられる好事例

戦略プラン④ ~「まちなみ」の活用による観光客の増加~

福島県下郷町は、大内宿の重要伝統的建造物群保存地区への選定(昭和56年)も契機として、昔からの まちなみの再生や展示施設の整備、駐車場の整備などを進め、従来の農業中心の産業から、観光産業への転 換を実現。その結果、平成21年には観光客数が116万人と、昭和63年(11万人)の約10倍に。

保存修理事業 総額368.644千円 (国庫:215.609千円)



防災施設等事業 総額374.458千円 (国庫:242,161千円)

曹や放水銃・ポンプの設 置により、木造建築の多い宿 場町を安心して観光







しもごうまちおおうちじゅく

選定前の大内宿



116万人(H21)

現在の大内宿



展示施設整備(本陣復原)



無電柱化(電柱移設)



駐車場整備

セスの改善 の安全確保

(新規) 27年度概算要求額:548.410千円

目的·要旨

「日本再興戦略」において「スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進する。」こととされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」では2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組として「東京大会等を契機として、スポーツを通じた街おこし」を推進することとされたところである。

これらを受けて、スポーツが持っている本来の力を引き出すことにより、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築し、他者との協働や公正さと 規律を重んじる社会、健康で活力に満ちた長寿社会、地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会を目指す。

事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組とともに、さらにはスポーツツーリズムを活用した地域の活性化など、以下の事業を実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。

補助

E 7

補助

地 方 公 共 団 体

(1)スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

スポーツを通じた健康な都市づくりを推進するとともに、中高齢者になり自身の健康づくりの必要性を感じているものの、行動に移せない者など、ライフステージに応じた運動・スポーツへのきっかけづくりや場の提供を通してスポーツ実施者を増やすことにより、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少の進展にも対応できるスポーツを通じた地域の活性化を目指す。

- ① スポーツを通じた予防型スポーツ健康都市の推進
- ② スポーツに興味を持たない層に対する体験活動の開催
- ③ 健康運動・スポーツプログラムの実施
- ④ 運動・スポーツに苦手意識を持っている高齢者への参加促進

(2)地域スポーツコミッションへの活動支援

地域のスポーツ資源を活用し、スポーツを主体とした協力体制を構築することにより、地域のスポーツ関係団体・企業等が一体となり、「観る」「する」「支える」スポーツや、スポーツを観光資源としたツーリズムによる地域活性化を行う組織(地域スポーツコミッション)の活動に対して支援を行うことにより、スポーツの活性化や地域の活性化の促進を図る。

- ① スポーツによる地域活性化連携推進会議の開催
- ② 地域が一体となった新たなスポーツイベントの創出及び誘致

スポーツによる健康づくり・スポーツを通じた街おこし

スポーツ立国の実現



トップリーグ活性化推進事業

(新規) 27年度概算要求額:64,991千円

目的:2020年東京オリンピックの開催決定を契機に、トップリーグ※の活性化を通じて、競技力の向上及びスポーツの振興を図る。

※競技の最上位に位置するリーグ。Vリーグ(バレーボール)、なでしこリーグ(女子サッカー)、NBL(男子バスケ) など。

背景:2020年東京オリンピック決定!

日本人選手の活躍が不可欠。更なる国際競技力の向上が喫緊の課題!

国民のスポーツへの関心を一層高めることが必要!



2020年大会に出場できない可能性も・・



スポーツ産業の活性化にも貢献!



課題:トップリーグの現状

〇トップレベル競技者の実戦の場であるトップリーグは、<mark>2020年に向けた選手強化の重要な活動基盤</mark>であり、<mark>国内最高レベルのスポーツ観戦機会を提供</mark>している。 しかし、我が国においては、プロ野球、Jリーグに次ぐ<u>トップリーグ産業の成長に伸び悩み</u>がみられている。

(例)昨シーズン年間総入場者数:プロ野球:約2204万人、Jリーグ:約835万人、ラグビートップリーグ:約36万人

〇トップリーグ運営上の課題として、リーグマネジメントを行うための人員・ノウハウ不足やガバナンス体制の未整備等がある。

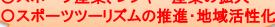
施策:トップリーグの活性化

専門家等からなる「トップリーグ活性化チーム」により、総合的なリーグマネジメント支援やリーグ間連携の促進、リーグ共有システムの構築等を実施。

【支援例】マーケティング/ファンドレイジング/チケッティング・集客/スポーツツーリズム/放映権・肖像権などの法的整備/地域連携/ガバナンス体制の構築/各リーグや競技団体との連携支援など



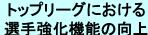
〇スポーツ産業、レジャー産業の拡大





トップリーグの活性化

→選手の競技力向上→リーグの魅力の増大→



好循環の形成

トップリーグを通じた スポーツ振興



←競技力向上のインセンティブ増大/クラブチームにおける強化費増大←観客数の増大←

、、 トップリーグの試合を「観る」ことがスポーツを

「する」ことや地元チーム等を「支える」動機付けり5



農林水産業の成長産業化施策について

平成 26 年 10 月 10 日

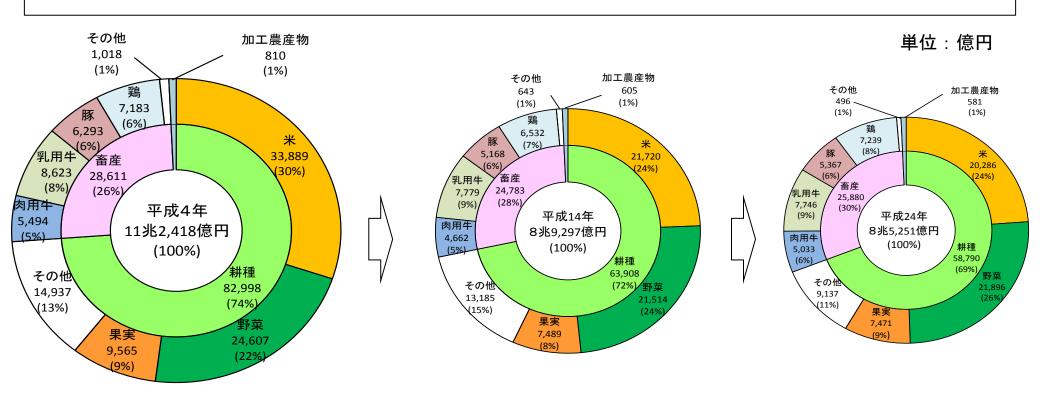
農林水産省

I 現状

	農業総産出額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	担い手の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	耕地面積と耕作放棄地の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
	農林水産業就業者数・平均経営面積規模等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
п	農林水産業の成長産業化	
	農林水産業・地域の活力創造プランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5ページ
	「農業・農村の所得倍増」の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
	我が国の農業従事者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10ページ
	青年新規就農者の動向と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11ページ
	新規就農対策の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12ページ
Ш	参考資料	
	需要フロンティアの拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14ページ
	バリューチェーンの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16ページ
	生産現場の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18ページ
	農協改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21ページ
	多面的機能の維持・発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22ページ
	林業の成長産業化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24ページ
	水産日本の復活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27ページ

農業総産出額の推移

〇 農業総産出額は近年減少傾向にあり、平成24年の総産出額は8.5兆円で、20年前に比べると2.7兆 円(24%)減少。米の割合が低下する一方で、野菜及び畜産の割合が相対的に増加。



資料:農林水産省「生産農業所得統計」

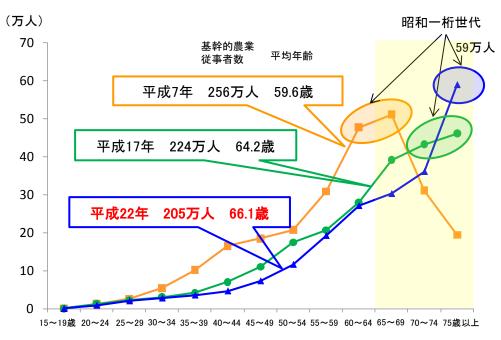
注1:耕種のその他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物及びその他作物の合計である。

注2:乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。 注3:四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

担い手の高齢化

○ 平成22年における基幹的農業従事者数は205万人、平均年齢は66.1歳。

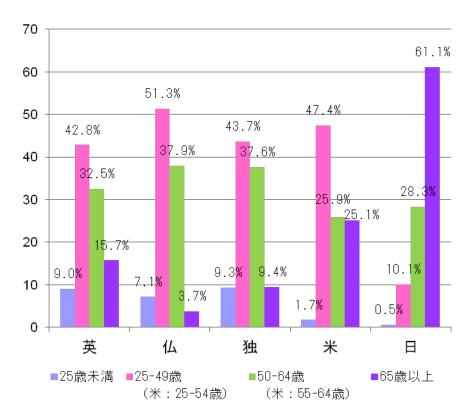
【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料:農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者: ※基幹的農業従事者: 農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に 仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

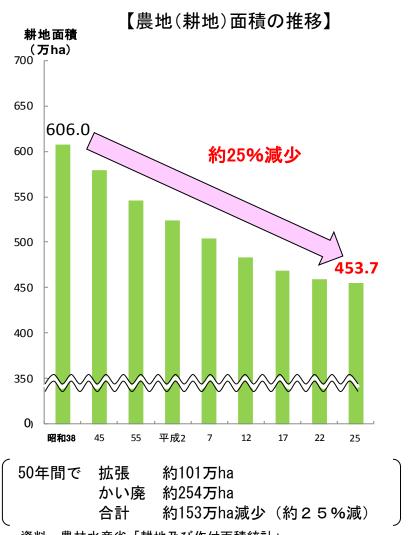
【各国の農業従事者の年齢構成】



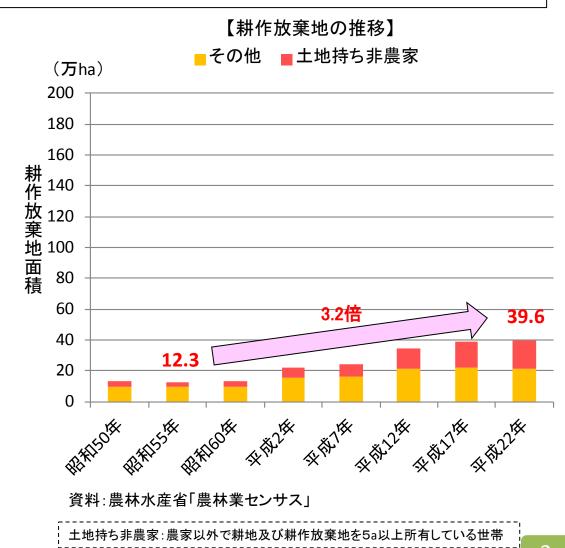
出典: 英仏独は、EUROSTAT (2012):農業に従事した世帯員 米は、米国農務省「センサス (2007)」:農業に従事した世帯員 日は、農林水産省「2010年世界農林業センサス」:基幹的農業 従事者

耕地面積と耕作放棄地の推移

- 農地面積は、この50年間で153万ha(約25%)減少(うち拡張101万ha、かい廃254万ha)。
- 一方、耕作放棄地の面積はこの30年間で3.2倍に増加し、平成22年時点で39.6万ha。特に、土地持ちま農家によるものの増加が著しい。



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

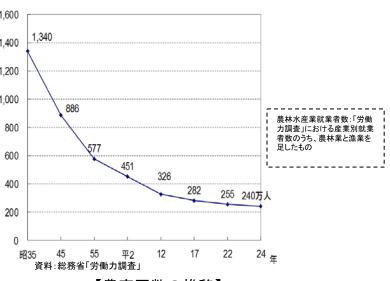


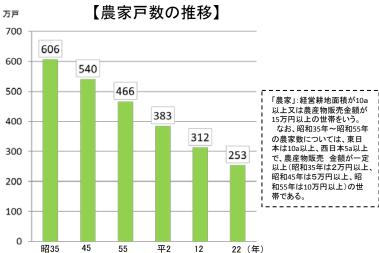
農林水産業就業者数・平均経営面積規模等の推移

- 農林水産業就業者数と農家戸数は年々減少。
- 一方、農地流動化の結果、担い手の利用面積は、平成22年には、226万haとなり、農地面積全体に 占める割合は49.1%。大規模な経営耕地を有する農家も増加。

【農林水産業就業者数の推移】

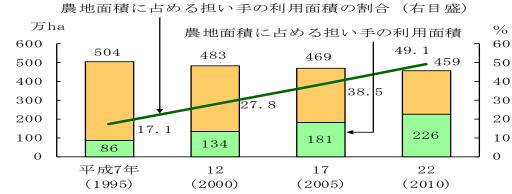
万人





資料:農林水産省統計部「農林業センサス」

【農地面積に占める担い手の利用面積の推移】



資料:農林水産省 「農業経営構造の変化」 「担い手の利用面積」とは、

権、作業委託(基幹3作

業:耕起・代かき、田植え

収穫)により経営する面積。

(参考)平均経営規模の推移

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	25	平成25年/ 昭和35年対比 (倍率)
農	全 国	6,056.6	5,664.8	4,953.1 	4,376.0 (3,314.9)	3,443.6 (2,651.4)	3,120.2 (2,336.9)	2,848.2 (1,963.4)	2527.9 (1,631.2)	 (1,455.0)	0.4(22/35) (0.4)(25/60)
農家数(千戸)	北海道 (20ha以上)	0.3	0.7	10.1	14.8	(17.0)	(17.0)	(17.0)	(16.9)	(16.7)	55.7
	都府県 (5ha以上)	1.5	2.4	8.7	19.1	(35.7)	(43.4)	(50.4)	(57.7)	(66.5)	44.3
	水 稲(a)	55.3	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.2)	(96.1)	(105.1)		1.9 (22/35)
経立党	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	73.4	36.7
均部	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	43.1	35.9
営別	養 豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,738.8	724.5
平均経営規模経営部門別(全国)	採卵鶏(羽)	-	27	229	1,037	20,059	28,704	33,549	44,987	50,221	1,860.0 (H25/S40)
	ブロイラー(羽)	-	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	54,400	61.0 (H25/S40)

- ・水稲の平成7年以前は水稲を収穫した農家または販売農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稲を作付けした販売農家の数値 採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く
- 上又は農産物販売金額15万円以上の世帯。なお、昭和35年〜60年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上(昭 和35年は2万円以上、40年は3万円以上、50年は7万円以上、60年は10万円以上)の世帯)の数値である。 : 養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値である。
- : プロイラーの平成22年は21年の数値である。 : ブロイラーの平成25年の数値は年間出荷羽数「3000羽未満」の飼養者を除く。

農林水産業・地域の活力創造プランの概要

○ 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるために、急ぎ着手すべき農政改革のグランド デザインを「農林水産業・地域の活力創造プラン」としてとりまとめ。

農林水産業・地域の活力 創造本部においてプラン決定 (平成25年12月10日)

【農林水産省・関係府省】

・現場の実態を踏まえた着実な 改革の推進 (攻めの農林水産業実行元年)

【産業競争力会議】

- ・ 経営力ある担い手の育成
- A-FIVEの活用
- 畜産・酪農の成長産業化
- ・ 輸出環境整備、ジャパン・ ブランド推進等 な

【規制改革会議】

- ・ 農業委員会等の見直し
- ・ 農業生産法人の見直し
- ・ 農業協同組合の見直し

農林水産業・地域の活力 創造本部においてプラン改訂

(平成26年6月24日)

「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱

①需要フロンティアの拡大

→参考資料1-1,1-2

- ・ 食文化・食産業のグローバル展 開による輸出促進(オールジャパンの輸出体制整備等)
- 国内需要の拡大、新たな国内需要への対応(国産農産物のシェア 獲得、地産地消、食育等)
- ・ 食の安全と消費者の信頼の 確保

②バリューチェーンの構築

→参考資料2-1,2-2

- 6次産業化の推進(農林漁業成長 産業化ファンド(A-FIVE)の積極 的活用、医福食農連携等)
- 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化
- ・ 新品種・新技術の開発・普及等
- 畜産・酪農分野の更なる強化 等

東日本大震災 からの 復旧・復興

林業の

成長産業化

- ・新たな木材需要 の拡大(CLT、木 質バイオマス等)
- 国産材の安定供 給体制の構築

<u>→参考資料5</u>

③生産現場の強化

- 農地中間管理機構の活用による 農業生産コスト削減等→参考資料3-1
- 経営所得安定対策・米の生産調整の見直し→参考資料3-2.3-3
- 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進 →参考資料3-4

④多面的機能の維持・発揮

- 日本型直接支払制度の創設 →参考資料4-1,4-2
- ・ 人口減少社会における農山漁村の活性化(地域コミュニティ活性化、都市と農山漁村の交流等)

水産日本の 復活

- ・浜の活力再生プランによる構造 改革の推進
- ・水産物の消費・ 輸出の拡大(対 EU・HACCP施設 の認定の加速化
- 等) <u>→参考資料6</u>

プランの方向性を踏まえた食料・農業・農村基本計画の見直し等

農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。

「農林水産業・地域の活力創造本部」の組織・開催状況

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官

農林水産大臣

本部員 財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

復興大臣

内閣府特命大臣

(沖縄及び北方対策)

内閣府特命大臣

(消費者及び食品安全)

経済再生担当大臣

兼内閣府特命大臣

(経済財政政策)

内閣府特命大臣

(規制改革)

【農林水産業・地域の活力創造本部の開催状況】

1. 第1回(平成25年5月21日)

「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げ

2. 第2回(平成25年6月18日)

これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況について林大臣から説明 等

- 3. 第3回(平成25年6月25日) 農業者等からヒアリング
- 4. 第4回(平成25年8月8日)
 - ①総理より、今後の検討に当たっての3つの指示
 - ②各府省が連携して取り組むべき検討課題について整理 等
- 5. 第5回(平成25年9月12日) 林業・漁業者等からヒアリング
- 6. 第6回(平成25年10月4日) 農地中間管理機構(仮称)の制度の骨格について決定
- 7. 第7回(平成25年10月29日)
 - ①国内外の需要拡大等について林大臣から説明
 - ②医福食農連携等の各省連携事項について関係省庁から説明
- 8. 第8回(平成25年11月21日)
 - ①連携を通じた農山漁村の活性化、林野・水産関係について林大臣から説明
 - ②教育との連携等の各省連携事項について関係省庁から説明
- 9. 第9回(平成25年11月26日)

経営所得安定対策及び生産調整の見直し等について林大臣から説明 等

10. 第10回(平成25年12月3日)

農林水産業・地域の活力創造プラン(案)について議論

11. 第11回(平成25年12月10日)

農林水産業・地域の活力創造プランの決定

12. 第12回(平成26年6月20日)

農林水産業・地域の活力創造プランの改訂案について議論

13. 第13回(平成26年6月24日)

農林水産業・地域の活力創造プランの改訂決定

「農業・農村の所得倍増」の考え方

- 農業・農村の所得倍増については、経済全体の健全な成長を取り込みつつ、
 - ① 需要の拡大や輸出の促進等による<u>生産額の増大</u>や、農地集積の加速化等による<u>生産コストの縮減</u>を通じた農業所得の増大と
 - ② 加工・直売の取組の推進や食品企業等の誘致等による<u>6次産業化等の推進を通じた農村地域の関連所得</u>の増大

により、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指すもの。

「農業・農村の所得倍増」に向けた対応方向

農業所得の増大

生産額(価格(P)×生産量(Q))-生産コスト(C)



→

生産額の増大

- 〇需要拡大の推進
- 〇米国・EUなど大きな 市場も重視した輸出拡大
- 〇需要を踏まえた耕作 放棄地や水田の一層の 活用 等

生産コストの縮減

- 〇農地集積の加速化
- ○資材費等の縮減
- 〇技術開発
- 〇基盤整備 等

農村地域の関連所得の増大



6次産業化等の推進による雇用・所得の増大

- 〇農業者主体の加工・直売の取組の推進
- 〇食品企業等の誘致・起業による就業機会の確保
- 〇介護食品や機能性食品の開発等新たな市場 の開拓
- 〇太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの 導入やバイオマスの利活用
- 〇農家民宿の開業などによる都市と農村交流の 促進 等

「農業・農村の所得倍増」に向けた検討方向

- 来年3月頃の新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた議論において、農業・農村の所得倍増に向けた対応方向を検討しているところ。
- 具体的には、農業・農村の所得倍増に向け、マクロでの道筋を検討するとともに、現場の農業関係者などが地域や作物に応じて、どのような取組を進めていけばいいか、より具体的なイメージを描くことができるよう、ミクロでの道筋を併せて検討する。

「農業・農村の所得倍増」の具体的検討方向

マクロでの道筋

<農業所得>

米、野菜、畜産など各品目別に、生産額の増大、生産コストの縮減に向けた対応方向等を 検討。

<農村地域の関連所得>

加工・直売、都市と農村の交流などの施策分野毎に、雇用・所得の増大に向けた対応方向等を検討。

⇒ 農業所得、農村地域の関連所得の合計を10年後に倍増。

ミクロでの道筋(経営展望)

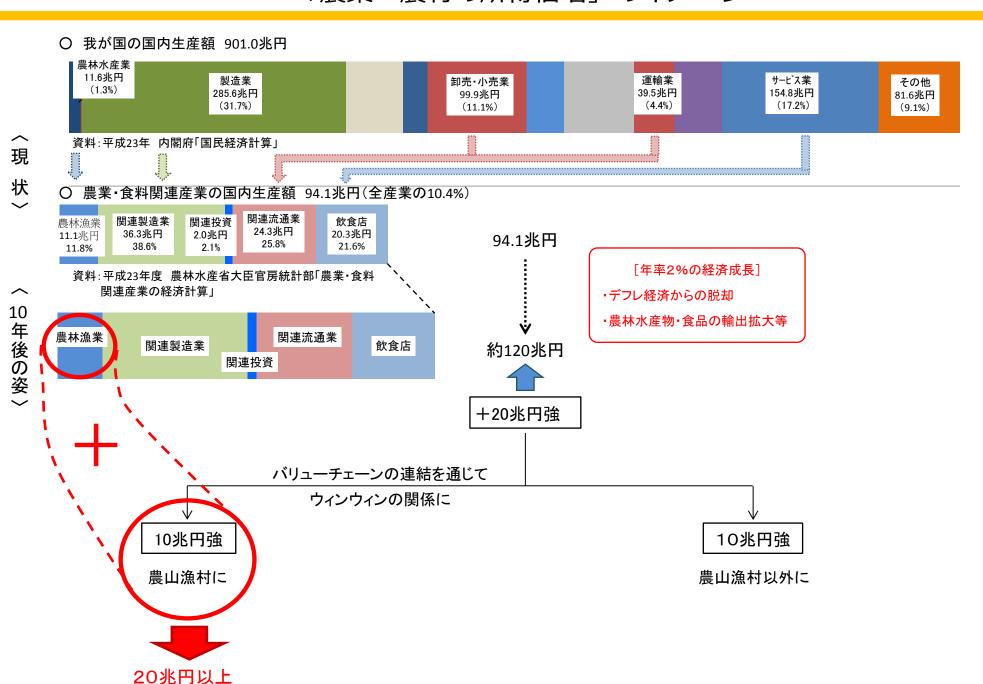
<農業経営モデルの例示>

主な営農類型・地域について、所得増大に向けた経営発展の姿を例示。

<地域戦略の例示>

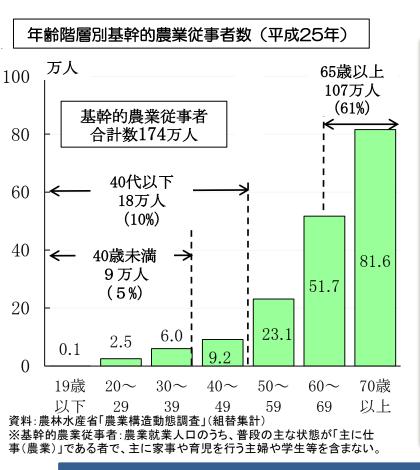
地域農業の発展に加え、関連産業との連携等による6次産業化等の事業展開により、雇用・ 所得が創出され、地域として農業所得と関連所得の合計が倍増する姿をイメージできるよう、 地域戦略を例示。

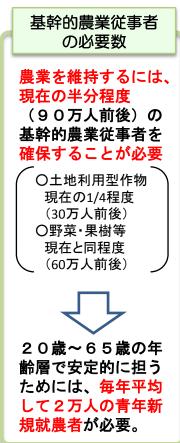
「農業・農村の所得倍増」のイメージ

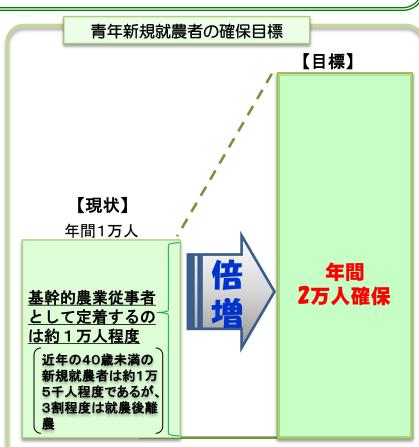


我が国の農業従事者の状況

- 現在、我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が6割、40代以下が1割(40歳未満は5%)と著しくアンバランスな状況。
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの青年層の新規就農を促進し、世代間バランスの取れた 農業構造にしていくことが重要。
- 〇 青年新規就農者(定着ベース)を現在の年間1万人から2万人に倍増することにより、40代以下の農業従事者を、現在の20 万人から10年後には40万人に拡大していくこととしている。





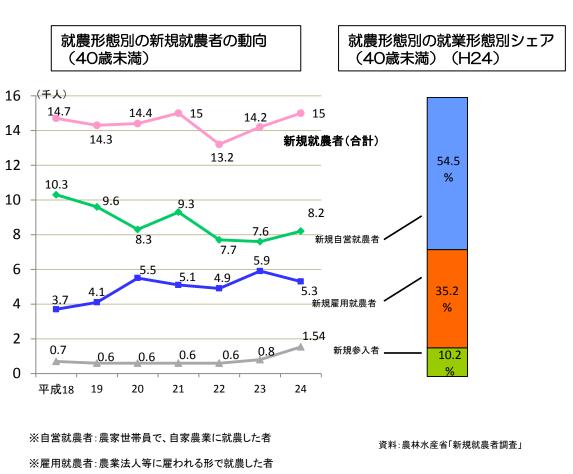


農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂)抜粋

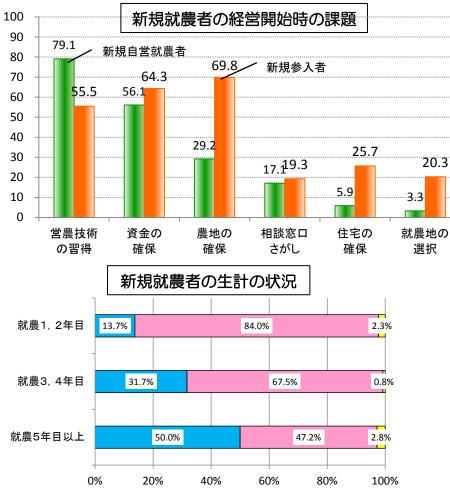
<目標>新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

青年新規就農者の動向と課題

- 40歳未満の新規就農者は、近年1万3千人~1万5千人で推移。このうち定着するのは1万人程度。
- 40歳未満の新規就農者のうち新規雇用就農者のシェアが増加しており、近年では約3~4割。
- 〇 新規自営就農者、新規参入者ともに、「技術の習得」、「資金の確保」が大きな課題となっているほか、新規参入者にとっては、 「農地の確保」も大きな課題。



※新規参入者:農家世帯員以外で就農した者



□農業所得では生計が成り立っていない

■農業所得で生計が成り立っている

□不明

26年度予算 新規就農・経営継承総合支援事業[218億円]

就農開始 就農準備 課題 法人正職員としての就農 独立 自営就農 (高校卒業後を支援) 青年就農給付金(準備型) ① 青年就農給付金(経営開始型) ② (H24年度開始) (H24年度開始) 所得の確保 ・人・農地プラン に位置付けられている 県農業大学校等の農業経営者育成教育 法人側に対して農の雇用事業 ③ 原則45歳未満の認定新規就農者について、 機関、先進農家・先進農業法人で研修を 最低賃金 (H24年度拡充) 受ける場合、原則として45歳未満で就農 年間150万円を最長5年間給付 (約820円×1800時間) する者に対し、研修期間中について、 の確保 年間150万円を最長2年間給付 ・法人に就職した青年に対する研修 新規採択分:5,000人/年 経費として年間最大120万円を助成 新規採択分: 2,200人 / 年 (最長2年間) 新規採択分: 4.500人 / 年 農業経営者育成教育のレベルアップの 技術・経営力の トッププロを目指す経営者育成のための助成 ための助成 習得 (H26年度開始) (H24年度開始) 青年等就農資金(無利子)【公庫】 機械・施設の 導入 経営の複合化、多角化等 に必要な物を含む 経営体育成支援事業(融資残補助:補助率 3/10) 農地中間管理機構、就農しようとする 農地中間管理機構からの農地貸付 市町村等とよく相談し、 農地の確保 農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定を 就農相談等 もらうなどの事前準備を支援。 ※これらの事業は、認定新規就農者(青年等就農計画の認定を受けた者)の認定を行う市町村、経営・技術指導を行う

普及組織を有する都道府県と連携を図りながら、一体的に推進

参考資料

◆目標: 農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に拡大

1 新たな国内ニーズへの対応

- 医療・福祉分野と食品・農業分野の「**医福食農連携**」を推進
- ◆関係省庁と連携し、科学的根拠を元に機能性を表示できる新たな方策を検討
- ◆日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備
- ◆介護食品の潜在的なニーズに対応するため、「これからの介護食品をめぐる論点」(25年7月公表)を踏まえ、「新しい介護食品」の考え方を公表(26年4月)。さらに、認知度向上に向けた取組、利用者のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討などを実施
- ◆産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、漢方の原料となる薬用 作物の安定供給を実現
- 学校給食等における地場産農林水産物の利用拡大・定着に向けた安定供給体制の 構築等
- ●需要が拡大している加工・業務用野菜の増産に向け、安定生産等に必要な作柄安定技術や、新技術・機械化の導入支援【今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量5割増】

β-クリプトキサンチンを多く含むみかんジュース



産学官が連携して、βークリプトキサンチンの機能性研究を行い、その研究成果を活かして食品企業が商品化(25年3月販売開始)



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺



地場産農林水産物を利用した学校給食

2 食文化・食産業のグローバル展開

- 世界の料理界で日本食材の活用推進(Made **FROM** Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made **BY** Japan)、 日本の農林水産物・食品の輸出(Made **IN** Japan)、の取組を一体的に推進
- ●「国別・品目別輸出戦略」(25年8月公表)に基づき、国別・品目別の輸出環境整備優先事項を選定し、着実に実施
- 卸売市場や産地等で輸出検疫を行うことにより、商品の補充をその場で可能とするなど、輸出検疫の利便性を向上

ポイント

- 1 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に 展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- 2 このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。

1兆円

3,500億円

加工食品

5,000億円

コメ・コメ加工品 600億円

林産物

250億円

150億円

250億円

牛肉

250億円

150億円

【2020年】

EU、ロシア、米国 など

100億円

【2016年】

◆目指す姿:拡大するグローバルな食市場の獲得

〇 農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模へ拡大

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made **FROM** Japan)

▶ 日本食材と世界の料理界とのコラボレーション

(例) 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化 中華料理の高級食材として輸出されるホタテ

日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

国別・品目別輸出戦略の実行

50億円

→ 国別・品目別の輸出環境整備に ついて、優先取組事項を選定し、 着実に実施 ※14 500億円



日本食・食文化の発信と合わせ

た売り込み、健康性のPRなど

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made <mark>BY</mark> Japan)

- 日本食文化の普及
 - → 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進 するための官民合同コンソーシアムを創設
 - → 日本食の普及を行う人材育成、メディアの効果的活用 による日本食のブランド化等を各省連携して実施
- A-FIVE×クール・ジャパンファンドの連携支援
 - → 海外で展開するMade By Japan企業と国内のMade In Japan 企業を連携して支援
- ジャパンブランド防衛のための共同監視体制の創設
- → 海外における知的財産権侵害の監視システムの構築
- グローバル人材の育成・確保
- → 海外展開に携わった経験のあるOB人材の再活用



◆目標: 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大

- 1 多様な事業者と連携した6次産業化の取組支援
- 農林漁業成長産業化ファンド(AーFIVE)の積極的な活用などにより、6次産業化を推進 ※9月現在で49のサブファンドを決定
- ●機能性食品やIT・ロボット技術による高労働効率システムの開発など、重要研究分野の選択と研究開発資金の集中
- 6次産業化等のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

2 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進

- 農林漁業と調和を図りながら、地域の資源を再工ネ発電に活用し、地域の発展につなげるための「農林漁業の健全な発展と 調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が昨年11月に成立。5月1日に施行【再エネ発電を活用 して地域の農林漁業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区以上、取組の検討を行う地区を全国200地区以上実現】
- 7府省が共同で選定し連携支援するバイオマス産業都市の構築や、新たな食品リサイクルシステムの構築、小水力発電等の 導入促進のための技術支援や規制緩和など、関係府省とも連携

3 生産・流通システムの高度化

施設園芸団地 (オランダ)

● 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を全国9か所で開始。

● ICT・ロボット技術の導入により、超省力・高品質生産等を達成する新たな農業(スマート農業)の実現等に向けた検討

4 新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

- 品質やブランドカなどの「強み」のある農畜産物を日本各地に生み出すため、品目別に推進の基本方向等を方針を平成25年12月に策定【今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出】
 - 品質等の特性と産地の結びつきが特定できる名称が付されている農林水産物・食品について、知的財産として保護するための「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が6月18日に成立。



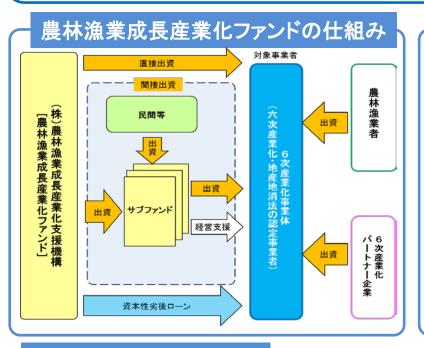
産官学が一体で開発した

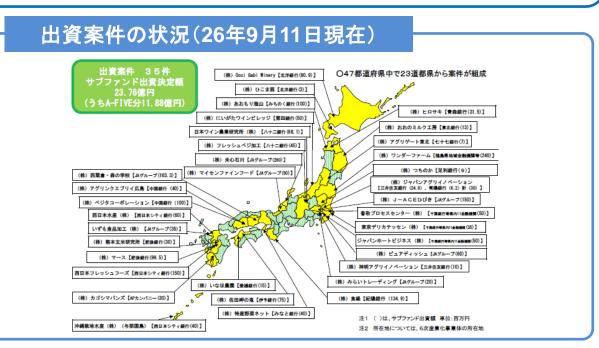
北海道性はのの間 ioosobjas MY BAGEL ブルーベリー& クランベリー

ゆめちから」パン

これまでにない製パン適性 を持つ小麦「ゆめちから」 を開発し、食品企業と連携 したマーケティングで普及

- 2014年9月29日までに49のサブファンドへの出資を決定(総額733.02億円)しており、累計出資案件は、 35件(サブファンド出資23.76億円、うちAーFIVE出資分11.88億円)
- 〇 植物工場への支援や、出資割合の引き上げ、資本性劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資等による多様な資金調達を行い、ファンドの活用を推進。





出資案件(例)

(株)OcciGabi Winery 【北海道余市町】

北海道余市町のワイン用ぶどうを使ったワイン製造と 地場産食材を使ったレストラン運営、自家製ワインや地 場産野菜、果物及び水産加工品などを販売する売店等 の複合事業。

(株)熊本玄米研究所 【熊本県大津町】

農研機構が開発した新品種の新規需要米(玄米)から新しい技術(玄米ペースト)による製パン加工を行い、 販売及び卸売(学校給食・病院向け)を行う事業。

【現状等】

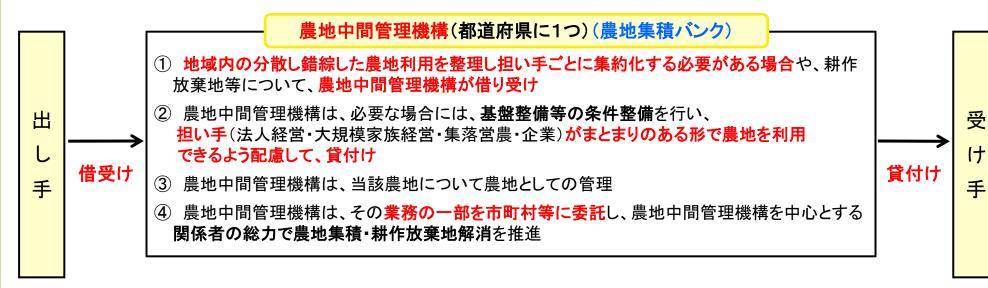
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

〇 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用(法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(**耕作放棄地予備軍)も対策の対象**とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、**農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認**することから始めることとする等、**手続の** 大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により**所有者不明となっている耕作放棄地**については、**公告を行い、都道府県知事** の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

経営所得安定対策については、産業政策的な観点から見直しを行い、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、全ての販売農家を対象にした米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金は廃止し、ゲタ対策やナラシ対策については、一律の規模要件を外し、意欲と能力のある農業者が幅広く参加できることとした。

<平成25年度の制度内容>

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

- ◆米の直接支払交付金
- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。 (10a当たり1.5万円)
- ◆米価変動補填交付金
- 全ての販売農家を対象に、米価が標準的販売価格より低下した場合、生産者の拠出なく補填。(標準的販売価格からの低下分を10割補填)

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

- ◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利(コスト割れ)を補填。 (麦、大豆等の畑作物が対象)
- ◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 生産者の拠出を伴うセーフティーネットとして、収入の減少の 影響を緩和(基準収入から下がった分の9割を補填)。

<改革の内容>

● 平成30年産米から廃止する。

激変緩和のための経過措置として、<u>26年産米から単価を削減</u> した上で、<u>29年産までの時限措置</u>とする。

■ <u>平成26年産米から廃止する</u>。

激変緩和のため、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する 影響緩和対策を実施する。

産業政策として、担い手の経営安定を確保

● 担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に限定して 実施する(ただし、規模要件は課さない。)。

中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

19

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、環境整備を進める中で、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。

<平成25年度の制度内容>

〇 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。これに即して、国は都道 府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者 に主食用米の生産数量目標を配分。

(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成24年 56kg)



〇 生産調整のメリット措置

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、

- 米の直接支払交付金(1.5万円/10a)
- ・米の変動補填交付金(生産者拠出なし、10割補填)を交付。



生産調整については、強制感を伴うペナル ティを廃止し、実質的には選択制となってい るものの、行政による生産数量目標の配分が 残存。



<今後の方向>

〇 行政による生産数量目標の配分を見直し

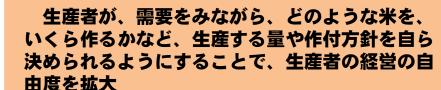
定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、取り組む





(環境整備)

- ・ 現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、 よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・ 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等







今回の農協改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農協制度を<mark>60年ぶりに抜本改革</mark>
- 〇 単位農協が自立し、創意工夫を発揮して農業者の所得向上・農業の成長産業化 に全力を挙げることを基本
- 単位農協を的確にサポートできるよう、連合会・中央会のあり方も見直す

中央会(全国中央会・県中央会) はどうするのか

- 中央会制度は、昭和29年に、 経営危機に陥った農協組織を 再建するために導入された特別 な制度(中央会が農協を強力に 指導)
- 農協数が当時の1万超から約 700に減少するなど状況が大きく 変化する中で、中央会について は抜本的に見直し
- 単位農協の自立を前提に、 中央会の今後のあり方を検討し、 次期通常国会に法案を提出

全農はどうするのか

- 農業者の所得向上を図って いくには、農産物販売等で単位 農協をサポートする全農の役割 は極めて重要
- 全農が農業の発展に向けて 国の内外で企業とも連携して 積極的に活動できるようにする ために、株式会社に転換できる よう法整備

単位農協はどうするのか

- 〇 役員の過半を担い手や販売の プロとし、単位農協が自立して、 創意工夫で経営
- 農業の成長産業化に重点を 置くため、金融事業の負担を 軽減できるよう農林中金等が サポート
- 地域のインフラとしてのサービスについては、より円滑に提供できる組織形態を選択できるよう 法整備

- 〇 農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪をなす「地域政策」として、農業の多面的機能の発揮のための地域活動(活動組織を作り、市町村と協定を締結)に対して支援する多面的機能支払を創設。
- 共同活動を通じて地域の農地を農地として維持するとともに、担い手への農地集積という構造政策を後押し。

背景 · 必要性

- 農業・農村は、国民全体が利益を受ける「公共財」として、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を発揮。
- 他方で、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- このため、農業・農村が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする必要。
- O EUにおいても、環境や農村 振興を重視した直接支払への シフトが進行。

多面的機能支払の概要

- 〇地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織をつくり市町村と協定 を締結)を支援。
- 〇26年度は予算措置として実施し、27年度から法律に基づく措置として実施。

資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり 等

現1 一 管理

現行の農地・水保全管理支払を組替え

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を行う集落等を支援

※ 担い手を中心とした地域内の協力・役割分担を明確にして、 担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成
- ※5年後を目途に施策の実施状況の点検、効果の評価を行い、施策の見直しに反映させていく。
- ※中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持しつつ継続。

みんなで6次産業化

に取り組むぞ!

日本型直接支払(多面的機能支払)で構造改革を後押し

多

面

的

機

能

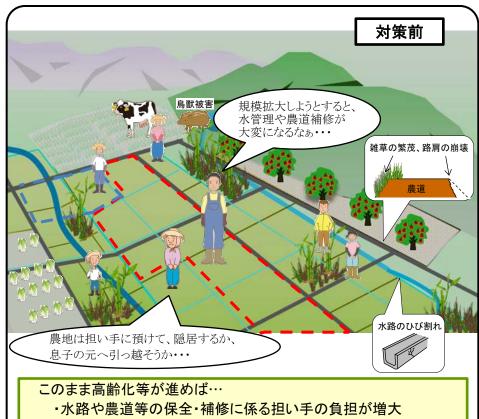
支

払

 (\mathcal{O})

導

対策後



・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

農業の多面的機能は、これまで集落の人々 が無償で水路、農道を守ることにより維持

都市では、道路や水路の

管理費用は自治体が負担

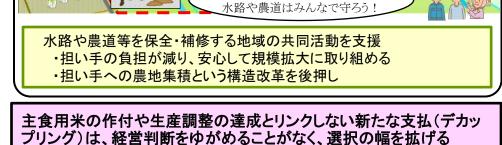






道普請

高齢化、人口減少 により集落活動が 低迷



規模拡大しても水路、農道 はみんなが守ってくれるの でありがたいなぁ。預かった 農地でしっかり稼ぐぞ!

農地は担い手に預けたけど、

○多面的機能を維持・発揮

〇担い手を支える集落共同活動や 担い手以外の人達を含めて6次産業化、 都市との交流で地域が活性化

多面的機能とは、水路、農道等を含め、 農地を農地として維持することにより発揮される、 国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能

農産物の加工・販売





農林水産業・地域の活力創造 プランの実行

- 人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用することが重要。
- 新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、<u>林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する</u> 山村地域に産業と雇用を生み出す。
- 森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進。多面的機能の維持・向上により美しく伝統ある山村を次世代に継承。

目標

- 2020年までに国産材自給率50%を達成
- 2013年度から2020年度までの間、毎年52万haの間伐を実施

展開する施策

新たな木材需要の創出

■ H28年度早期を目途に、CLT建築物の一般的な設計法を確立。国産材CLTの生産体制構築の取組を総合的に推進。

JAS規格 の制定 強度データ等の収集 設計法の検討 建築関係基 準の整備





- 耐火部材の開発・普及、公共建築物の 木造化支援、地域材等を活用した木造 住宅の整備推進。
- 木造3階建て学校等の建築基準について、改正基準法の施行に向けて必要な政令等を整備。
- 地域密着型の小規模発電や熱利用など 木質バイオマス関連施設の整備、木材 製品等の輸出を促進。



CLT建築の本格普及





国産材の安定供給体制の構築

- 原木供給サイドと製材業者等との協定締結等により、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築。
- 施業集約化の加速、地域に応じた路網整備、高性能林業機械の導入やストック ヤード整備等を推進。
- 林業や山村を支えるフォレスター、プランナーなどの人材確保・育成等を推進 (女性の雇用機会の確保)。



多面的機能の維持・向上

- 適切な森林の整備・保全、成長に優れた 苗木等の開発。
- 鳥獣害対策の強化、災害に強い森林づく り等を通じた「緑の国土強靭化」を推進。
- 地域住民等による日常的な森林管理活動 を推進。



CLTの特徴

- ① 大きな面として利用できる強い構造材
- ② シンプルな施工、移設も容易
- ③ コンクリート製品等と比べて軽く、環境に優しい



CLTにより、これまで木が使われなかった 建築物への木材利用が可能に

ターゲット

○ 中層建築物等をCLT工法(※)により木造化

(※)壁、床等の構造の全てをCLTとする建築物 共同住宅、事務所、庁舎、商業施設

共同性七、事務別、庁吉、商業施設 そ 〇 鉄骨造等の建築物の一部にCLTを利用

床や壁への利用、耐震補強への利用

CLT生産体制整備·低価格化

国内の豊富な森林資源を活用し、効率的・安定的なCLT生産体制を構築し、低価格化を実現

他の建築資材と価格面で対抗可能に

CLTはコンクリートと比較して軽いため、基礎等の簡素化、施工性向上、重機の簡素化も可能に。







シンプルな施工 (海外での事例)

※平成25年度新築工事床面積割合 (国交省統計より農水省作成)



	低層	中層	高層
RC造	Δ	0	0
鉄骨造	0	0	0
木造	0	<u> </u>	

型枠工・鉄筋工 不足が深刻 資材高騰

おおとよ製材社員寮 (高知県)



共同住宅 (米国)



都内に建てられたCLT仮設建築物 (現在は福島県に移設)

目標			現状	26年度	27年度	28年度		目指す成果
CLT工法で の建築を可 能に (※)壁、床		個別に国土交通大臣の認 定を受けなければならな い。 (精緻な構造計算が必要 で時間・コストがかか る。)		強度データ収集 一般的な設計法を確立するた 「燃えしろ」に係る検討・ 実験等	をめの検討・実大実験 燃えしろ設計 (注2)告示	基準強度 告示 追加データ 収集 一般的な設計 法告示(注 1)		個別に国土交通大臣認定を受けることが 不要に。(比較的容易な計算により建設可) ※構造的には地震力を考慮し5~7階、防火的には4階程度。これ以上の階数については、技術開発等の状況を踏まえ国土交通大臣認定等で対応 準耐火構造についてCLTを「現し」 (注3)で使用可能に。※3階程度
CLF6	床		摩物等の床にCLTを るかどうか不明	接合方法等の開発	技術開発がで	き次第活用		鉄骨造建築物等の床へ CLTの利用可能化
部分的記	壁		築物等の壁にCLTを るかどうか不明		接合方法等の開発	技術院でき次	発が 第活用	鉄骨造建築物等の壁へ CLTの利用可能化
の部分的利用を推進	耐震 補強			・接合方法の検討 ・耐震性向上効果の確認		技術関でき次	発が 第活用	既存建築物の耐震補強に CLTを利用可能化
実証的建築の積み重ね施工ノウハウの確立		CLT建築物が1 棟のみであり、 施エノウハウが 不十分	※北海道北見市1棟、福島県湯 群馬県館林市1棟、神奈川県				・施工ノウハウを蓄積し、広く周知 ・住宅メーカー等がCLTに取り組みや すい環境に	
生産体制の構築 CLT製品価格7~8万円/m²となりRC造等と価格面で対抗可能		・3工場で年間 1万㎡程度の生産能力・製品価格が高い(15万円/m²程度)		概ね、毎年5万㎡程度の生 生産能力向上と低価格化を ※5万㎡:おおとよ製材社員寮約	・28年度期首に5万mi程度の生産能力を実現 ・H36年度までに年間50万mi程度の生産体制を構築 ※50万mi:中層建築物(3~4階建て)の 約6%がCLT工法に置き換わった場合の量に相当			
木材を利用した建築物 の建設に携わる担い手 の育成		建築物の木造 化・木質化に取 り組む者(建築 士等)が少ない	建築物の木造化・木質化に取	取り組む建築士等の育成			建築物への木材利用に積極的に取り組む リーダーを各都道府県に育成	

- (注1)許容応力度計算等一般的に使われる比較的簡易な構造計算による設計手法。
- (注2)想定される火災で消失する木材の部分を「燃えしろ」といい、燃えしろを想定して部材の断面寸法を考えて設計する手法。
- (注3)木材を耐火被覆することなく露出した状態でそのまま使うこと。
- ※階段、間仕切り壁等については、現時点において使用可能。屋根等については、基準強度が明らかになれば使用可能。

Before

く資源状況>

<u>水産資源の4割が低位</u> 水準

<生産額> 1兆4,000億円/年 (輸出2,200億円)

<漁船数・船齢>
15.3万隻(H25)
うち10トン未満14.4万隻
平均船齢 22年

<海面漁業経営体数> 9.5万経営体(H25) うち、沿岸8.6万経営体 沖合・遠洋0.9万経営体

<担い手> 平均年齢 56歳

漁業所得

燃油高騰等のコストアップの中で伸び悩み (H24 沿岸漁船漁家 204万円)

•6次産業化の進展が期待

「浜の活力再生プラン」による構造改革

漁業者主導の計画(H26~)

- ①5年後に10%以上の所得向上を目指す
- ②収入向上策(生産性向上, 6次化)とコスト削減策
- ③地域の担い手の育成や浜の機能再編、協業化にも取り組む

前向きな取組を行う地域を重点的に支援

浜の応援団 との連携

After

<資源状況> <u>水産資源が回復</u> 海の恵みの持続的利用

<生産額>

1兆7,000億円/年 うち輸出3,500億円以上

内容

<第1の柱:資源管理の推進>

- · IQの導入等資源管理制度の強化
- 資源管理•漁業収入安定対策
- 漁場環境の整備、種苗放流対策

<第2の柱:担い手及び漁船漁業の体質強化>

- 「もうかる漁業」事業の拡充(漁業の効率化・合理化)
- ・ 担い手対策 等

<第3の柱:省コスト型の生産体系への移行>

- 燃油対策 省エネ機器導入への支援
- 養殖コスト削減(人工種苗・飼料)への取組強化

<第4の柱:6次産業化・輸出等の出口戦略>

- · HACCP対応・高度衛生管理型施設整備の促進
- 6次産業化の推進 国産加工原材料の利用促進
- 消費拡大(ファストフィッシュ、プライドフィッシュ)

<漁船数・船齢> <u>協業化・大規模化による</u> <u>平均トン数の上昇</u> <u>船齢の若返り</u>

<担い手> <u>船齢・年齢構成の若返り</u> による活力ある生産体 制の構築

漁業所得

- <u>・6次産業化による付加</u> 価値向上、コスト削減に より相当程度向上
- ·<u>6次産業化市場も大幅</u> <u>に拡大</u>

(漁業・漁村の現状)

水産資源の減少、燃油・資材の高騰

- 漁業収入の減少
- 漁業コストの増大



- 漁労所得の低迷 (年収200万円強!!)



- 代船建造が難しい ⇒コスト高・安全性の低下
- 後継者不足⇒漁業者の著しい高齢化
- 漁村の荒廃 ⇒漁業の衰退・漁村の消滅

漁業・漁村再生のためには、漁業者の所得の大幅な向上を実現させる総合的な戦略が必要!

STEP1:浜の活力再生プラン

各浜の実態に即した具体的な解決策を策定・実施

- ロ 収入向上の取組(高鮮度出荷・冷凍加工・直販・輸出・増養殖等)
- コ コスト削減の取組(省エネ機器導入・省燃油活動・漁獲情報把握による 操業の効率化等)
- 漁業者の所得の大幅な増加 (5年間で10%以上増)
- ・ 他産業(加工業や観光業など)との 連携

STEP2: 浜の機能再編広域プラン(H27年度要求中)

複数の浜のネットワーク化を図り、地域全体の活性 化を目指す

- ロ 産地市場、加工、冷凍施設等の機能再編に向けた取組
- ロ 地域の共同ブランドの開発や高付加価値化の取組
- □ 漁港機能の再編に伴う港内泊地の有効利用(増養殖機能の付加、 蓄養水面への転換)等

▶ 高齢化や人口減少が進んだ複数の漁村 集落で、浜の機能再編や協業化などに 取り組むことにより、地域全体の活性化 を目指す

(浜の機能再編の例)

船だまりのみとする

荷揚げはA浜に集約

産地市場
・加工団地
流通拠点

給氷基地

_________ 活魚出荷は陸送 でB浜に集約

活魚出荷

拠点

村地域全体の活性化

28

島根県海士地区の事例

- ■再生委員会 海士町漁業協同組合、海士町
- ■対象漁業 一本釣り、刺網、介藻類養殖 等



■主な取組内容

【収入向上の取組】

- イワガキ養殖
 - ①筏整備による増産
 - ②通常の複数個の塊で養殖する方式から、個体 ずつの養殖方式への転換による品質向上
- 国内では養殖技術が確立されていない「ウップルイノリ (十六島海苔)※」「ミル(海松)※」の養殖実証試験を実施 ※ 海藻の一種
- ・高性能の冷凍システム(CAS)を利用し、イワガキ、ケンサ キイカ等の冷凍加工品の製造・販売

【コスト削減の取組】

- ・イワガキ養殖、ワカメ養殖について、出荷工程における手作業 部分の機械化による省力化
- ・海域に適合した効率的な速度の航行等による省燃油
- ■5年後の所得向上 11%以上

北海道斜里地区の事例



■再生委員会

ウトロ漁業協同組合、斜里第一協同組合、斜里町

- ■対象漁業 サケ・マス定置網、刺網、ウニ漁業 等
- ■主な取組内容

【収入向上の取組】

- 高度衛生管理に対応した荷さばき施設の新設
- ・サケ・マスの漁獲後の出荷過程を通じて、魚体の低温 管理(10℃以下)の徹底
- ・サケ・マスの産卵河川の堆積砂除去や河畔の植樹活動 の実施により自然産卵を増加
- ・ウニの漁場間の移送放流や密度管理による成長促進

【コスト削減の取組】

- 海域に適合した効率的な速度の航行等による省燃油
- 省エネ型エンジンや船型の転換による省燃油
- ・定置網の損傷防止のための流木等の除去や漁網の洗 浄の徹底による漁具の長寿命化対策の推進
- ■5年後の所得向上 10%以上

基本政策検討チームヒアリング

地域產業基盤強化

(経済産業省参考資料)

地域産業活性化のための施策の概念図

Local to Global

優れた技術で世界の市場を取り込む

域外 マーケット

海外

欧米

アジア

国内

他地域

中核企業(中堅・中小) (取引・雇用・収益面で地域に 大きな貢献ができる企業)

中小企業

業集

中小企業

中小企業

中堅企業

- で優れた技術を持つ「ものづくり企業」の産業集積に対し、 人材、資金、技術面でパッケージで支援する。
 - ○特に、将来的に中核企業、地域発GNT企業へと成長 していく企業を軸としたプロジェクトについては、 プロジェクトマネージャの活用等を通じ、一貫・集中的 に支援する。

中小企業

中小企業

〇優れたものづくり技術・サービスを持つ企業に対し、 販路開拓や海外展開、技術開発を支援する。

大企業

外国企業

○対日投資も含め企業の地方拠点機能を強化する。

Local to/from Global National

地域資源の魅力を活かし、「ふるさと名物」を全国・海外に広げ、観光客を惹きつける

農林水産品

鉱工業品

観光

○地域資源を活かし、「地域ブランド化」し、 クールジャパン等による海外販路拡大や 国内外の観光客の拡大を図る。

Local to Local

サービス産業の生産性の向上と新たな市場創出を図る

卸·小売

飲食 宿泊

医療•介護

- 〇地域の雇用の6~7割を占めるサービス産業 の生産性・効率性を向上させる。
- 〇「人口減による商圏内の需要の減少」と「生産 年齢人口の減少による人手不足」の二重苦を IT・ロボット、女性・高齢者活用、制度・運用の 見直し等により解消する。
- 〇観光、医療·介護分野などで新たな市場創出を 図る。

ベンチャー・第二創業

○経済成長のエンジンと地域 の課題解決の担い手となる ベンチャーや第二創業を 強力に支援する。 「まち」の機能維持・活性化

中心市街地

地 道路∙鉄道

学校

病院・診療所

その他公共施設

- ○女性・高齢者・若者が住みやすく、働きやすい 環境整備
- 〇地域間連携、コンパクトシティ化による公共 、 サービスの効率化
- ○自治体がビッグデータなどを元に地域の特性を踏まえて策定した産業振興策を、国、経済界が支援。
- ○その際、各地に支援拠点を設置して、ワンストップの支援体制を構築。

Local to Local

サービス産業の生産性の向上と新たな市場創出を図る

現状と課題

1. 現状

- 〇地域経済の約7割がサービス産業。特に卸・小売、飲食・宿泊。 医療・福祉の割合が高い。
- 〇サービス産業は業種が多岐に亘り、事業内容、形態、規模、 特性(公共性、地域性等)等が異なる。
- 〇各省に担当が分散。各省において所管業種の生産性向上を 目的とした政策を行う必要がある。

例.飲食(農,厚)、宿泊(国,厚)、物流(国,経)、卸・小売(経)、医療(厚,経)

2. 課題

供給サイド

IT活用の遅れ、人材不足、新陳代謝 が不活発

生産性の停滞

米国と比較し、卸小売で約6割、 飲食・宿泊で約5割の生産性

需要サイド

人口減に伴う需要密度の 低下、求めるサービスの 変化



新たな需要への対応

3. 目標

生産性の向上

- ・IT活用、経営人材育成、女性の活 躍推進等を進め、サービス産業の 労働生産性(0.8%)の伸びを、 中長期的に**米国並みの年率2%** まで向上。
- ・イノベーションを目指す先進的な取 組を行う企業を1000社程度支援

新たな市場の創出

- ・ヘルスケア: 4兆円から**10兆円**(2020)
- ·観光:2030年には訪日 外国人旅行者数**3,000万** 人以上
- •サービス分野も含めたロボット市場: 2.4兆円(2020)

主な政策的対応

1. サービス産業の生産性向上

- (1)個別業種施策 厚生労働省,農林水産省,観光庁,国土交通省等と連携
- 〇集中的に取り組むべき業種毎(卸、小売、飲食、宿泊等)に、産業 競争力会議の下、所管省庁が活性化・生産性向上策を検討 例. 新需要創出、人手不足対策、業務フロー改善、機能分化と連携等
- (2)業種横断施策

文部科学省、総務省、厚生労働省等と連携

- ○<u>投資促進、IT化</u>:中小企業が導入しやすいガイドラインを作成し、革新的なサービス開発やIT投資を支援
- ○人材育成:サービス産業と連携した実践的教育カリキュラムの開発を支援し、大学院・大学におけるサービス経営人材の育成と、サービス産業への就業・起業を促進【5年50校支援】
- ○<u>人材確保</u>: 地域中小企業に対し、UIJターン人材を含め、多様な人材の確保から定着までを一環して支援
- ○新陳代謝: 創業・新分野への支援、併せて行う撤退の支援
- 〇<u>コンパクトシティ化</u>:中心市街地活性化に資する中核的な商業施設等への支援
- ○ベストプラクティスの抽出と普及:サービス産業生産性協議会 (SPRING)による「日本サービス大賞(仮称)」の創設と成功事例 の横展開支援。ダイバーシティ経営推進
- ○<u>ロボット化</u>: サービス分野等の未活用分野でのロボット導入促進(技術開発・普及支援)
- 2. 新たな市場の創出 文科省、厚労省、国交省と連携
- ○<u>ヘルスケア・・・「医・農商工連携」等による、公的保険外の</u> 健康サービスを創出するための実証事業を支援
- ○<u>観光、オリンピック・・・</u>クールジャパンの推進、2020オリンピックパラリンピックに向けた制度整備(グレーゾーン解消制度の活用等) 2

Local to/from Global · National

地域資源の魅力を活かし、「ふるさと名物」を全国・海外に広げ、観光客を惹きつける

現状と課題

- 〇地域産品・伝統工芸品や観光資源などの地域資源 の活用は、個社の事業に留まっており、市場への訴 求力は弱く、売上規模も小さく、地域経済への波及 が限定的。
- ○販路開拓が大きな課題であり、マーケット側からの 発想による**商品開発や地域全体でのブランディング の強化**が不可欠。

- ○全国津々浦々、地域の強みとなる<u>地域資源は豊富</u> に存在するが、いまだ多くは「眠れる宝」。
- 〇地域資源を活用した中小企業・小規模事業者の事業活動を一層強力に促進し、地域を挙げての地域活性化を図るため、中小企業地域資源活用促進法を改正し、「ふるさと名物応援制度」を創設。
- 〇地域ぐるみの取組の旗振り役として、<u>5年間で1,000</u> 市町村による「ふるさと名物応援宣言」を目指す。

主な政策的対応

総務・厚労・農水・外務・観光庁と連携

1.「ふるさと名物」による地域ぐるみの取組の促進

- 〇地域資源を活かした「ふるさと名物」をテコに地域活性化を 図るため、以下の内容の地域資源活用促進法改正を行う。
 - ①地域を挙げての応援のための市町村の積極的関与を法定。
- ②小売・ネット事業者等を協力者と位置付ける。それらとネット ワークを持つNPO法人等による支援事業計画の認定制度を 創設。
- ③農業体験や産業観光を新たに支援対象に追加。
- ○地域資源を活用した総合的な取組に向けた体制構築の検討
- ○地域ブランドカ向上や新商品・新サービスの開発等の支援や、 小売・ネット事業者等との連携などによる国内外の販路開拓の 支援を実施。また「ふるさとプロデューサー」の人材育成を実施。
- ○地域資源活用の担い手である小規模事業者についても販路開 拓等の支援を行う。
- 〇加えて、放送コンテンツなどの海外展開プロジェクトの支援を実施。地域資源の海外展開(地方発クールジャパン)の推進。
- ○伝統的工芸品産業の産地間連携、製作体験等を活かした観光 客誘致等の支援を行う。

2. 関係省庁との連携

総務省・厚労省・農水省・ 国交省・観光庁と連携

〇他省庁の関連施策とも連携し、政府一体となって「ふるさと 名物」を総合的かつ効率的に支援。

3

Local to Global

優れた技術で世界の市場を取り込む

現状と課題

- 〇大企業の生産拠点の海外展開が進む中、地域の産業集積は地盤沈下。一方、部素材など国際競争力を有するグローバルニッチトップ企業や、域外との取引を支えるコネクターハブ企業が全国各地に所在。
- ○地域を支える中核企業/候補を企業取引データの 活用や現場踏査により抽出し、それらの企業に対し、 海外も含めた市場動向に軸足を置いた需要開拓と技 術革新を同時に進めていくことで、取引先企業への波 及を通じた産業集積を再生・形成。
- ○同時に優れたものづくり技術やサービスを持つ中堅・ 中小企業について、公的研究機関、大学との共同研 究開発を行うなどのオープンイノベーションを拡大。

- ○製造業の中堅・中小企業のうち、将来的に地域中核企業、地域発GNT企業へと成長していく企業を主な対象として想定。
- ○成功事例が産み出すため、まずは全国で5年間で100 社以上の地域経済を牽引する地域中核企業、地域発 GNT企業を創出、成長させることを目標。

主な政策的対応

総務省、厚労省、 文科省と連携

1. 中堅・中小企業の引き上げ、産業の裾野拡大

- ○地域経済を支える中堅・中小企業を中心にした地域の取引構造についての分析システムを開発し、自治体等の政策立案に貢献。
- 援をするとともに、JETRO、中小機構が海外販路開拓を 支援。 〇地域の中堅・中小企業の生産性向上のための設備投資

○中堅・中小企業に対して、ニーズ・シーズのマッチング支

〇地域の中堅・中小企業の生産性向上のための設備投資 や人材育成を支援する。 文科省と連携

2. 地域の中堅・中小企業と研究機関等との連携

- 〇地域の中堅・中小企業が研究機関等と共同研究を行う「オープンイノベーション」の取組に対して、NEDOを通じて支援する。
- 〇地域の産学官金ネットワーク(知的インフラ)の構築により企業のイノベーションを支援する。 総務省、農水省と連携

3. 地域の中堅・中小企業の海外展開支援

- ○地域の中堅・中小企業等の販路開拓支援及び支援人材の育成・活用。
- 〇農商工連携を通じ、農業生産、加工、流通、販売システムの構築等を支援する。 総務省

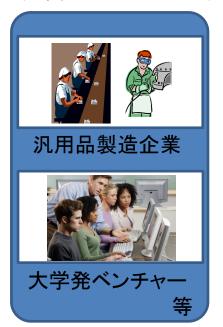
4. 外国企業による地方への投資促進

〇外国企業による地方への投資促進のため、投資支援拠 点の強化や外国企業の取組に対する支援を検討する。4

<参考>地方発GNT企業の創出に向けた目標

- ●ドイツにおいては、世界シェア3位以内で売上高40億ドル以下のHidden Championと呼ばれる企業がドイツ経済の復活を牽引している(輸出を行う中小企業の割合が日本の2.8%に対して、ドイツは19.2%)。※日本の中小企業は従業員300人以下、ドイツの中小企業は従業員250人未満
- ●日本にも、世界シェア上位で売上高4,000億円以下のGNT企業が多く存在し、地域経済を支えている。地域経済の復活の核として、①NT企業をGNT企業に発展させていくこと、②NT企業を生み出していくことによって、地域発GNT企業の創出を加速する。
- ●過去の産業クラスター政策の教訓を踏まえ、参加企業数の増加や研究開発プロジェクトの組成等を 自己目的化するのではなく、個社レベルでの事業化・付加価値の増加を特に念頭に置く。

一般製造・サービス企業



KPI① NT企業の創出を 5年間で200社 以上

(主な支援策) 研究開発 ニッチトップ企業 (製造・サービス)



グローバルニッチトップ企業 (製造・サービス)



(主な支援策) 海外展開



製造: 400社~500社

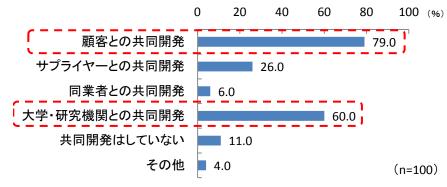
製造: 2,000社~3,000社

GNT企業となる重要な要素。技術力と海外販路

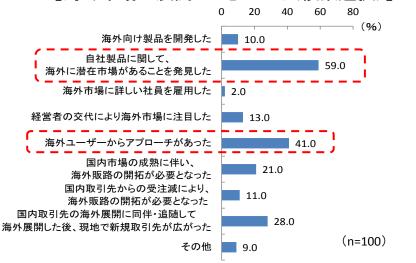
- ●GNTとなる過程で苦労した点は、「優れた製品を開発すること」が最も多く、「自社事業を海外に展開し、顧客を開拓すること」が次に多くなっている。
- ●GNT企業となった今は、約8割が「顧客との共同開発」、6割が「大学・研究機関との共同開発」を 行っている。海外展開した主なきっかけは「海外潜在需要の発見」であるほか、GNT企業の優れた 製品・技術を背景に海外ユーザーからアプローチが来た割合も多い。

【GNTとなる過程で苦労したこと(複数選択※注)】 ※注:重要と思われるものを2つまで選択。 20 40 60 80 100 自社が特化するべき分野を見つけること 効率的な製造方法を開発すること 35.0 単純下請けではなく、顧客の戦略パートナーと 17.0 しての関係を構築すること 事業を海外に展開し、顧客を開拓すること その他 6.0 (n=100)出典:GNT100選企業へのアンケート

【外部との共同開発実施状況(複数選択)】



【海外市場に展開したきっかけ(複数選択)】

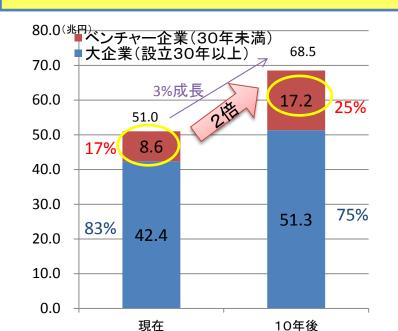


ベンチャー・第二創業の推進

経済成長のエンジンと地域の課題解決の担い手

現状と課題

- ○多くの雇用を生み出し、経済のエンジンとなるのは ベンチャー。(米国では、世界トップ2000社にランクインする 466社のうち約1/3がベンチャー企業。)
- ○新陳代謝が少ない地方においては、自主廃業だけで なく、第二創業・ベンチャーの発掘・育成が重要。
- 〇ベンチャー企業が稼ぐ付加価値を10年間で2倍に (8.6兆円(2011年)を17.2兆円(2021年))
- ○開廃業率(4.5%)を欧米並み(10%)に



主な政策的対応

1. 官公需法の改正

関係省庁と連携

〇官公需において、実績の無い企業は国等に知られる機会が 少なく、信用も十分ではないため、受注機会が限られている。 そのため、創業10年未満の新規中小企業者への配慮を規定 し、創業間もない中小企業の官公需への参入を促進する。

2. ベンチャー企業創出、第二創業支援等

- ○シリコンバレー等に起業家候補を派遣するなど、優れたIT人材等へ の育成・経営指導を行う。
- ○大企業などを含む「ベンチャー創業協議会」を創設し、ネットワーク を形成する。
- ○①新たに起業したい女性・若者等、②財務上の問題を抱え新事業 展開に困難を来している中小・小規模事業者、③新分野に挑戦す る第二創業者などが行う取組を金融面も含め支援する。
- 〇中小企業と同様に地域の事業・雇用を担うNPO法人に対して、政府系金融機関による資金繰り支援を実施するとともに信用保証制度を拡大する。
- 〇市区町村による創業支援事業計画の策定を進めるとともに、全国 200ヶ所以上で「創業スクール」を開催し、地域の創業支援体制整 備を進める。

3. ヘルスケア産業の創出支援

厚労、文科、内閣府等 関係省庁と連携

- 〇自治体・医療機関・民間事業者・金融機関等の連携を促進する協議会の場を活用し、公的保険外の健康サービスを創出するための実証を支援。加えて「地域ヘルスケア産業支援ファンド」による資金及び人材の供給を行う。
- 〇医療機器開発促進のため「医療機器開発支援ネットワーク」を構築 し、開発初期から事業化まで切れ目ない支援を行う。

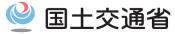
7

参考資料

平成26年10月10日 国土交通省



まち・ひと・しごとの創生に当たっての基本的な考え方



まち・ひと・しごとの創生に当たっては、本年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」において示したコンパクト+ネットワークの考え方を具体化するなどの構造的アプローチが重要

コンパクト+ネットワークの意義・必要性

人口減少下において、各種サービスが効率的に提供できる圏域人口の確保や利便性の向上を図るため、既存ストックを最大限に活用しつつ、コンパクト化(コンパクトシティ・小さな拠点)を行うとともに、交通・情報ネットワークの活用を図る。

多様性と連携による国土・地域づくり

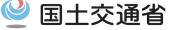
- ①各地域が「多様性」を再構築し、自らの資源に磨きをかける
- ②地域の「個性」に磨きをかけ、地域間の「対流」を 生み出す(対流促進型国土)
- ③複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進

地域づくりのあり方く地域の構造>

- (1)中山間地における「小さな拠点」の活用
- (2)コンパクトシティや高次地方都市連合
- (3)大都市郊外のオールドニュータウンの再生
- (4)大都市の競争力強化

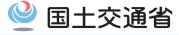
既存インフラを効果的に活用した 交通ネットワーク

① 地方への新しい	② 地方にしごとをつくり、	③ 若い世代の結婚・	④ 時代に合った地域をつ	⑤ 地域と地域を
ひとの流れをつくる	安心して働けるようにする	出産・子育ての希望	くり、安心なくらしを守る	連携する
住み替えの円滑化公共交通の利便性の向上	観光の振興による雇用の 創出建設業・運輸業等の地域 の担い手確保	をかなえる・子育てに適した居住環境の確保・安全に安心して暮らせる空間の創出	コンパクトシティ小さな拠点の活用公共交通の再生・活性化既存ストックの活用	・ 高次地方都市連 合の形成

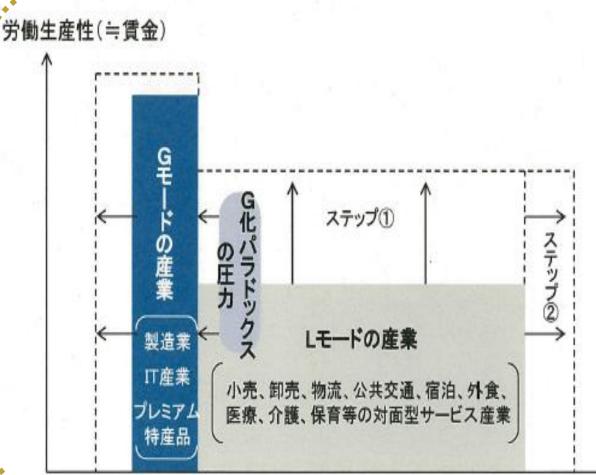


建設業・運輸業等の人材の確保・育成に関する取組等

建設業、運輸業等の人材の確保・育成に関する取組

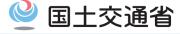


○ 地域の担い手としての建設業、運輸業、造船業等について、生産性の 向上や事業見通しの安定化等を通じ、地方における人材の中長期的な確 保・育成を図る。



- ◆地方に「しごと」が無いわけではない(Lの経済 圏は生産労働人口の先行減少で恒常的な人手 不足時代へ)
- ◆無いのは「相応の賃金」「安定した雇用形態」と「やりがいやプライド」をもって働ける「しごと」(だから若者の流出が続く)
- ◆需要(量的な意味での「しごと」)を作っても、 労働生産性(=付加価値生産額 投入労働時間 続投入労働時間的に上昇しなければ問題は解 決しない。 就労人口数

各業界における就業人数

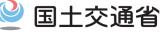


業界		就業人数(全国)		
建設業		338万人(2013年)※1		
運輸業	トラック 84万人(2013年)			
	バス	13万人(2011年)		
	タクシー 34万人(2011年)			
	自動車整備	40万人(2012年)		
物流		169万人(2012年度)※2		
造船業		6.5万人(2013年)		
船員(外航及び内航)		2.9万人(2013年)		
航空(操縦士及び整備士)		1.1万人(2013年)		

約75%が東京都・ 愛知県・大阪府以 外で就業している

- ※1 技能労働者のみの人数
- ※2 事業者からの報告に基づく推計値。なお、ドライバー等については、運輸業においても計上されている。
- (出典) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、日本バス協会「日本のバス事業」、全国ハイヤー・タクシー連合会「ハイヤー・タクシー年鑑」、日本 自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」

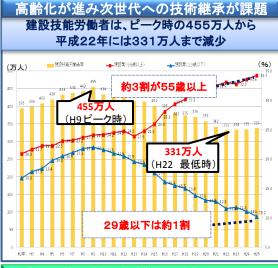
建設業、造船業における担い手確保・育成、女性活躍促進、



建設生産システムの省力化・効率化・高度化

- 〇地域に根付く産業の活性化を通し地域の活力の向上を図る以下の取り組みを推進する。
- ・建設業が「地域の守り手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成、女性の更なる活躍を推進するとともに、改正品確法等に基づき、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を図る。
- ・地域経済を支える造船業における人材不足解消に資する事業の推進及び外国人材の適切な活用

【建設業における中長期的な人材の確保・育成対策】



技能労働者の処遇改善

- ○賃金動向の機動的把握や標準見積書の 活用状況、社会保険等の加入状況の調 査。社会保険等未加入対策の徹底。
- 〇計画的な休暇取得に向けた適正工期の 設定、工程表等の共有化

将来を見通すことのできる環境 整備、教育訓練の充実強化

- ○公共事業予算の安定的・持続的な確保 ○適正利潤を確保するための積算基準の
- 見直し 〇地域社会資本の維持管理に資する方式
- など多様な入札契約方式の導入・活用 ○官民一体で、人材確保・育成に取り組む 地域ネットワーク構築を支援

女性や若手等、多様な人材の活躍

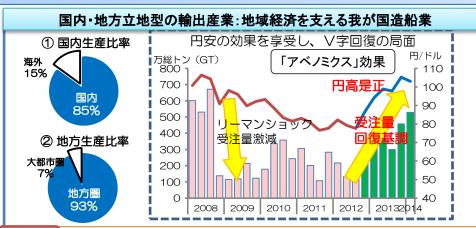
〇トイレや更衣室等、女性が働きやすい現場環境整備、女性の登用を促すモデル工事の実施

○地域のネットワークが共働で行う、女性の活躍を支える活動を支援 ○若手技術者の確保・育成に向けた技術者制度の検討

建設生産システムの省力化・効率化・高度化

- ○適正価格・工期による契約(歩切り根絶、ダンピング排除、適切な契約変更等)
- ○多様な入札契約方式の導入・活用(再掲)
- ○施工時期の平準化(債務負担行為の活用、クリティカルパスの共有等)
- 〇新技術・新工法の開発、現場での活用促進(BIM・CIM、プレキャスト製品等) 〇重層下請構造の改善(工種別等の下請次数の実態調査等)
- ○改正品確法等の浸透(年内に策定する運用指針の周知徹底等)
- ○建設工事の繁閑に応じた技能人材の調整手法の検討
- ○建設企業による担い手確保・育成、生産性向上に向けた取組に対する支援

【造船業における人材の確保、育成】



課題

- ①増産・成長の機会を逃さぬよう、生産現場の技能者の確保
- ②国際競争を勝ち抜いていくための技術者の確保・育成
- ③生産の省力化・効率化

平成27年度重点施策

- ◆地域に根差す造船技術・技能者の確保
- ・産学官協力の下、地域の造船関連産業等が連携したオンジョブ・ トレーニング、共同研修等を実施
- ・教育機関への協力(特別カリキュラム開設、講師派遣等)
- ◆女性等の活躍推進のための就労環境改善·効率化
- ・作業支援装備の開発、安全作業・職場環境指針の策定
- ◆人材育成の高度化・効率化
- ・3Dバーチャルリアリティ技術を活用した作業シミュレータの開発
- ◆即戦力として外国人材を受入
 - ・現行の技能実習制度を上回る監理体制の構築

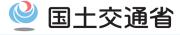


作業支援装備



3D技術活用に よる塗装訓練

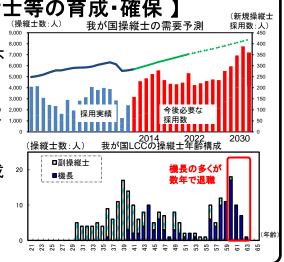
運輸業等における担い手確保・育成等、女性活躍促進



地域を支える運輸業等における担い手確保・育成等、女性の活躍促進を通し、事業の推進が中長期的に見通せる環境整備を図る。

【航空機の操縦士、整備士等の育成・確保】

LCCや地域航空会社等で顕在 心のある短期的な操縦士不 たいしつのある短期的な操縦士不足や航空需要の増大等による 中長期的な操縦士、整備士・製造技術者不足を乗り越え、航空 心を大力の充実や航空機関 を発展等を通じた地域 活性化に資するため、民間養成 を関の供給能力拡充や航空大学校のさらなる活用、操縦士の健康管理向上等を推進する。



【自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進】

地域住民の生活を支える人流・物流ネットワークを担うとともに、地域の雇用の担い手となっている自動車運送事業等※は、中高年層の男性労働力に依存した就業構造となっており、人口が減少していく中、将来的に深刻な労働力不足に陥る懸念がある。 *バストラック、自動車整備等

このため、<u>女性や若年層等の新規就労・定着</u>を促進し、<u>自動車運送事業等</u>における人材の確保・育成に向け、以下の3本柱の取組を実施する。

女性、若年層等の新規就労・定着を促進するための3本柱

採用から定着まで 一貫した取組

女性・若年者雇用の 先駆的モデル事業等 「働き方」を変える 抜本的な取組

<u>||「を活用した</u> 中継輸送実証実験 自動車整備業にお ける外国人材活用 の取組

<u>外国人技能実習制度</u> に係るマニュアル作成等

【海事産業を支える人材の確保・育成(船員)】

◆船員計画雇用促進等事業

海上運送法に基づき認定を受けた日本船舶・船員確保計画に従って、内 航船員を計画的に雇用し、訓練する海運事業者に対する支援を行う。

◆内航船員就業ルート拡大支援事業

内航船員の就業ルート拡大のため、以下の支援を行う。

- •内航船員育成支援事業
- 船員の専門教育機関を卒業していない者の内航船員への就業支援
- •内航船員就業復帰支援事業
- 海上業務から離れた船員の復帰支援

◆技能訓練事業

船員として再就職するために必要な技能訓練費の一部を補助する。

【物流を支える人材の確保・物流の効率化】

産業活動と国民生活の基盤である物流システムを、持続可能かつより高度なものに改革していくため、物流を支える人材の確保及び労働力不足に対応した物流の効率化の促進を図る。

・女性・高齢者・若者等を含めた物流を支える人材の確保

物流産業における労働力不足問題に対応するため、女性・高齢者・若者等の新たな労働者層の就業を促進するための方策に関する調査を実施する。

• 再配達効率化の促進

電子商取引(EC)市場の拡大に伴い、再配達も増加していることから、再配達を削減し、物流を効率化するための消費者の誘導方策を検討する。

・<u>コンテナラウンドユース(空コンテナ輸送の削減)の促進に向けた構造的課題の改善の</u> 促進

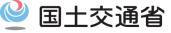
国際海上コンテナの陸上輸送において、空コンテナ輸送の距離を削減するため、コンテナラウンドユース(往復利用)の促進に向けた構造的課題の改善を促進する。

・モーダルシフト(トラックから海運、鉄道への転換)の促進

トラック輸送から効率的な大量輸送機関(鉄道・船舶)へのモーダルシフト 等を推進し、労働力不足への対応や地球温暖化の防止を図る。

附属資料集

観光の振興

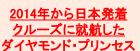


我が国の豊かな海洋の景観・歴史・文化・生活を観光資源として活かし、海洋観光の展開を推進することにより、都市部のみならず地方部への訪日外国人客数・国内旅行客数の増加を図り、地域の活性化・活力維持に寄与する。

- ◆ アジア・クルーズ時代における 我が国のクルーズ振興 ◆
- 「日ASEANクルーズ振興戦略」に基づき、ASEANと共同して、ASEANと日本をつなぐ新しいクルーズルートを調査・開拓
- その一環として海洋を通じてアジアとのつながりが強い国内の地方都市で「アジア・クルーズ・シンポジウム(仮称)」等を開催

クルーズの振興





モデルルート(イメージ)

◆ 国内旅客船の 船旅の魅力向上 ◆

・ 船の内外のデザイン改善や海上(水上)からでしか味わえない景色・体験を訴求する取組等を通じて、外国人も楽しめるフェリー・離島航路・水上バスの「船旅」の魅力向上を進め、先導事例を形成、情報発信を行って、航路の活性化を図る

国内旅客船の船旅の魅力向上



瀬戸内海の多島美を楽しむフェリー・離島航路



セーヌ川等の水上バスに 馴染んだ外国人に人気の 水上バス

◆ マリンレジャー・ ツーリズムの推進 ◆

- ・ 海外で人気のあるヨットチャー タービジネスを地域の海洋観光 資源の対象として実現させるた め実証事業を実施
- ・ 地域を熟知する地方自治体や 他産業と連携し、ヨット・ボートで 巡る新たな観光モデルの実証事 業を実施

マリンレジャー・ツーリズムの推進

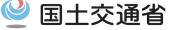


クルー付ヨットチャーター 等新ビジネスを創出



海の駅やプレジャーボートを活用した観光 モデルの実証

クルーズ振興を通じた地域活性化



○寄港地を中心に地域の活性化等に寄与するクルーズ船による訪日旅行を活性化させるため、既存施設を有効に活 用しつつ、 クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等を加速化させ、2020年に「クルーズ100万人時代」の 実現を目指す。

1. 「全国クルーズ活性化会議」(会長: 横浜市長、全国102の首長等が参加) と連携して、クルーズ船社、港湾管理 者、自治体が参加する商談会・シンポ ジウムを開催する。





船社と港湾管理者等による商談会

シンポジウム

2. 外国クルーズ船社等が我が国への寄港を検討する際に必要となる 港湾施設の諸元や、寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブ サイト(※1.※2)の充実を図る。





※1「Wharf Information」(全国86港)

※2「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN (全国72港)

3. 外航クルーズ客に多様なサービス(通信環境の改善や多言語対応等) を提供する海のゲートウェイとして「みなとオアシス」を活用する。





入国手続/ 検疫/書類審査

案内標識等の統一化

4. 外国クルーズ船社等からの問い合わせに、一元的に「ワンストップ窓口」 で対応するとともに、更なる周知を図る。



5. クルーズ船とバスの乗り換え導線の改善などのクルーズ船寄港地にお ける先導的な取組や、クルーズ客にとってのバス等の利用環境の改善、 クルーズ船の日本寄港促進を図るプロモーションを実施し、クルーズ船の 受入による地域活性化を図る。 (平成27年度予算要求中)



アジア地域等においてクルーズ人口が増加する中、クルーズの振興を通じた地域の活性化を 図るため、自動車局、港湾局、観光庁等が連携して取り組む。

観光庁

▶各国のクルーズ関係者が 一堂に会するクルーズイベ ントへの出展及び外国船社 等の寄港地の決定権者等の キーパーソン の招請等によ るプロモーションの実施によ り、クルーズ船の日本寄港 促進を図る。

港湾局

▶クルーズ船とバスの乗り換 え導線の改善、クルーズ船 停泊岸壁周辺における多様 なサービス提供など、クルー ズ船寄港地における先導的 な取組を行い、クルーズ客 の円滑な周遊を図る。(クルー ズ船の受入を円滑化するための先導

※新規制度

自動車局

▶クルーズ客等の訪日外国 人旅行者にとってのバス、タ クシー等の利用環境の改善

▶訪日外国人旅行者の需要 に機動的に対応するため、 輸送の安全確保を前提に. 必要に応じて制度の柔軟な 運用を行い、貸切バスの十 分な供給確保を図る。(観光立 国実現に向けたアクション・プログラム

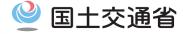
6. 外航クルーズ船の寄港時に 埠頭において臨時の仮設店舗 の免税許可申請を簡素化・円滑 化する。

(平成27年度税制改正要望中)



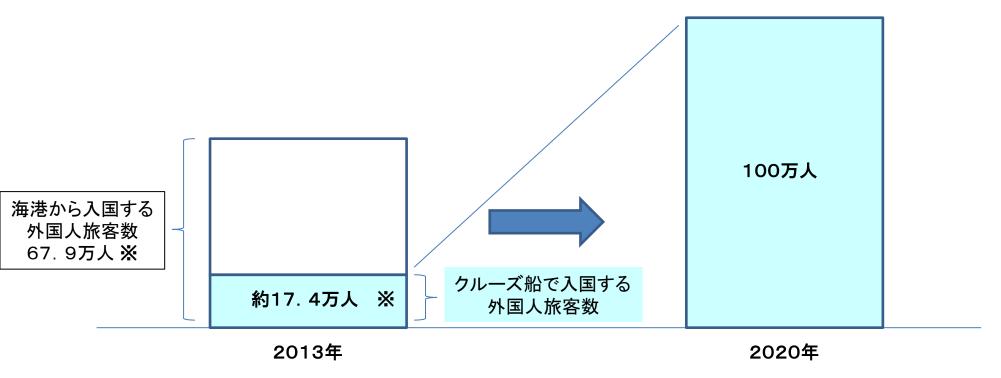
岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

クルーズ船で入国する外国人旅客数

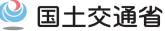


観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014

- 5. 外国人旅行者の受入環境整備
- (4)「クルーズ100万人時代」実現のための受入環境の改善
- 〇寄港地を中心に地域の活性化等に寄与するクルーズ船による訪日旅行を活性化させるため、クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等を加速化させ、2020年に「クルーズ100万人時代」の実現を目指す。



※ 法務省入国管理局の統計による外国人入国者数(乗員を除く)。

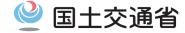


旅客船を中心とした面的な地域公共交通再編(庭児島県甑島航路)

新船高速船「甑島」 【再編前】 【再編後】 上甑島 地域資源を活かした Oパッケージツアーの作 新船の投入 川内駅 成・情報発信 (26.4.2)新幹線駅最寄りの 鹿児島本線 下甑島 川内港への移転により観 :高速船 いちき串木野 :フェリー 光アクセス向上(26.4.2) 上甑島 川内港 「長浜 ✓ 手打 川内駅 島内コミュニティバス , & (100円)の運行 (24.4.1)下甑島 シャトルバス (電気バス) の運行(26.4.2) 鹿児島 利用者数約1割増加 ※平成25年(4-6月)と平成26年(4-6 いちき串木野 寄港地の集約化によ 月)の旅客輸送人員の比較 る時間短縮、コ사削 減(24.4.1)

<u>上記のような地域特性を活かした航路活性化の先導事例の形成を国が支援し、</u> <u>他地域に展開</u>

観光立国の実現に向けた訪日外国人旅行者の受入環境整備



訪日外国人旅行者がバス・タクシー等を利用して国内の観光地に容易にアクセスできるようになれば、旅行の満足度が増すとともに、旅客の利便の増進が図られ、バス・タクシー等における需要の掘り起こしが可能となる。

このため、バス・タクシー等において、訪日外国人旅行者にとっての利用環境の改善を通じて旅客の利便を増進し、特に地方部で低迷が続くバス・タクシー等における需要の底上げを実現する。

<u>観光立国の実現に向けた</u> <u>アクションプログラム2014</u>

- 5. 外国人旅行者の受入環境整備
- (1)多言語対応の改善・強化
- (3)公共交通機関による快適・円滑な移動のための環境整備
- (4)「クルーズ100万人時代」実現のための受入環境の改善

背景

バス・タクシー等における 需要の低迷(特に地方部)

・ 景気の低迷、人口減少等により、バス・タクシー事業等における需要が長期的に低迷。特に地方部においては、乗合バスの路線廃止など、需要の低迷が著しい。

観光地の拡散の傾向

・ 訪日経験が2回以 上のリピーターが増加 しており、これまでの人 気観光ルート以外の 地方部にも訪日外国 人旅行者が容易に足 を運べる環境が必要。

個人旅行の比重の増大

・ ひとり歩きの際の二 次交通としてのバス・タ クシー等の役割が増大 し、バス・タクシー等の利 用環境を改善させていく ことが必要不可欠。

訪日外国人旅行者の利用促進

地域の特性に応じた訪日外国人旅行者の利用環境改善の取組を促進。

1. 各地域で異なる

訪日外国人旅行者の動向把握

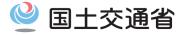
- ・地域ごとのバス・タクシー等の利用動向の把握・ 分析、利用上の問題点の抽出。
- ・バス・タクシー事業者等における訪日外国人 旅行者の利便増進に向けた取組方策の検討・ 具体化。

2. 各事業者における取組の普及促進

- ・各地域の事業者における先進的取組事例を 収集・発信し、事業者の取組を強化。
- ・訪日外国人旅行者への効果的な情報発信 方法を収集・広く普及を図り、利用環境を向上、 需要拡大。

訪日外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境整備の取組を促進

(参考資料)事業者の取組状況と課題①



〇訪日外国人旅行者は、公共交通の利用方法や利用料金、乗り場情報の入手等の面に不便を感じており、<u>バス・タクシー事業者の情報提供</u> 等の不足が指摘されている。

○訪日外国人旅行者が多く訪れる京都などの一部地域を除いて、<u>多くの観光地やその近辺の地域では、</u>バス・タクシー等は<u>外国人にとって利用しにくい交通機関と評価されている。</u>

<訪日外国人旅行者の評価>

※バス・タクシー事業者において、そもそもこのような声が拾えていないのが現状

実際に訪日旅行を行った外国人の声	国籍•年齢
バスの乗り降りの決まりや混み具合に驚いた。京都では後ろのドアから乗車し、下車時は前のドアからでなくては いけない。	ポーランド人(30代)
下町ぐるりバスが循環バスではなく、片道しかなくて、パンフレットがわかりにくかった。	米国人(60代)
地方でのバス利用が難しかった。英語表記がなく、迷ったが、若者より中年のほうが声をかけてくれた。	米国人(30代)
英語による交通機関のウェブサイトがなかったことが問題。そのため、いくつか目的地への行き方を見つけるのに 苦労した。交通運賃や観光地へのチケットもとても高くつく。	イスラエル人(20代)

出典:日本政府観光局(JNTO)

具体的取組事例

取組が行われていない事例

……多くの地域で以下のような状況





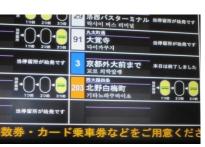
白浜温泉地域(和歌山県)

取組が行われている事例

…… ごく限られた主要観光地

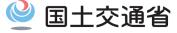






バス停や車内での外国語表記(京都・奈良)

(参考資料)事業者の取組状況と課題②



- 〇国内における主要な公共交通手段である鉄道では、多くの主要駅でナンバリングを実施するなど、訪日外国人旅行者向けのサービスが行われているが、バス・タクシー等においては、一部の例外的な地域でしか訪日外国人旅行者向けの取組が十分に行われていない。
- 〇訪日外国人旅行者が、鉄道とバス・タクシーを乗り継いで目的地に到達できるようにするためには、<u>最低でも鉄道レベルの取</u> 組を、バス・タクシー等においても行っていく必要がある。

事例① 羽田空港における乗り場の多言語表示

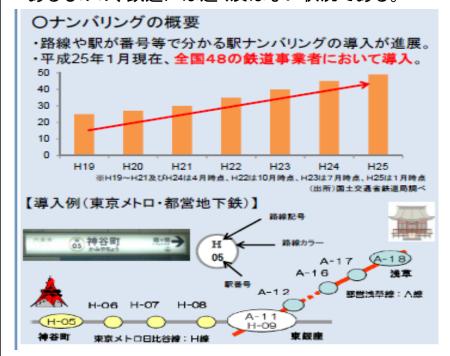


- 〇鉄道駅では、日本語よりも英語が 目立つよう表示しており、外国人 目線でわかりやすい表示となって いる。
- ○バス・タクシー乗り場では、日本語を主体としており、外国人としては 非常にわかりにくい表示となって いる。

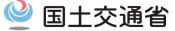


事例② ナンバリング対応

- 〇鉄道では、東京メトロを中心に着実にナンバリング の普及が進展しているところ。
- ○バスにおいては、一部の地域では導入事例があるものの、鉄道には遠く及ばない状況である。

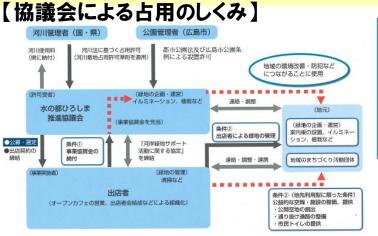


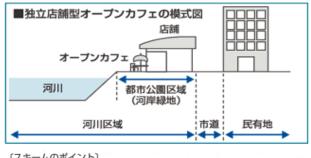
規制緩和と民間活力による地域活性化 (京橋川:広島市)



民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和(河川敷地占用許可準則の緩和)を、平成16 年3月より社会実験(特例措置)として、京橋川を含む全国8区域において限定的に実施。広島市の京橋川では、平 成17年10月に全国で初めて河川空間で民間事業者による常設(独立)店舗を設置する等、河畔空間を活用した民 間企業によるオープンカフェの出店やイベントの開催等によって、にぎわいのある水辺を創出。





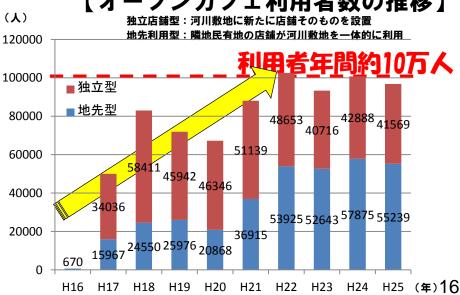


[スキームのポイント]

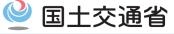
- 民間資金による公共空間整備の実現【利益の社会還元】
- ・出店者の社会的活動により、地域との関わりをつくる【地域貢献(ソフト)】
- ・民間施設の公益的な活用を導く 【地域貢献 (ハード)】



【オープンカフェ利用者数の推移】



「道の駅」による地方創生拠点の形成



地域外から活力を呼び、雇用を創出し、地域の好循環を生む「道の駅」について、地方創生 の拠点として選定し、関係機関が連携して総合的に支援

地域外から活力を呼ぶ ゲートウェイ型

インバウンド観光「道の駅」

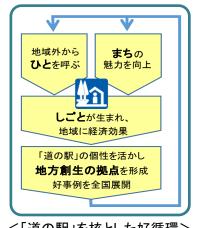
外国人案内所、免税店、無料公衆無線LAN EV充電設備、海外対応ATM 等

観光総合窓口「道の駅」

地域全体の観光案内、宿泊予約窓口 等

地方移住等促進「道の駅」

地方移住のワンストップ窓口 ふるさと納税の情報提供 等



<「道の駅」を核とした好循環>

地域の元気を創る 地域センター型

産業振興「道の駅」

地方特産品のブランド化、6次産業化等

地域福祉「道の駅」

診療所、役場機能、高齢者住宅 等

防災「道の駅」

広域支援の後方支援拠点、防災教育等

道の駅「とみうら」の事例

- ◆地域資源のパッケージ化による 観光ニーズ呼び込み
- 〇 地域の様々な観光資源を パッケージ化し、都市部の 旅行代理店へ販売
 - ・枇杷狩りの受付
 - ・房州うちわ作り体験
 - ・いちご狩り体験



◆地方特産品のブランド化、 オリジナル商品開発・販売

年間ツアーガイド 〇 地方特産品「びわ」のブランド化、商 周期の第0季845 8888 品開発・販売による需要安定 化へ

枇杷関連

商品50種

「道の駅」により

- 約60名の雇用(地域住民の1%)
- ・南房総エリアへ約4億円の経済波及効果を創出

道の駅「からむし織の里しょうわ」の事例

◆伝統工芸の職業体験を通じた移住促進

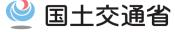


- 〇 伝統工芸の職業体験をする「織姫体 験生制度」を実施
- 体験生は住民票を移すとともに、住 宅を村が用意

※国選定保存技術 「からむし織」

- 「織姫体験生制度」を習得した102名のうち、約 4割が会津地方に移住
- ・そのうち11名が地元住民と結婚

「道の駅」による地方創生拠点の形成



- 道路利用者の休憩施設に始まる「道の駅」は、全国1,000箇所を越え、地域の観光案内機能など、多様に進化。
- 「道の駅」において、多言語に対応した外国人観光案内所や地域の特産品が購入できる免税店、無線LANなど、 外国人観光客のニーズが高いサービスを強化し、インバウンド観光の拠点づくりを促進。

▲ 「阿蘇」(熊本県阿蘇市)

外国人対応可能なスタッフが 常駐し、広域観光や交通情報 を提供(英語、中国語)



多言語パンフレット・WEBサイトで 周辺観光地を紹介 (英語、中国語、韓国語)

〇無料公衆無線LANを設置し、旅 行者が自ら情報取得可能



「道の駅」内に英語による 周辺案内板を設置







日本政府観光局の認 定案内所「カテゴリー 2 Iに該当

○ 外国人観光客のニーズに対応したサービスを提供

外国人の問合せに対するホットラインを設置

外国人による問合せ

ホットライン

英語、韓国語、中国語、ドイツ語の4カ国語対応可能

無料公衆無線LANの設置



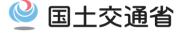
クレジットカードが使用可能



多言語パンフレット・WEBサイトで観光地を紹介



国管理空港等の経営改革(航空局)



空港経営改革の概要

方向性 地域の交通基盤としての空港を活用し、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る必要

現状と課題

特別会計のプール管理 のもとで全国一律の着 陸料等 国が運営することに より地元感覚、経営 感覚が不足 滑走路等の航空系事業と ターミナルビル等の非航空 系事業で運営主体が分離

地元の意見·要望に基づく 地方自治体と国による空港経営改革

地域の実情を踏まえた機動的な着陸料等設定

民間の知恵と資金の 活用 航空系事業と非航空系 事業の一体的経営

地域の実情を踏まえた民間による経営の一体化

災害対応等において国が適切に関与できる民間委託手法の採用

-

民活空港運営法の成立(H25.7.25施行)

期待される効果

- ▶ 航空需要の拡大等による地域活性化
- ▶ 民間の資金と知恵等による利用者利便の向上
- ▶ 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化

民間委託までのプロセス

地元の 意見・要望

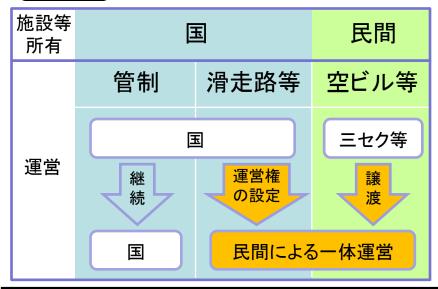
空港経営改革

民間委託の 検討開始 ー体化 スキーム の検討

実施方針等 の策定 運営権者 の選定 民間委託 の開始

民間委託 手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営



「日本再興戦略」改訂2014 中短期工程表(抜粋)

2013年度

2014年度

税制改正要望等

2015 2016 2017 年度 年度 年度 2016 4017

通常国会

・「民間の能力を活用した国管理空港 等の運営等に関する法律」が成立 (2013年6月)、同法に基づく基本方針 を公布(2013年11月)

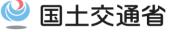
- ・仙台空港特定運営事業等実施方針 の公表(2014年4月)
- ・仙台空港及び関西国際空港、大阪国際空港以外の国管理空港等における 公共施設等運営権の活用について具 体的に検討開始

仙台空港における公共 施設等運営権者の公募・ 選定

仙台空港における運営権者 に対する業務の引継ぎ及び 運営委託の開始

仙台空港及び関西国際空港、大阪国際 空港以外の国管理空港等における公共 施設等運営権の活用について具体的に 検討

19



建設業・運輸業等の人材の確保・育成に関する取組等

建設産業の担い手確保・育成と生産性の向上

- 〇建設投資の急激な減少により、建設企業の経営環境の悪化、現場の技能労働者の減少といった構造的な課題に直面
- ○建設企業の持続力向上、人材の確保を図るとともに、将来の労働力人口の減少も見据え、生産性向上を推進

将来の見通し、続力向上

■ 地域グループによる事業力強化を支援

【地域建設産業活性化支援事業】

地域で中小・中堅建設企業の経営力を向上

[概要]

複数の企業、団体、教育訓練施設等がグループを結成して 行う担い手確保・育成等のモデル的取組に対し、コンサル ティング等により重点的に支援

■「地域の守り手」の確保のための多様な 入札契約方式の導入・活用

【多様な入札契約方式の導入・活用推進】

建設企業が「地域の守り手」として 持続的に役割を果たせる環境整備

[概要]

「地域の守り手」の確保育成、優秀な若手や女性が活躍できる環境整備等の課題に対し、複数年契約や共同受注方式等、新たな入札契約方式で取り組むモデル事業を支援

多様な人材の活用

■ 女性の活躍に地域ぐるみで取組む活動支援

【「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業】

人材確保に加え、女性の活躍を通じ、建設業の活性化と、男女ともに働き易い魅力ある産業へ

[概要]

建設企業、業界団体、教育訓練施設、行政等、地域の 関係者のネットワークが協働して行う、地域ぐるみで女性の 活躍を支える活動を支援

■ 優秀な技術者の活躍促進

【技術者の確保・育成に関する調査等】

優秀な若手技術者が 早期に活躍できる環境整備

[極要]

【概要】 若手技術者の実態把握を行うとともに、早期活躍に向けた 技術検定の受験資格の緩和や配置要件の見直し等、技術 者制度の検討を実施

人材の効率的活用等、 生産性の向上

■ 繁閑調整手法による人材の効率的活用等

【建設技能人材確保·育成促進事業】

技能労働者の処遇改善の推進と人材の効率的活用

[概要]

適切な賃金水準の確保や社会保険等未加入対策の強化 を図るため実態調査を行うとともに、人材の効率的な活用 に資する専門工事業者の繁閑調整手法を検討

■ 行き過ぎた重層化の抑制 等

【下請指導合理化推進経費】

対等な元下関係の構築と、
重層下請構造の改善による生産性の向上

[概要]

下請取引の実態把握を行うとともに、不要な下請次数の 削減のための仕組の構築に向けて、工種別・工事規模別 の下請次数の実態調査を実施

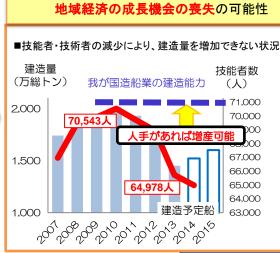
- 〇国土や地域づくりの担い手として、持続可能 な産業へ
- ○企業が将来を見通して雇用できる環境整備
- ○女性や若手等、多様な人材の確保

建設業につながる『好循環』へ

- 〇女性の活躍が、男女問わず、活力と魅力ある
- 〇人材の効率的な活用 〇より円滑に資金が元請から下請、現場の職人 まで行き渡る環境を整備 21

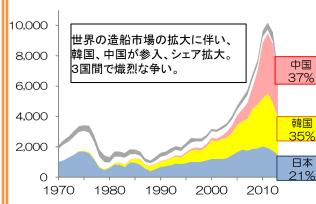
地域経済を支える造船業の競争力強化

造船業の特性:地域経済を支える我が国造船業 ■高い国内生産率、地方生産比率を誇る、地域の中核的 重要産業として造船城下町を形成 ① 国内生産比率 ② 地方生産比率 大都市圏 海外 15% 地方圏 国内 93% 各地域における造船業の生産高シェア 仲多度郡 三原市 伊万里市 丸亀市 佐世保市 今治市 西海市 長崎市 臼杵市 佐伯市 压名郡 円安の効果を享受し、V字回復の局面 円/ドル 万総トン (GT) 800 1 「アベノミクス」効果 110 円高是正 700 100 600 90 500 ーマンショ 80 400 受注量激減 70 300 60 200 50 100 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 20132014



課題1:現場の技能者不足による、

課題2:中長期的に国際競争を勝ち抜いていくためには、 我が国が得意とする省エネ技術力等の一層の 強化が不可欠



- ① 地域の造船業のニーズに応じた人材不足解消に資する事業への支援を実施 $(H27 \sim 28)$
- ■地域に根差す造船技術・技能者の確保
- ・産学官協力の下、地域の造船関連産業等が連携したオンジョブ・トレーニン グ、共同研修等を実施
- 教育機関への協力(特別カリキュラム開設、講師派遣等)
- ■女性等の活躍推進のための就労環境改善・効率化
- 作業支援装備の開発、安全作業・職場環境指針の策定
- ■人材育成の高度化・効率化
 - ・3Dバーチャルリアリティ(3D-VR)技術を活用した作業シミュレータの開発
- ② 外国人材受入のための管理体制の構築(H27~33)
- ・巡回指導の徹底等
- 競争力ある船舶の開発等(H25~29)
- ・次世代の省エネ技術開発支援



の活用例





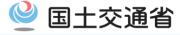






地域人材等の雇用による造船業の成長を実現し、 地域経済の発展を図る

船員の確保・人材育成



船員計画雇用促進等事業

- ◇海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画に従って、船員を計画的に雇用す る内航海運事業者に、次のいずれかの助成金を支給。
- (1)船員計画雇用促進助成金
- →新人船員を試行雇用(最大6ヶ月)した場合に助成。

船員教育機関卒業生 4万円×6月=24万円/1人 その他 6万円×6月=36万円/1人

- (2)新規船員資格取得促進助成金
- →新人船員に必要な資格(海技士や危険物取扱など)の取得費用1/2を助成。 ※グループ化などを実施した場合、両方の助成金を支給(最大51万円)

上限 15万円/1人

効果

- ◆若年船員を集中的に確保・育成
- ◆中長期的な人材育成を確立して船員不足を解消し、海上輸送の安定を確保

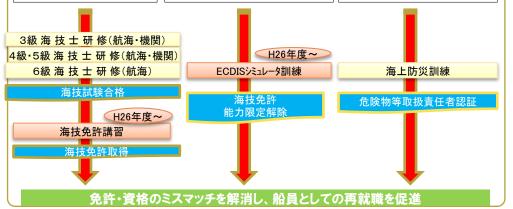
技能訓練事業

◇船員雇用促進センター(船特法指定)が、離職船員の雇用を促進するため、知 識又は技能の習得及び向上のための訓練の機会を提供

国際条約に基づき、船長、 航海士、機関長、機関士に なるには、船舶の航行区 域、大きさ、機関出力に応 じた免許が必要(船舶職員 法)

国際条約に基づき、ECDIS(電子|国際条約に基づき、タンカーの 海図情報表示装置)を搭載した船 船長、航海士、機関長、機関士 |舶の船長、航海士になるには、能| になるには、輸送する危険物 力限定を解除した免許が必要(船 (石油製品・ガス・ケミカル)に応 舶職員法)

じた資格が必要(船員法)



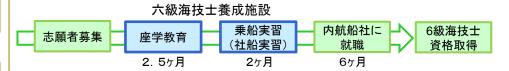
内航船員就業ルート拡大支援事業

(1)内航船員育成支援事業

- ◇新たな船員就業ルートとして、船員の専門教育機関を卒業していない者の内航 船員への就業を促進するため、未経験者が短期で海技免状を取得できる6級海 技士短期養成制度について.
 - ○航海に加え機関の短期養成制度を新設

短期養成課程(4.5ヶ月)卒業者は

- ・資格取得に必要な乗船履歴を2年 → 6ヶ月に短縮
- ・国家試験の筆記試験免除(身体検査のみ)
- ○新たなシステムとして、制度の安定・拡大に必要な支援等を実施



- ・志願者の募集に係る費用への補助(新規)
- ・社船提供船社に対する社船実習費用への補助(新規)
- 若年船員を雇用した内航船社に対する助成金の支給(拡充)
- ・6級海技士(機関)短期養成制度の新設に係る海技資格制度事務処理システム プログラム改修(新規)
- ・将来ニーズ等に関する調査(新規)

(2)内航船員就業復帰支援事業

◇海上業務から離れた船員を内航船の即戦力として活用するため、こうした船員を雇 用し復帰のための教育訓練を行う内航海運事業者に対して必要な支援を行う。



物流における女性・高齢者・若者等を含めた労働者確保対策事業

背景

物流産業においては景気回復に伴い労働力不足が顕在化しつつあるが、物流産業従事者の中核を占める中高年男性は今後大量退職を迎えることから、労働力不足問題への対応が重要な課題となっている。

このため、物流産業の各職種への就業が比較的少ない労働者層(女性・高齢者・若者等)の就業を促進することにより、持続可能な物流産業への転換を図ることが必要である。

検討内容

①物流事業者及び求職者の意向把握

女性・高齢者・若者等の物流産業への就業意向等の実態把握を行うとともに、これらの労働者層の物流産業への効果的・効率的な就業促進策を検討する。

〇調査項目

(対物流事業者)

- ·女性·高齢者·若者等の雇用状況/雇用意向/就業の阻害要因の把握 等 (対求職者)
- ・女性・高齢者・若者等の物流産業への就業意向の把握
- ・物流産業に対するポジティブ・ネガティブ両面のイメージ及び誤解の把握 等

②荷主と物流事業者のパートナーシップに基づく労働者不足対策の検討

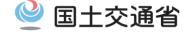
荷主の物流センター等での長時間の待機、事前合意のない荷役作業の要求などの、物流の効率化を阻害している商慣行やオペレーションの実態を把握する。

その上で、適正化に向けたガイドラインの策定等を行い、トラックの 運行の効率化を図る。さらに、大量の貨物の荷役を行うほどの体力 がない女性・高齢者等の就業拡大に向けた環境の整備を図る。



物流業界への女性・高齢者・若者等の就業促進

自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進



地域住民の生活を支える人流・物流ネットワークを担うとともに、地域の雇用の担い 手となっている自動車運送事業等※は、中高年層の男性労働力に依存した就業構造 となっており、人口が減少していく中、将来的に深刻な労働力不足に陥る懸念がある。

このため、<u>女性や若年層等の新規就労・定着</u>を促進し、<u>自動車運送事業等における人材の確保・育成</u>に向けた総合的な取組を実施する。

※バス、トラック、自動車整備等

【骨太の方針2014】

第2章

1. (3)複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進 運輸業における人材確保・育成対策を総合的に推進

【日本再興戦略】

- 第二 3つのアクションプラン
- 一. 日本産業再興プラン
- 2. 雇用制度改革・人材力の強化
- 2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍
 - 推進/外国人材の活用
- (3)新たに講ずべき具体的施策
- 交通関連産業等における人材の確保・育成対策を総合的に推進

女性、若年層等の新規就労・定着を促進するための3本柱

採用から定着まで 一貫した取組

女性・若年者雇用の 先駆的モデル事業等

女性・若年層雇用に取り組む<u>先駆的なモデルケースの創出</u>、先進事例等を収集・分析した<u>ガイドライン作成</u>、シンポジウム等を通じた普及啓発等を実施。

「働き方」を変える 抜本的な取組

<u>ITを活用した</u> 中継輸送実証実験

官民連携のもと、<u>ITを活用した運行管理・労務管理システムを開発</u>し、当該システムを用いた中継輸送の実証運行を実施。

自動車整備業における外国人材 活用の取組

<u>外国人技能実習制度</u> に係るマニュアル作成等

自動車整備業における外国人技能実習制度について、技能評価システムの構築等の 調査や、制度活用時の手続、注意事項等を まとめたマニュアル作成。

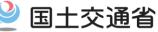
中継輸送イメージ

- ⇒ 複数人で運送を分担する「働き方」
- ・中継輸送の導入により、<u>その日のうちに発地まで帰ることができる</u>ようになり、不規則な就業形態や長時間労働を解消。
- ・<u>多様な労働ニーズを組み合わせて運送</u>を行うことが可能となり、<u>女性向けの</u> 短時間勤務なども可能に。



- ○<u>女性、若年層等の新規就労・定着促進</u>などによる<u>人材の確保・育成</u>
- 〇地域住民の生活を支える**人流・物流ネットワークを確保**し、**地域の活力を維持**

(参考資料)自動車運送事業等における人材確保・育成の現状と課題①



- ▶ 女性比率がわずか2%程度であり、女性は殆ど皆無といっていい状況。
- ▶ 平均年齢が高いだけでなく、40歳未満の若い運転者が少ないことが問題。例えば、40歳未満の運転者の割合は大型トラックで 1/4、バスで1/5にとどまる。
- ▶ 労働時間が全産業と比較して<u>1~2割長い</u>一方で、年間所得は<u>1~4割低い</u>。



- ⇒ 労働条件が悪く、**女性や若者の新規就労が少ない**中で、既に就労している中高年男性が運転者を 続けて業界を支えているという状態。
- ⇒ こうした状態が続けば、**現役世代が引退した後、深刻な労働力不足**に陥るおそれ。

			トラック	バス	タクシー	自動車整備	全産業平均	
	運車	云者▪整備要員数	^{※A} 84万人	**: 13万人	34万人	40万人	-	
4 4		(女性比率)	^{**A} 2.4%	*c 1.4%	2.3%	*2 *F 2.1% <	[*] 42.8%	
就業構造		平均年齢	** ¹ ** ⁸ 46.2歳	^{※B} 48.3歳	^{※B} 58.3歳	43.5歳	**B 4 2.0歳	
造 		労働時間	** ¹ * ⁸ 220時間	209時間	196時間	192時間	**B 1 77時間	
		年間所得額	* ¹ ^{*B} 418万円	*** 440万円	297万円	^{※₿} 419万円 〈	※B 469万円]\

- ※1 大型トラック運転者。
- ※2 自動車整備専門学校の入学者に占める女性割合。
- (出典) ※A 総務省統計局「労働力調査」、 ※B 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、
 - ※C 日本バス協会「日本のバス事業」、 ※D 全国ハイヤー・タクシー連合会「ハイヤー・タクシー年鑑」、
 - ※E 日本自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」、
 - ※F 全国自動車大学校·整備専門学校協会資料

【要 因】

深夜・早朝や休日などの<u>不規則</u>な就業 形態

長距離トラック・バスの<mark>長時間</mark>拘束

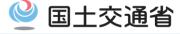
荷役作業や整備などの力仕事

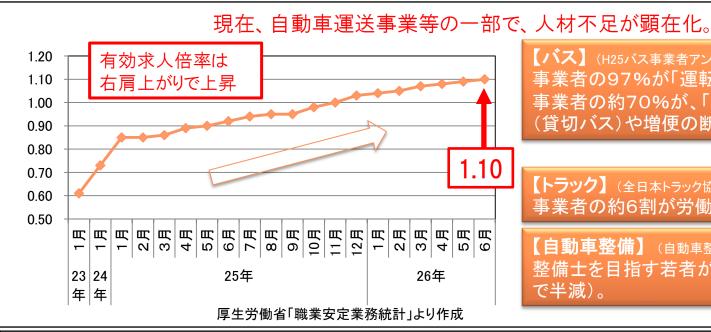
賃金低下による魅力低下

大型・中型・二種免許取得に運転経歴が必要なため、高校新卒者よりも即戦力となる中途採用を重視

経営者が女性・若者を労働力とみておらず、<u>リクルート・労働環境の整備を</u> **念ってきた**こと

(参考資料)自動車運送事業等における人材確保・育成の現状と課題②

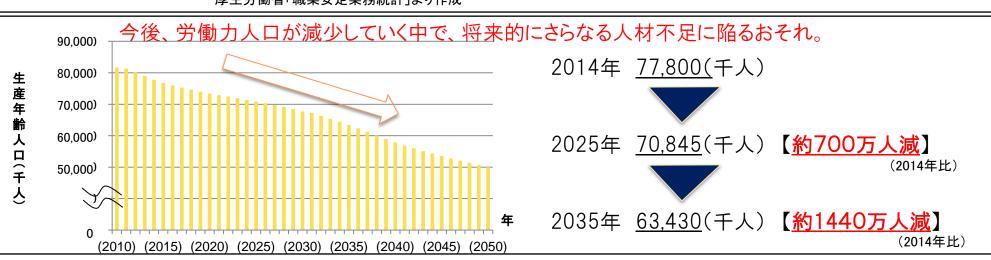




【バス】(H25バス事業者アンケート・ヒアリング結果) 事業者の97%が「運転者不足による影響」を認識。 事業者の約70%が、「運転者不足により、受注機会の喪失 (貸切バス)や増便の断念(高速バス)を経験」と回答。

【トラック】(全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感(速報)」) 事業者の約6割が労働力不足を認識。

【自動車整備】 (自動車整備技術の高度化検討会(平成25年9月)報告書」) 整備士を目指す若者が激減(整備学校入学者数が10年間 で半減)。



(参考資料)自動車運送事業等における人材確保・育成の現状と課題③



取組事例

〇トラック、バス、タクシー業界における女性ドライバー活躍に向けた取組事例。

トラガールサイトの開設

- 全国各地の<u>現役トラガールに</u>インタビューを実施。
- 自動車局HPにおいて、その 活躍の様子を紹介するととも に、女性が活躍できるフィー ルドの広さやドライバー業務 の魅力についてPR。
- 免許取得等や、女性のライフ イベントに合わせた柔軟な働 き方の提案等について、わか りやすく発信。



トラック業界の取組

・ 自社の他、配送先等での 女性が利用しやすいトイレ の整備等を進めるため、 荷主等に対し協力を要請 するなど、広く関係業界等 の協力を得ながら、女性 が働きやすい職場環境の 整備に努める。



トラック分野における女性の 活躍を支援・促進すること等 を目的に、女性の視点から開 発されたトラック

バス事業者 (遠州鉄道)の取組

- ・ 平成26年4月から9月末まで「女性バス運転者積極採用キャンペーン」を実施中。
- 自社のHPに女性運転者募集の特設サイトを創設するとともに、大型二種免許の取得費用を全額負担するなど、女性運転者を積極的に採用。



タクシー事業者 (国際自動車)の取組

女性ならではの感性を
 発揮できる「ホスピタリ
 ティアテンダント」を募集。

【概要】

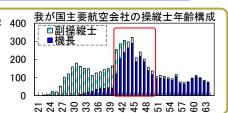
迎、②子どもの送迎、③高齢者の外出等をサポートするなど、女性ならではのホスピタリティが発揮できる職場環境を整備。

女性運転者が、①病院の送

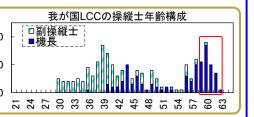
・今年度、ホスピタリティアテンダント採用8名(全体の女性運転手60名)

操縦士に関する現状・課題

- ○航空需要の増大に伴い、操縦士需 要も拡大
- 〇我が国航空会社の操縦士が15~ 20年後に大量退職する見込み
- ➡ 中長期的な操縦士不足のおそれ



- OLCCでは、主力となっているベテラン 機長が今後数年で退職
- 〇地域航空会社も操縦士確保が困難 10
- 〇一部航空会社では減便も発生
 - ➡ 短期的な操縦士不足に直面



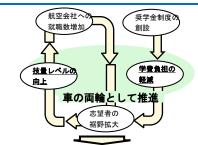
操縦士等の不足が地方を含む航空ネットワーク充実のボトルネックとならないよう、操縦士等の養成・確保の促進が必要

施策の概要

LCCや地域航空等で顕在化しつつある短期的な操縦士不足や航空需要の増大等による中長期的な操縦士、整備士・製造技術者不足を乗り越え、航 空ネットワークの充実や航空機関連産業の発展等を通じた地域活性化に資するため、民間養成機関の供給能力拡充や航空大学校のさらなる活用、 操縦士の健康管理向上等を推進する。

民間養成機関の操縦士供給能力拡充

LCCや地域航空会社等への操縦士供給源とし て期待される民間養成機関(地方大学を含む私 立大学等)において、量の拡大と質の確保を両 立させる観点から、技量レベル向上のための取 組、高額な学費負担を軽減するための奨学金制 度の設計検討の取組等を推進する。



質・量の両面から民間養成機関の供給能力を拡充

航空大学校のさらなる活用

我が国の操縦士の安定的な供給源として中心的な 役割を果たすとともに、地方空港を活用して操縦士 の養成を行っている航空大学校について、燃料費 が高騰する中での確実な訓練を確保し、民間養成 機関への技術支援強化等を通じて我が国全体の 操縦士養成能力拡充に寄与する。





操縦士・整備士の共同養成の実施促進等

単独では操縦士を養成することが難し い小規模な地域航空会社等が共同で 操縦士を養成できるよう、既存養成施 設を活用した共同養成スキームの構 築の検討等を行う。



操縦士の健康管理の向上

LCCや地域航空会社等の健康管 理体制を強化し、健康管理の向上 により現役操縦士の有効活用を図 るため、航空身体検査に係る情報 共有システムの整備等を行う。

航空身体検査に係る情報共有システムの構築(イメージ)



その他

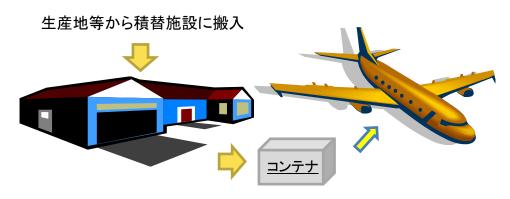
自衛隊操縦士や外国人操縦士のさらなる活用、自社養成の促進、地方空港の操縦士訓練への活用、整備士資格の制度・運用の見直し 等

農産物等の輸出促進に必要不可欠な高品質輸送体制確立事業



- ○政府では、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月閣議決定)に基づき、2020年に農林水産物・食品の輸出額を倍増(約4,500億円→1兆円)させることを目指しており、国土交通省は農林水産省と連携して輸出物流の改善に取り組んでいる。
- 〇農産物等の輸出促進のためには、質の高い我が国農産物等を海外の小売店や飲食店まで高い鮮度を保持したまま届けることが重要であり、そのためには、積替地点での待機中及び輸送中の温度・湿度等の管理を高精度で実現し、輸出過程での品質劣化を防止するための対策を講じることが必要である。
- ○積替拠点での待機中及び輸送中の品質管理の実態、最新の技術動向、新技術の実用化・普及に向けた課題等を把握するとともに、高品質輸送を 実現するための物流施設及び輸送用資機材の要件等を検討する。

積替地点における輸送の例

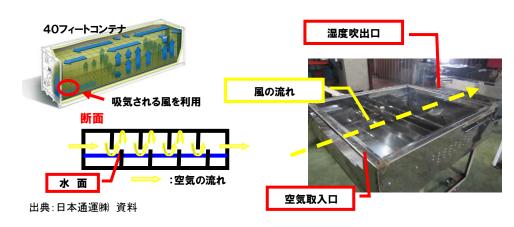


積替施設から輸送機に搬入

温度・湿度管理を行わない状態で時間が経過 →農産物等の劣化が進行

研究中の新技術の例

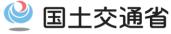
- ・庫内温度-5℃~+30℃で湿度を90%~100%に保つ事で、生鮮物からの 水分蒸発を抑制する。
- ・庫内湿度を100%未満に保つので水滴が発生しない。(段ボールが痛まない。)



調査内容

- ・積替地点での待機中及び輸送中における品質管理の実態把握
- ・最新の技術動向の把握及び新技術の実用化・普及に向けた課題の整理
- ・品質確保のための施設、輸送用資機材、オペレーション、制度等の課題整理
- ・品質確保上の課題に対する対応方策の検討
- ・高品質輸送を実現するための物流施設及び輸送用資機材の要件 の特定
- 輸送用資機材の品目別の適合度合いの検討

地方航空路線活性化プログラム



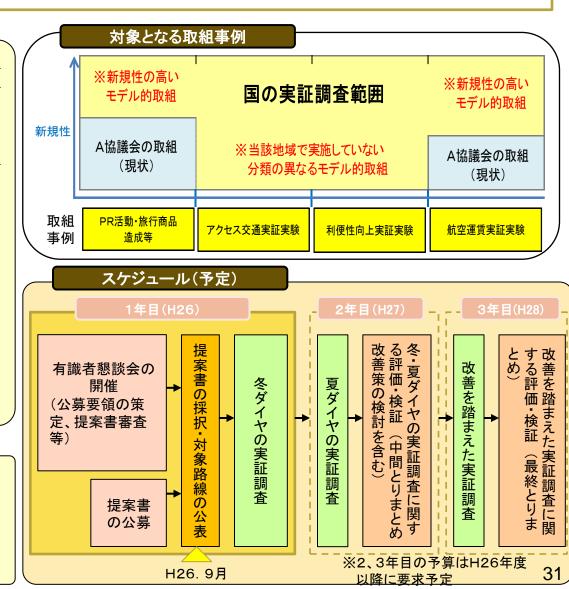
- ➤ 一定の旅客需要があるが、代替交通機関がない、又は不便な条件不利地域を発着する航空路線
- ▶ 地域主体で路線維持に向けた取組を継続している航空路線(支援のニーズがある路線) について、国として評価した路線維持に向けたモデル的取組に係る実証調査を実施。

プログラムの概要

- 〇 地域や航空会社等を構成員とする地域の協議会による<u>主体</u> <u>的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組に</u> <u>ついて実証調査</u>を実施。
- 実証調査は、要件に合致する路線を抱える空港が所在する周辺の自治体・地元企業、空港管理者、航空会社等で構成する地域の協議会が行う取組を対象に行う。
- 対象路線の要件
- ① 年間旅客数が概ね10万人以下の路線。
- ② <u>代替交通機関を利用した場合概ね4時間以上</u>を要する路線、 又は代替交通機関がない路線。
- ③ 航空便の<u>直行経路と乗継経路の時間差が概ね90分以上</u>の 路線、又は乗継便として適当な便がない路線。
- ④ <u>シングルトラック</u>であり、かつ<u>1日あたり2便以下</u>しか運航されていない路線<u>(プロペラ機の場合は運航便数を問わない</u>。)
- モデル的取組の実証効果は、全国の他の地方航空路線の取組に波及させていくことを想定。

予算規模等

- •平成26年度予算額
 - → 約3.2億円(1路線当たり、36百万円 (提案内容によっては増額)
- ·対象路線数 → 8路線
- ·取組期間 → 3年間を予定
- 提案者 → 自治体、地元企業、空港管理者、航空会社等で構成する地域の任意協議会



ビッグデータの活用等による地方バス路線事業の経営革新支援



国土交通省

厳しい経営状況にある地方の路線バス事業について、自立的な経営の実現を図るため、モデル地域・事業者における取組みを踏まえたビッグデータの活用等による汎用的な新しいビジネスモデルの策定を行い、各地域での導入・普及を促進する。

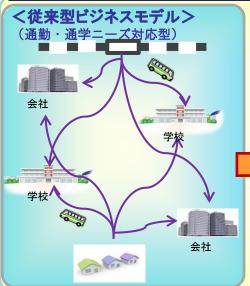
【日本再興戦略】

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン(改訂版 工程表)

ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの利用方法及び分析手法を検討

モデル地域・事業者における取組のイメージ



①マーケティングの実施

- ○潜在的な利用者ニーズの把握
- 情報発信を通じた人の移動情報等の収集 (GPS情報、SNS等)
- ○バス利用・運行情報の把握
- ・ICカード、運賃箱、赤外線センサー、 バスロケーションシステム情報等の収集

4広報・営業活動

- ○ターゲットを絞ったきめ細やかな 広報・営業活動
- スマートフォン等への情報発信
- ・バス停周辺住民全戸への分かりやすいバ スマップの配布
- ・バス停周辺住民向けの乗り方教室の開催
- ・少・中学生向け出前講座等

継続的実施

②ビッグデータの可視化・分析

- ○収集したビッグデータ、既存情報 (人口データ、施設情報データ等) の整理
- ○各種データの可視化・分析

③最適な路線・ダイヤの設定等

- ○路線・ダイヤの見直し、最適化
- 〇新規路線の設定、新たなサービス の創出

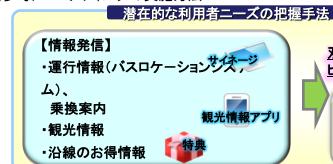


各地域での導入・普及

1,0,% C 1,4,1 C 1,0

(参考)マーケティングの実施方法

自立的な経営の実現



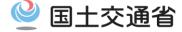
双方向コミュニケーション型 ビッグデータ活用モデル

【利用者情報の取得】

- ·GPS位置情報
- ・ニーズなどのつぶやき
- ・アンケート(赤外約



CLTの活用等木造住宅・建築物の振興による地域産業の基盤強化



地域産業の基盤強化

- CLT(直行集成板)は、木材を多用し、軽さと施工性に優れ、木造による中層・大規模な 建築物への道をひらく新製品。
- 〇 我が国の人工林が成熟期を迎えており、CLTの普及等により木造住宅・建築物の振興を図ることで、地域産業の活性化に寄与。



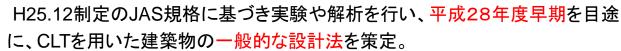
CLTパネル

ラミナ(板材)を繊維方向が 直交するように積層接着し た集成パネル。

パネル同士をボルトや金物 で接合して組み建てて建築 物とすることが可能。

現状と国土交通省の取り組み

- 建築基準策定、先導的な設計・施工技術を導入する建築物への支援、地域における木造住宅の生産体制強化を実施しており、引き続き総合的に推進。 なお、林野庁によるCLTに係る実証的建築への支援、新工法開発、生産体制の 構築や担い手育成とも連携。
- 現状では、CLTの強度や耐火性能が明らかでないため、①個々の建築物に応じた実験データ等に基づき、精緻な構造計算を行い大臣認定、②仮設建築物とする等により建設可能。現在の認定件数は1件で、各地でプロジェクトが進行中。



- → 低中層の建築物を中心に普及
- ※ 現在、開発されているCLTパネルや接合部材を前提にした場合、構造的には地震力を考慮し5~7階、防火的には市街地火災を考慮し4階程度となる。これ以上の階数については、民間の技術開発等の状況を踏まえ、大臣認定等で対応。



▲ ①認定第1号 3階建て共同住宅



▲ 先導木造への補助CLT工法のホテル



▲ ②仮設建築物 平屋建て展示施設



▲ 実大振動台実験 (Eディフェンスで予定)



● 9階建て共同住宅 【イタリア(ミラノ)】 イタリアはヨーロッパ有数の 地震国であるが、ミラノで設 計に用いる地震の大きさは、 日本に比べて約5分の1の 大きさで、単純比較は困難。